

平成29年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

平成29年 12月5日 開会

平成29年 12月6日 散会

大多喜町議会

平成29年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第1号（12月5日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
一般質問	6
末吉昭男君	6
山田久子君	17
野中眞弓君	36
渡辺善男君	51
吉野一男君	62
散会の宣告	71

第2号（12月6日）

出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定による出席説明者	73
本会議に職務のため出席した者の職氏名	73
議事日程	74
開議の宣告	75
一般質問	75
根本年生君	75
吉野僖一君	93

諮問第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
日程の順序の変更	102
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
請願第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
日程の追加	133
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
日程の追加	135
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
休会について	139
散会の宣告	140
署名議員	141

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成29年12月5日(火)

午前10時00分開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	金杉孝枝
------	------	----	------

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成 29 年第 1 回議会定例会 12 月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、平成 29 年第 1 回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより 12 月会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成 29 年第 1 回議会定例会 12 月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議会定例会 12 月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

特に、本日の会議は、私ごとで恐縮でございますが、来年 1 月 28 日が任期満了であり、1 期 4 年の最後の議会ということで、この 4 年間、議員の皆様には、町政推進に当たりまして多方面からのご支援、ご協力を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書により、ご了承いただきたいと存じます。

その中で、11 月 5 日の防災訓練は、上瀑地区の区長会を初め各種団体の協力のもと、260 名の参加をいただき開催することができました。また、12 月 3 日には消防団の査察が実施されました。これらを通じ、各区長及び消防団から消防・防災に関する数多くの要望が提出されましたが、より優先度の高いものから順次予算化をさせていただく予定でありますので、ご報告させていただきます。

また、11 月 9 日には大多喜中学校で中学生議会が開催されました。一般質問を通じて、

中学生のふるさと大多喜に対する深い愛着を感じることができました。

さて、本日の 12 月会議でございますが、あすにかけて 7 名の議員による一般質問が予定をされており、その後、人権擁護委員候補者の推薦議案、介護保険条例の一部改正議案、損害賠償の額を定める議案、そして一般会計と 3 つの特別会計の補正予算、特別養護老人ホーム事業会計補正予算に関する議案をそれぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第 1 回議会定例会 10 月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、11 月 8 日に第 2 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして 11 番山田久子君から報告願います。

11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 平成 29 年第 2 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

去る 11 月 8 日に開催をされました。

初めに、空席でありました副議長に千葉県町村議会議長会より推薦がありました栄町議会の大野博議員が就任をされました。

議事日程は、議案 7 件の上程と一般質問 2 件が行われました。

主な議案は、監査委員の選任について、暴力団排除条例の制定について、平成 28 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、平成 29 年度一般会計・特別会計補正予算についてでございます。

決算の状況ですが、一般会計の歳入決算額は 20 億 7,614 万 2,135 円、歳出決算額は 18 億 2,242 万 9,370 円で、歳入歳出差引額は 2 億 5,371 万 2,765 円であり、これは翌年度に繰り越しをされております。

特別会計の歳入決算額は 5,655 億 3,811 万 454 円、歳出決算額は 5,525 億 4,305 万 6,314 円で、歳入歳出差引額 129 億 9,505 万 4,140 円は翌年度に繰り越しをされております。

平成 28 年度末の千葉県の後期高齢者被保険者数は 73 万 6,850 人で、前年度に比べ 3 万

8,745人、5.55パーセント増加し、千葉県人口の11.80パーセントとなっております。

後期高齢者の医療費の状況は、全国の傾向と同様に毎年伸び続け、平成28年度は速報値で約5,815億円となりました。伸び率は4.4パーセントの増で、全国平均の1.6パーセントと比較するとやや高い伸び率となっております。後期高齢者の1人当たりの医療費は全国的に見ても低い水準、平成27年度全国47都道府県中43位となっており、平成28年度は81万3,608円で、全国平均よりも12万991円低くなっております。医療費が年々伸び続ける中、平成28年度の1人当たりの医療費についてはやや減少しているところでございます。

いただきました資料より、大多喜町の平成28年度の1人当たりの医療費を見ますと81万9,829円で、県内54市町村中、医療費の金額の多いほうから数えて21番目となっております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、12月1日に第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして4番根本年生君から報告願います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それでは、平成29年12月1日に夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

主な会議日程につきましては、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）、次に議案第2号 夷隅環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例及び夷隅環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 平成29年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、これは主に人件費の補正でございました。続きまして認定第1号 平成28年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定について。

以上が会議事件として取り上げられ、全て満場一致にて可決されたところでございます。

なお、詳しい資料につきましては事務局のほうに用意してありますので、ごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、11月27日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本12月会議の審議期間は本日から明日12月6日までとします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご了承願います。

また、本日、職員研修の一環として課長補佐級の職員が傍聴していますので、ご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 根本年生君

5番 吉野僖一君

を指名します。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 末吉昭男君

○議長（野村賢一君） 初めに、10番末吉昭男君の一般質問を行います。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 10番末吉昭男です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。トップバッターということでプレッシャーもかかっていますが、よろしく願いいたします。

今回は3つの項目につきまして通告いたしました。

まず初めに、郷土資料についてお伺いさせていただきます。

大多喜町の文化財は、国指定の文化財が1件、県指定の文化財が7件、国登録有形文化財

が6件、町指定文化財にありましては168件もあります。これは、県内市町村と比較いたしましても非常に多いというふうになっております。

また、文化財以外にも、旧石器時代からの石器から近世に至るまで、大多喜町の歴史を知る上で貴重な資料がたくさんあると思いますが、町民の大部分の方は残念ながら知らないのではないのでしょうか。

人口の減少を食いとめるために、町ではさまざまな事業を展開しておりますが、ふるさと大多喜に愛着を持つことは大切だと思います。通学や就職先などの関係で町外に転出しても、町に愛着を持つ、誇りを持つことにより、将来大多喜町にUターンする人もいます。

町の郷土資料としてどのような資料があるかお伺いさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 町の郷土資料としてどのような資料があるかとの質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

末吉議員のおっしゃるように、本町では近隣市町村の中でも有数の指定文化財を保有しているわけでございます。

主なものとして、大多喜城下の町屋建築である国指定の渡辺家住宅、大久保家、田嶋家などの国登録文化財、全国的にも非常に珍しい紺屋区の県指定、馬頭観音像、町指定ながら県下最古の円照寺釈迦涅槃図、また鎌倉時代以降の曼荼羅などの仏教関係資料、本多氏時代の山中郷検地帳を初めとする多くの検地帳、大多喜城と歴代城主の資料がございます。また、指定文化財は平安時代以降のものが多いところでございますが、末吉議員のご質問にありましたように、旧石器時代の石器や縄文時代、弥生時代の石器や土器なども発掘されております。

町の歴史を知る上で重要な資料であるものが多く現存しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

大変貴重な町の歴史資料があるにもかかわらず展示されておらず、町民として非常に残念に思います。町として貴重な郷土資料を広く町民に展示し、町の歴史を町民誰もが目で見て確認できることは、みずからの郷土に愛着を持つためにも必要だと思います。郷土資料の保管や展示についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 展示可能な資料で、それらの保管はどうなっているのか、ま

た今後展示することを考えているかとの質問でございますが、ただいま申し上げました資料のうち、史跡・建造物は町の観光の目玉として活用されておりますが、彫刻、工芸品、歴史資料などのうち、県立中央博物館大多喜城分館に寄託されているものは適正に保管されており、常設展または企画展に際して展示される場合があります。

一方、町指定文化財の多くを占めます個人や地区所有の物は自宅等で保管されているため、通常保管する環境としては全てがよい状態で保管されているとは言えず、また、展示や公開される機会もほとんどないのが現状でございます。

貴重な文化財でありながら、一般の方はもちろん、町民でさえ認知されていない状況にありますので、文化財審議会など関係者の意見を考慮しながら、今後、展示、活用する機会を設け、郷土の歴史について広く周知していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

今後、関係者の意見を聞きながら展示、活用する機会を設けるということですので、展示するための問題や展示する場所について、町の考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 展示するための問題点や展示する場所について、町の考えがあればとのご質問でございますが、まず展示するための問題点といたしまして、展示に当たり、文化財を傷める原因として温度や湿度、また光などへの対策が必要となります。特に光に関しましては、紫外線対策として暗幕の設置や蛍光灯の交換が必要になります。また、貴重なものを展示いたしますので、展示用ケースの購入や展示資料の管理及び展示資料の説明ができる職員が必要となります。展示品は、一度設置したら終わりではなく、展示品をかえて常に新しいものを展示していくことも必要になります。

また、展示場所につきましては、中央公民館では、暗幕で紫外線をシャットアウトできる部屋は限られておりまして、また構造上、ロビーなどを使用することは難しい状況でございます。

このため、一つの案でございますが、中庁舎の保健センターぐらいの広さがあると理想だというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 展示することが実現するように、十分関係課と協議して検討していただけたらと思います。また、貴重な郷土資料の展示と観光とを結びつけることも可能だと思いますので、よろしくあわせて検討して下さるようお願い申し上げます。

それでは、続きまして次の2つ目の質問に進みたいと思います。町の公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。

総務省の資料によりますと、過去に行政需要や町民のニーズに応えるため建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用状況も変化しますので、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って公共施設等の最適な配置を実現することが必要だと言われております。

このような背景のもと、大多喜町においても、今後40年間にわたる公共施設等総合管理計画が昨年度作成されました。この計画では、大多喜町の公共施設、建築物の今後40年間の更新費用は総額221億5,300万円と推定され、184億5,600万円の不足額が生じることになります。

公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図ることが必要です。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で所有している老人福祉センターについては、この計画に含まれておりません。町として今後どのようにするか、まだ方針は決定していない状況ですが、仮に改定する場合は、老人福祉センターの機能をどの施設で代替するか検討することになりますが、これも含めて方針、統廃合、長寿命化などを図るのか町の考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの公共施設等総合管理計画での老人福祉センターについての位置づけ等についての質問に、財政課からお答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画は、大多喜町の公共施設等について、今後必要となる大規模改修や建てかえについて多額な財政負担の発生が見込まれることから、今後の公共施設の維持管理等について財政負担の軽減、平準化を図り、効率的、効果的な公共施設のマネジメントに取り組むため作成したものです。

ただいま質問にありました大多喜老人福祉センターは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の施設であるために計画には含まれておりません。

現在、老人福祉センターは指定管理を大多喜町社会福祉協議会が受けており、その期限が

平成 31 年 3 月 31 日となっております。その後の取り扱いについては決定していませんが、施設が建設から 43 年経過し、老朽化していることなどから取り壊しも考えられます。仮に取り壊しとなった場合、現在利用している町の事業などの実施方法などについて検討が必要となります。その際には、既存の他の町施設の更新や統廃合、長寿命化の検討に合わせて、町の公共施設全体の効率的、効果的な運営を図る必要があるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10 番（末吉昭男君） ありがとうございます。老人福祉センターの利用者の多くは町民だと思います。利用者のことを十分考慮いたしまして、これからの計画に反映していただきたいと思います。

次に、庁舎についてお伺いいたします。

本庁舎の増築は 7 年前に完了し、中庁舎も大規模改修済みですが、旧法務局を使用している第 3 庁舎については、計画どおり大規模改修や更新をすると、今後 2 億 3,100 万円の更新費用がかかりますが、今後どのようにするか町の方針を伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 庁舎に関するご質問のため、総務課からお答えさせていただきます。

第 3 庁舎は、平成 14 年 3 月に元法務局を取得したもので、現在は建設課の事務室、永年文書の保管、防災行政無線の放送室などで使用しております。建物は昭和 56 年に建築されたもので、構造は鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積は 355.57 平方メートルで、築 36 年が経過しております。

公共施設等総合管理計画では 30 年で大規模改修を実施し、60 年で建てかえを実施する計画でございます。この計画では、大規模改修の費用を 1 平方メートル当たり 25 万円で計算しておりますので、約 8,900 万円の費用がかかる計画でございます。また、更新する場合は 1 平方メートル当たり 40 万円で計算しておりますので、約 1 億 4,200 万円の費用がかかることになります。

町の方針に関するご質問でございますが、国の指針に基づけば、既に大規模改修を実施すべき 30 年を経過しておりますが、1 階屋根部分の改修を実施しただけで、それ以外の改修は実施しておりません。具体的な計画は現在策定していない状況でございます。これから公共施設全てを含めた更新、統廃合、長寿命化などの計画を策定することになりますので、その計画に合わせて考えていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） まだどうするか最終的に決定していないということですが、町には、先ほどありましたように郷土資料として貴重なものも多くあり、展示可能なものも多いということでございます。また、老人福祉センターについても建築後 43 年が経過し、第3庁舎も元の法務局を使用し、既に 36 年が経過しているということでございます。

いずれも老朽化し、今後、大規模改修や建てかえの時期を迎えることとなります。更新費用や将来を鑑みますと、思い切って第3庁舎を取り壊し、跡地に老人福祉センターと併設か、あるいは保健センターまで統合させた新しい第3庁舎を建築し、現在の中庁舎の保健センターを郷土資料の展示場所として、町民や観光客が気軽に寄れる場所にしたらどうかと思いますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの末吉議員のご質問、大変参考になる質問であろうかと思えます。

特に老人福祉センターにつきましては、町の所有ではなくて広域市町村圏事務組合の施設でございます。そして、社会福祉協議会、ここでいわゆる指定管理を受けてきているところでございます。この施設は実は 30 年度をもって、管理者会議の中で、既にもう老人福祉センターの使命は広域としては終わっていると、こういうことで、30 年度以降については指定管理はしないということは、管理者会議の中で私どものほうに通告されております。そして、大多喜町として考えていただきたいということを私どもに通告されていることは、もう既に議会の中でもご説明してきたところでございます。

それで、今お話のありましたように、やはり 43 年という年数を考えますと、なかなか大規模改修も大変な金額がかかるわけでございます。これはなかなか、引き取るときに、広域ではこれはやってくれませんので、町でやらなきゃいけない話になるわけでございます。一つの考え方として、今ご質問のありましたように、更地にして戻すというのが基本でございますので、一つの考え方として、広域市町村圏事務組合で最終的には解体をして更地にしていただく方法が、一つの方法として非常に有力なものであると考えています。

そうしますと、今お話にもありましたように、そこで使われている、今現在、町民の皆さんがほとんどこの施設は、本当は夷隅郡市の広域市町村圏のものでありますから、地域の全体の市民の皆さんが利用すればよろしいんですが、ほとんどが大多喜の町民が利用しているということで、その使命というのがあるわけでございますが、そういうことで、町民の皆さんが

使っているものをこれからどういうところで代替するかという問題もあります。そういったことも含めまして、また、今の第3庁舎も老朽化の中で、またこれから大規模改修ということになりますと大変な金額がかかります。そうしますと総合的に考えたときに、今、議員の質問にありましたように、一つの考え方として、一つにまとめてやるということは非常に大きなものではなかろうかと思えます。これは全体的なものを十分考えながら検討させていただきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。まだまだこれからという段階でしょうけれども、前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

この中庁舎は、ユネスコアジア太平洋遺産賞を受賞いたしました大変貴重な財産でもございます。この建物を生かし、郷土資料などを展示することにより、地域活性化や観光と結びつく場所として、また第3庁舎の経費面等についても十分検討していただくことをお願い申し上げます。

さて、公共施設については計画的に統廃合や長寿命化を推進することが必要であります。この計画の中で、年に一回フォローアップを実施するということになっておりますけれども、その進捗状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 公共施設等総合管理計画のフォローアップの進捗状況ということで、財政課のほうからお答えさせていただきます。

この公共施設等総合管理計画は、ことしの3月に策定されたということで、本年度が初年度ということで、フォローアップについては今現在はまだ実施していないというのが実情でございます。

フォローアップの実施の手段、方法等につきましては、毎年12月に実施している新年度の予算協議の中で、各施設の現状や新年度に必要な修繕、更新等を確認し、結果をまとめ、その後、各施設の所管担当者との会議を開催する予定でいます。会議では、それぞれの施設管理の課題等について情報の共有化を図り、共通の認識により、課題解消及び総合的、計画的な施設の維持管理について協議します。そして、会議の結果を生かし、計画の評価指標としている公共施設の更新等費用不足額、冒頭にありましたように、計画時で約185億円の不足額がありますので、その解消を目標に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

まだ着手していないということでございますけれども、更新費用は単なる目安ではあるものの、多額の費用が見込まれております。公共施設のあり方については、数値だけでは判断することはできませんが、可能な限り、この計画上の不足額を減らすことが目標だと理解しております。健全な財政運営は町長の政策の基本だと思っております。全庁的な取り組みのもと、全ての施設で長寿命化を図り、統合や廃止を積極的に推進していくことは急務だと思います。この計画に位置づけられているフォローアップを早急に実施し、全庁的に危機感を持って対応するようお願いいたします。

次に、施設等の適正な維持管理についてお伺いしたいと思います。

公共施設や構築物、案内看板等の維持管理は、大規模な修繕に至る前に補修や修繕を実施し、改修費用を最小限に抑えることが必要です。御禁止川公園の木戸については腐食がかなり進行している状態でありました。また、さきの台風で観光本陣の裏側の塀の一部が倒壊し、民家の屋根を破損いたしました。現状では残った箇所についても倒壊するおそれがあります。担当課ではどの程度点検等を実施していたのかお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 末吉議員のご質問に産業振興課よりお答えさせていただきたいと思っております。

まず、御禁止川公園の木戸でございます。施設の点検につきましては、実施はしておりませんでした。

腐食につきましてはですが、以前、近隣の方からの通報によりまして承知したところでございます。現在でございますけれども、年3回ほどの草刈りを地域の皆様のご協力をいただきながら実施しているところでございますが、そのときにも町職員が出向きまして、全体の目視でございますけれども、外観の確認を現在行っているところでございます。

今後でございますけれども、修繕の工法等の検討を行いまして、可能な限り早期に修繕を実施したいというふうに考えております。また、点検も今後定期的の実施をしていきたいというふうに思います。

次に、観光本陣の裏の木塀でございますけれども、ご指摘のとおり、さきの台風 21 号の強風によりまして倒壊してしまいました。この塀につきましては、観光本陣に詰めており

ます職員が以前から土台の木の部分の腐食、これを確認していたところでございますが、土台とコンクリート、これが金具で固定されておりましたので、倒壊するということまでの予測ができていなかったというところでございます。

現在につきましては、定期的な点検、まだ実施しておりませんが、職員によりまして、地震、風水害等のあった際の翌日につきましては、施設の全体、建物を含めまして全体を目視によって現在見回りを行っているところであります。

木の塀につきましてでございますけれども、改修は当然必要だというふうに考えておりますので、残っている木の塀、ここにつきましてやはり腐食が進んでいるようでございますので、撤去を行いまして、新たに倒壊の心配のない施設を早期に設置したいというふうに考えております。また、点検につきましても定期的な実施をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） どうもありがとうございます。

木戸については近隣の方から通報があったということですが、それはいつごろなのか。そしてまた塀の関係ですが、腐食を職員が確認していたというお話でしたけれども、それはいつごろだったかおわかりになりますか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 木戸につきましては、3年ほど前というふうなことを聞いております。さらに、本陣裏のほうの塀につきましては、年数はちょっとわかりませんが、一度傾いてしまったというような状況があったという話を聞いております。その際につきましては、修繕をさせていただいたというところだそうでございます。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） どうもありがとうございます。

木戸については3年ほど前というふうなお話でありましたが、その後、現在では年3回確認されているということですが、その3年間の間、改修を行わなかった理由というのは何かございますか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 改修を行わなかった理由ということでございますけれども、特段理由は特にございません。しかしながら、改修についてはこれは当然やらなければいけ

ないという判断をしております。現在、その判断によりまして、改修に向けて工法の検討を実施しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

特に理由がなく3年間も放置されてしまったというようなことでございますけれども、非常に観光客を呼んでいる中で、観光客にとってもあそこの現状は、腐食した木くずが散乱している状態でありました。そういう状態の中でお客様のほうは見ています。そして3年間という月日がたっています。その辺、町長はどう思われますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変申しわけなく思っています。

今のご質問で、3年間放置したというのは本当に申しわけなく思っておりますので、早速これは、今質問もありましたようにすぐ手配をしたいと思えます。特に台風の被害によりまして、本陣の塀につきましては民家にも損害を与えておりますので、私どもとしては、これは時間というよりも早急に対応するというで考えております。

○議長（野村賢一君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

早急にといいますか、早期に対応してくださるというお話でしたが、できれば早期という時期を、例えば何年の何月ごろという目安が欲しい。お答えできるようでしたらお願いしたいと思えますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今検討しておりますので、木柵でやっけていまして、それが果たしているのかどうかということで、むしろ腐らないものをやったらどうかとか、いろいろ今検討しているところでございますので、その辺の結論が出次第でございますので、出次第やりたいと思えますが、何日までという話はちょっと今答えられませんが、とにかく今検討している段階でございますので、それはでき次第、予算化したいと思えます。

○議長（野村賢一君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

腐らないもので検討していただけるということでございますけれども、御禁止川公園の木戸については現状の改修になろうかなと思えますので、その辺も早期にということでございますので、できるだけ早くということをお願いさせていただきたいと思えます。

そのほかに、御禁止川公園の木戸の話をさせていただきましたけれども、本陣の塀についても、倒壊することが予測できていなかったにもかかわらず倒れてしまったと。これは予測できなかったということでございますけれども、三口橋の御禁止川公園の木戸についても既に腐食しております。この二の舞にならないようにということでお願いしたいと思っております。

あと、この施設についても町並み整備で整備された施設だと思っております。そのほかにも町並み施設で各所いろいろと整備されたものが、既に10年以上も経過して、かなり老朽化しているところもあるんじゃないかなと思っておりますが、そのほかにお感じになっているものはありますか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町並み整備で当時、平成20年からでしょうか、整備しておりますけれども、そのほかにシンボル塔、さらにポケットパーク等が、あとトイレですね、そういうものがありますけれども、この施設、あと産業振興課につきましては多々、味の研修館とか、さまざま施設がございます。この施設につきましても、当然ながら点検を実施させていただきまして、修繕等に係る費用、この部分についての縮減を図っていくような形で管理していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

観光客をせっかく来ていただけるように、皆さん一生懸命になってPRしているわけですから、特に観光施設等につきましては、細心の注意を払ってお願いしたいと思います。

そして、町共通の点検項目を作成いたしまして、施設や構築物を最低でも年1回は確認する必要があると考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 施設の定期的な点検の実施ということで、財政課のほうからお答えさせていただきます。

現在、各施設の点検などは、それぞれの所管する担当で随時実施しておるところでございます。点検の時期や項目などが統一されていないために、施設によっては状況把握の程度に格差があると考えられます。末吉議員の提案があるように、各施設を適正に維持管理していくため、共通の点検項目を策定し、定期的な点検の実施は必要ですので、点検項目やその点検の時期、施設設備等の更新履歴などの管理様式を定め、定期的な点検を実施し、適正な施設の維持管理に努めていきたいと考えます。

○議長（野村賢一君） 10 番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

公共施設や構築物は町民の財産です。適正な維持管理と時代に合った施設にすることは町の責務であります。つくって終わりではなく、全ての職員で将来にわたって町民の財産を守ってくださるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

(午前10時45分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、大項3点にわたり質問させていただきます。明確なご答弁をいただけるように、よろしく願いいたします。

初めに、大項1、上水道未普及地域への支援制度の創設について伺います。

平成27年第1回議会定例会9月会議において、井戸ポンプの購入や買い換え時の助成制度創設について一般質問をさせていただきました。その後、執行部より、その検討結果として、生活用水供給施設の設置及び改修支援制度の創設については、第3次総合計画の前期総合計画第1次実施計画、平成28年度から平成30年度の中で、上水道未普及地域への支援制度の創設に向けた事務処理を現在進めておりますとの経過報告書をいただきました。

そこで、上水道未普及地域への支援制度の進捗状況と、今後の実施に向けたスケジュールはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） ただいまのご質問に、環境水道課からお答えさせていただきます。

ます。

上水道未普及地域に関しましては、水道事業におけます給水区域内と給水区域外に分けられますが、ご質問の上水道未普及地域につきましては、給水区域内にもかかわらず水道本管が布設されていない地域ではないかと思われます。このような地域につきましては、水道本管から給水を受けたい場所までの距離が長く、給水管布設にかかります工事費が高額となるため、井戸により生活用水を確保している現状も把握しております。

一方、水道事業会計は独立採算制を原則としているため、経営状況を勘案しますと、水道本管を延長することは多大な経費を要することから、大変難しいと考えます。

このようなことから、町としましては、第3次総合計画の第1次実施計画にて、水道普及世帯との格差是正を図るため、水道未普及地域に対しまして、施設の新設や改修等に対する支援制度創設について位置づけしています。

この支援制度につきましては、昨年度から関係各課と協議を行っているところですが、今後も引き続き、平成30年度の支援制度創設に向け、助成対象者や助成内容などにつきまして協議を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

平成30年度の創設に向けというのは、平成30年度から実施をしていただけるというふう
に捉えさせていただいていいのか、それとも平成30年度、要するに来年度に細かいことを
決めるということなのか、どちらのほうにとらせていただいたらよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 今、議員さんがおっしゃるとおり、平成30年の制度創設で
今のところ考えています。実際、補助とかそういう支援制度、地域の方々が申請等を行うの
は31年度からになると思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 平成30年度に考えて、平成31年度から実施をするということでご
ざいますね。わかりました。

私としましては、皆さんが、本当にその支援制度が必要だということでおわかりになって
いて、水道のない人たちが困っているということは、もう長年にわたってさまざまな議員の
皆さんからお話もあったことだと思います。31年度にするなんておっしゃらずに、今から

考えていただきまして、30年度、もし当初が無理であれば、途中からでも実施をしていただけるような形の前向きな検討をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） ただいまのご質問ですけれども、環境水道課といたしましては、今後、関係課と助成内容とかいろんな面で協議を進めていく中で、平成30年度創設が一番、今現在からの進捗状況を考えますと、平成30年度創設で31年度からの事業実施になると思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私、先ほども申し上げさせていただきましたが、平成27年9月にこの問題を取り上げさせていただきました。そのときの回答として、現在事務処理を進めているという報告書を執行部からいただきました。その後、今日まで、環境水道課としては具体的にどのようなことを検討していただき、対応していただいていたんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） まず、環境水道課といたしましては現状を把握いたしまして、関係者の意見を聞きながら、この助成内容等を検討している状況でございます。

ただ、個人で持っている施設とか、あと簡易水道組合で持っている施設、さまざま大小ございますので、それにつきましても、制度の内容等を今後検討しないといけないような状況でございます。

現在、環境水道課としては、細かい内容については進捗していない状況でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 未普及地域への支援策をという部分でお聞きするんですが、現況を把握しているということと関係者の方のご意見を聞いているということでございます。現況はどのように把握して、関係者の皆様からはどのようなご意見をいただいているんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 関係者は、個人のそういうものにつきましては個人の皆様からお話は聞いていないですけれども、ただ簡易水道組合、例えば星井畑の水道組合とか、そういう組合につきましては調査を実施いたしまして、現在困っている問題とか、利用料金がどのくらいかかるとか、大口需要者に係る経費だとか、あと町への要望事項等について調査

しているものでございます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 簡易水道に関しては、また後ほど伺いするかと思うんですが、ここで私が伺っているのは、個人のご家庭への支援ということで伺わせていただいております。

以前にも申し上げましたけれども、先ほどの水道会計というのは特別会計となっていて、一般会計とは別になっていますという課長のご答弁でしたが、一般会計から水道会計へ高料金対策として、平成 24 年度では 9,549 万 7,000 円、25 年度では 7,708 万 8,000 円、26 年度では 7,566 万 3,000 円、27 年度、28 年度では各それぞれ 7,300 万円、29 年度でも予算としまして 7,000 万円が入っているところでございます。28 年度の繰入金を、1 戸当たりの給水戸数で見ますと約 1 万 9,307 円、給水人口 1 人当たりで見ますと約 8,561 円が、一般会計から水道会計へと補助がされているという形になります。

上水道未普及地域のご家庭への支援というのは毎年行うものではないと思います。例えば水道ポンプが壊れたときとか、掘削ですね、そういったときというのは本当に何年かに一遍という形になってくると思います。こういった部分において、一般会計から水道を引いていらっしゃる家庭に出ている補助金を考えますと、早い段階で補助していただいてもよろしいのかなと思います。

上水道は高い普及率で整備され、生活基盤として必要不可欠な存在になっております。今、水道ポンプで井戸水を使っている方、また自然水を使っている方、いろいろな方がいらっしゃいます。皆さん、いつも申し上げますけれども、水は生きていくために必要なんですね。引きたくなくて引いていないわけじゃなくて、引きたくても余りにも高額過ぎて引けない、また、引くのに現実的でないという形の中で長年生活をされております。

その時期に引かなかったのが悪いんだよと言った人もいますけれども、私はそうなのかなと思います。引きたくても引けない実情もあったと思います。また代がかわりまして若い人たちになったときに、どうしても水道水が欲しいと思ったけれども、やはり現実的に引けない状況があるという中で、ここへ本当に住み続けられるのだろうか、これでいいのだろうかという疑問の中で、日々暮らしているという現状があります。

特別高価なことを私はお願いしているつもりはありません。一般会計からの繰り入れ、例えばこれを、先ほどのお話でいきますと、金額で見ますと 1 件当たり 1 年約 1 万 9,300 円ですから、10 年ですと 19 万入っているわけですね。もっと古い金額ですともっと高い金額

になるわけです。

それを、ポンプの購入とか掘削をするときに助成をしてもらうことができないかなと思っているわけなんですけれども、それを早くやってあげていただけないか。町は大多喜町総合計画の中でやるとうたっていただいているわけですので、少しでも早く、今現在も水に困っている多くの方がいらっしゃいます。水が出なくて困っている人もいます。早く対応してあげてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 議員さんのおっしゃるとおり、早目に対応したいと考えますけれども、今の進捗状況ですと平成 30 年度の創設が一番、30 年度創設でも厳しいような状況なんですけれども、関係課と協議を進めまして、なるべく早目の行政対応をさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。

それでは、関係課の課長も全て今ここで私の思いというのは聞いていただいたと思います。できるだけ早目の創設をしていただきまして、どんなに遅くとも 31 年度からは実施をしていただくという、こういう位置づけで考えていただきたいと思います。環境水道課長、代表していただいていかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） これにつきましては、第 1 次実施計画にも位置づけされておりますので、30 年度創設に向け進めてまいります。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） よろしく願いいたします。

それでは次に、2 点目に移ります。上水道の供給事業の充実の観点から、上水道普及地域における水圧不足に対する対策についてお伺いをいたします。

板谷地区、平沢地区の高台などを初め、町内には、水量が細く使用に不便がある家庭があるとのお声をいただいたことから、諸課題への取り組みをお願いさせていただきましたが、その後、水圧不足に対する対応策はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、水圧不足が生じている地域は、主に泉水、板谷、田代地区の一部地域と把握してお

ります。

水道事業の対応としまして、現地の状況確認など原因究明に努めまして、水圧不足解消に取り組んでいます。主な取り組みといたしましては、2戸以上で給水しており、同時使用が原因で水圧不足が生じ、生活に支障をきたしています地域の皆様に対しまして、水道本管の増径変更などの布設替工事を実施するなど、対応しています。

しかしながら、水圧不足の問題は、水道本管の布設替や加圧ポンプの設置だけでは解消できない、個人で所有される給水管の引き込み口径等による問題も考えられますので、水道加入者の皆様に状況を説明した上で、計画的に水圧不足の解消に努めてまいります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 確かに個人の配管の太さというものもあるかとは思いますが、高低があるために水がうまく回ってこないという、こういった状況というものもあるかと思えます。こういった地域に関しましては、加圧ポンプをしっかりと設置するなどして対応するということがやはり必要ではないかと思えますが、この点、町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、現状を把握いたしまして、配水管の増口径とか、当然、加圧ポンプが必要な場合は加圧ポンプの設置を考えています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひ早急の対応をお願いしたいと思います。

多分これは、私がこうやって一般質問する前から、住民の皆さんからも、そういった対応に対するお願いというのは入ってきていると思います。それに対して現状把握を今からするという、この考え方が私にはちょっと理解できません。もっとしっかりと足を運び、しっかりと現状把握をして、しっかりとした対策を立てるといって、一般質問されてそういう答弁をするということではなくて、ふだんから寄り添っていただきたいし、そう思うんですね。そういう部分、どう思いますか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 今のご質問ですけれども、既に泉水、板谷地区につきましては原因がわかってございますので、計画的に実施する予定でございます。

なお、泉水につきましては、今、設計をしている段階でございます。また板谷地区につき

ましても、面白浄水場の改修工事等を控えておりますので、それとあわせて水圧不足解消に向けて実施する方向で今考えています。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） それでは、それぞれわかっているところの原因と、いつそれを実施する予定になっているのかを教えてくださいませんか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 今現在わかっています泉水地区につきましては、今年度中には実施します。今、設計している状況でございます。

また、板谷地区につきましては、伊保田の低区配水池がございますけれども、それを少し老川方面に移設しまして、そこで高低差をつけまして水圧不足を解消する予定でございます。

それから、面白浄水場は 31 年完成になりますので、31 年ないし 32 年には実施できるような方向で考えています。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。よろしく願いいたします。

あと、この対応がまだできていないところにつきましても、早い現状確認と素早い手の打ち方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、簡易水道普及地域の維持管理等、今後の対策についてお伺いをいたします。

簡易水道普及地域では、高齢化と人口減少により、簡易水道の維持管理が難しくなってきたという課題がありました。先ほど課長のほうからも少し答弁がございましたけれども、その後、対応策はどのように検討されているのか。また今後どのようにしていくつもりでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） ご質問のありました簡易水道普及地域の維持管理等の検討内容でございますけれども、昨年度、施設の現状について、関係者から聞き取りや現地確認を実施いたしました。その結果を踏まえまして関係各課と協議を行い、課題を整理した上で、どのような支援策を講じていくことが妥当であるか検討することになりました。

また、今後の予定としましては、いずれの地域も高齢化が進みまして、施設の修繕など多大な経費がかかるなど、維持管理に苦慮している現状を考えますと、先ほど答弁させていただきました水道未普及地域に対する支援策とあわせまして協議を進めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） そうしますと、ここの地域の問題についても、平成 30 年度の中で考えて、31 年度から実施をしていけるような形で考えていくというふうに捉えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 環境水道課といたしましては、同じ水道の関係でございますので、隔たりなくこの支援策と同様に協議を進めてまいります。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

水道の未普及地域の方、また水圧が細くて不便を来している地域の方、また簡易水道地域の方については、先ほど課長は、現状をよく聞いてということで、確認をしていきたいというふうに言ってくださいました。

しっかりと、こちらの皆様の現状と、どういった施策が本当に望ましいのかというご要望も聞きながら、平成 31 年度の実施に向けて、もっと早くできればやっていただきたいと思っておりますけれども、ご努力いただき、また、結果として出していただきますようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大項 2、胃がん対策強化として、がんのリスクを減少させるための一次予防、がんの早期発見・治療につなげる二次予防の観点から、胃がんリスク検査の導入について質問をさせていただきます。

胃がんリスク検査、ABC 検査を、自治体が医療費を補助して普及に努める動きが広がっております。これは、後ほどに起こる医療費を抑えるため、病気が進行してからでなく予防医療の視点が重要であるとの考え方からです。医療費だけでなく、がんにかかることで失う生活のクオリティーも守ることができると考えます。

実施をしている行政区では、住民全員を対象に助成をしているところや、中学生の段階での検査をしているところもありますが、本町では、この胃がんリスク検査、ピロリ菌抗体検査を町の集団検診に導入してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えいたします。

ご質問のありました胃がんリスク検診、ピロリ菌抗体検査の導入につきましては、平成

23 年 9 月議会におきまして藤平議員から、また、平成 25 年 12 月議会におきまして山田議員から、同じような内容のご質問をいただき、国の動向やピロリ菌検査を導入している市町村の実施結果や効果等を考慮して、導入を検討したいというような内容でご答弁をさせていただいておりますので、初めに、ピロリ菌検査を導入している市町村の実施状況についてご説明させていただきたいと思えます。

まず、ピロリ菌検査を導入している市町村についてであります。近隣ではいすみ市、長南町、長生村が導入しております。そのほかでは東金市、横芝光町、東庄町などが導入しているようでございます。

次に、導入している市町村での実施方法ですが、胃がん検診とあわせて実施するところが多く、それ以外の方法としまして、ピロリ菌検査単独での実施と特定健診にあわせての実施がありました。

次に、対象者ですが、年齢を 25 歳と 35 歳とするところ、40 歳とするところ、41 歳とするところ、40 歳から 59 歳とするところと、市町村によってさまざまであり、胃がん検診とあわせて実施している市町村は、胃がん検診を受けることを条件としているようであります。

次に、検査の方法ですが、ピロリ菌の検査方法は何種類かあるようですが、血液の抗体検査を採用しているところと、便の抗原検査を採用しているところに分かれ、便の検査を採用しているところが多い状況でございました。

次に、受診者数ですが、平成 28 年度の実績ということで確認しているところが 2 市町村で 61 人と 91 人。平成 29 年度の実績ということで確認しているところが 3 市町村で 17 人、24 人、38 人となっております。

次に、精密検査が必要な方に対する市町村の対応状況ですが、精密検査の受診勧奨だけという市町村が多い中、精密検査の結果を把握している市町村もございました。

ここで問題となりますのが、ピロリ菌検査の結果が精密検査となっても精密検査を受診しない人がいるということでもあります。なぜ問題かといいますと、ピロリ菌検査自体が胃がんの予防になるのではなく、ピロリ菌を除菌することが胃がんの予防につながると考えられていることから、精密検査を受け、除菌を行っていただけない場合は、胃がんの予防にはつながらないからでございます。

これは精密検査の結果まで把握している市町村の担当者の話になりますが、検査結果が精密検査となっても、そのままにしていたり、中には、除菌治療を行い、治療の結果、ピロリ菌が除菌されたか検査を行っていないという方もいるとのことで、ピロリ菌検査を導入して

いる市町村でも、このような問題を抱えているというのが実態のようであります。

このような問題のほかに、ピロリ菌検査を導入する場合には、どのように実施するのか、どの検査方法を採用するのか、検査の対象をどのようにするかなどの問題も出てまいります。

また、国のがん対策推進基本計画では、国は引き続き、ピロリ菌の検査の胃がん発症予防における有効性等について、国内外の知見を速やかに収集し、科学的な根拠に基づいた対策について検討するとされているところであります。

このようなことから、現段階でピロリ菌検査を導入することは考えておりませんが、今後とも県内市町村及び国の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） がんの原因とされますピロリ菌は、上下水道が整備されていないような地域や国では感染率が高く、衛生環境と相関すると指摘がされています。先進国の中では日本は高い感染率であり、60代以上の日本人の60パーセント以上がピロリ菌に感染していると言われています。衛生状態が改善された今日、若い世代の感染率は急速に低下しておりますが、経口感染が主な経路と考えられているため、注意が必要のようです。

ピロリ菌と胃がんには密接な関係があるとされておることは、もう皆さん既にご存じだと思います。WHO、世界保健機関は、ピロリ菌を確実な発がん因子と1994年に認定をしています。これは確実な発がん物質として、たばこやアスベストと同じ分類に入ったということです。ピロリ菌の感染が長時間持続すると、胃の粘膜が薄く痩せてしまう萎縮が進行し、これが胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すと言われています。病気が進行してからではなく、予防医療の視点が重要な理由がここにあると思います。そしてこれは、将来的にがんにかかった場合の医療費を抑えることにもつながってくると思います。

そういったことを考えますと、このピロリ菌の検査を町の検診の中で、もしかすると課長がおっしゃったように、胃がん検診ということも考えられるかもしれませんが、受診をして対応していくということも大切なのではないかと考えます。

この受診をした人が除菌をしないとか、そういったことというのは、本当にこれを受けた人の問題として、モラルとして大変問題があるかと思えます。ですから、そういったところもきちっと条件設定をした上での対応というのが大事になってくるのかなど、お話を聞いて思いました。本来であれば個人で受けるということも考えられるわけですが、なかなか個人で受けるというのは面倒であったり、足が重かったり、交通の便が不便であっ

たり、いろんなことがございますので、町の検診の機会と一緒に加えることができたらしののかなと思います。

私もちょっと聞いたところによりますと、先ほど課長が便の検査が多いということでしたけれども、どうも検査機関のほうで、血液のほうだと対応が十分し切れないう、受け入れ側ですね、そちらのほうの問題もあるようで、ピロリ菌検査を市町村が導入するのが難しいという状況もあるような話も伺っております。行政側が検査機関に、ここで検査をしたいんだけど、取り入れたいんだけどということだと話をすると、検査機関側がもう手いっぱい受けられないという、そういったことの中でなかなか話が進んでいないというところもあるというようなことも伺っておりますので、もしかすると血液でなく便のほうで、そういった分ではよろしいのかもわかりませんが、やはり大多喜町、先ほども上水道の未普及というお話もさせていただきましたが、やはりピロリ菌、これは非常に予防という部分で大事ではないかと思ひます。

再度伺わせていただきます。もう一度、検討するお考えはございませんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に健康福祉課よりお答えいたします。

ピロリ菌に感染しているということは、国のほうでも胃がんになるリスクが高いというふうに考えているようでありまひす。私も勉強させてもらひまして、そのように思っております。

ただ、ピロリ菌の検査だけだと、それはちょっと意味がないのかなと、胃がんの予防には全くなっていないと私は思ひます。除菌までして初めて胃がんの予防につながるというふうに考えておりますので、国のほうで今後対策を検討していくというふうなことがありますので、その辺の動向を見ながら、また近隣の市町村の動向を見ながら、精密検査までやってもらえるような方法を、また、先ほど山田議員のお話の中でありましたけれども、対象年齢をどうするかというのも非常に大きな問題であると思ひます。

先ほど議員のお話の中でありましたように、最近ひは衛生面で水道とか整備されて、感染者が少なくなっているというふうなお話でしたので、その辺を考慮しますと、感染自体が子供のうちに起きるといふようなことも聞いておりますので、若いうちにそういう方を検査の対象として、感染者は除菌するといふようなことも、医療費の面でも有効だといふようなことを、いろいろ調べるとありますので、国のピロリ菌の今後の除菌の検討の動向を見て、またそこから対象者をどうするかというのも検討して、これに有効な手段が見つければ、いふようなことを検討していきたいなといふふうに思ひます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） ピロリ菌の除菌に対しましては、国のほうで感染者に対して保険適用ができる状況になっております。ですから、こういったところもしっかりと周知をしていただきながら、そこまできちっとやっていただくということで検査を受けていただく、それを条件というような形で検査をしていただくというようなことも、一つとしては考えられるのかなと思います。

それからまた、対象年齢におきましては、おっしゃられたように若いうちということもあります。若い人の対応、大変大事だと思います。それと同時に、今のそれなりの年齢の方は、昔は皆さん、みんな井戸水を飲んでおりますので、少なからずお持ちになっている方もいらっしゃるのではないかなと思います。

そういったときに、40 歳、50 歳または 60 歳、70 歳というような形の中で、隔年で、毎年ということではなくて、これは一生に一回受けていただければいいようでございますので、一気に集中するというのではなくて、各年度で少しずつ割り振っていただければ、検診費用も抑えられると思いますので、いろいろな考え方ができるのではないかなと思うところでございます。そういった点、もう一度ご検討していただき、考えていただくことができればと思います。

また、今回私は、胃がん対策強化についてということでご質問させていただいております関係で、第3期がん対策推進基本計画、2022 年までに、自治体が行う検診の受診率を現在の 30 から 40 パーセント台から 50 パーセントに、要検査とされた人の精密検査受診率を現在の 65 から 85 パーセントを 90 パーセントに引き上げる方針が決められたそうでございます。町は、今後の胃がん対策予防対策事業はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問ですけれども、胃がんの対策につきましては、今やっている胃がん検診は継続していくような形になるかと思えます。

今、ご質問の中で、受診率ということがありましたけれども、国では 50 パーセントというようなことで、町のほうでは今 11 パーセントちょっとということで、かなりかけ離れた数字となっております。

やはり受診率を向上するということが、これはどこの市町村でも今、すごく問題じゃないかと思えます。国の 50 パーセントまで引き上げるというのは、非常にハードルが高い目標

だと思っんですけれども、町のほうとしましては、少しでも受診率を上げるような努力を、検診の前ごとに考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 今言った大多喜町の受診率は 11 パーセントとなっています。これが現実の数字だと思います。やはり予防という観点から検診の受診率を上げていただくとともに、こういったピロリ菌の除菌とかという形も進めていただくということで、大きく胃がんのリスクを下げることにもつながってくると思いますので、あわせて今後とも町の努力をお願いしたいと思います。

また、胃がんだけでなく、がん予防の強化、検診の受診率の向上に向けた推進をよろしくお願いしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

では最後に、大項 3、各行政区からの要望事項等の早期実施について伺わせていただきます。

毎年、各行政区から町に対し要望事項等が提出をされております。地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とございます。このことから、各行政区からの要望事項への対応は重要であり、早期の実施が必要であると考えます。

そこで、各行政区から町へ提出される要望事項等を町はどのように捉えているのか。また、実施に向けた位置づけはどのようにしているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 各行政区から町へ提出される要望事項等に対する町の考え方と実施に向けた位置づけということで、財政課のほうからお答えさせていただきます。

各行政区からは、町道や農林道などの維持補修、有害鳥獣などの対策、防犯・防災対策など多岐にわたり、毎年多数の要望が提出されています。それらの要望は、規模の小さなものから大きなもの、早期に対応が必要なもの、また、総合計画の策定時に各区の要望を取りまとめた結果、既に総合計画に位置づけ、実施中であつたり、今後実施予定のものなどと重なっているものなどがあります。

早急に対応しなければ日常生活などに支障がある場合には、すぐに対応をしているところがあります。また新規の要望については、担当が内容などを確認し、状況や必要性などから対応の方針、優先順位を検討し、必要に応じ、総合計画などにおける実施計画に位置づけをするなどして実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

毎年、各行政区からたくさんの要望が出されているということでございましたけれども、町へ提出される要望等の内容とそれぞれの件数、また、町が実行していますよということでございますが、進捗率、また区から出される要望の想定される予算額、これは幾らぐらいになるのか、わかる範囲で結構でございますのでお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 要望等の内容、件数、進捗率、また想定の前算金額ということで、まず各区からの要望事項につきましては、複数の課に関連するものは財政課で取りまとめています。ということで財政課よりお答えさせていただきます。

要望内容は、先ほどお答えさせていただいたように、町道や農林道の維持補修、有害鳥獣などの対策、防犯・防災対策などが多く、平成 26 年度から今年度までの要望の合計は 109 件ありました。内訳としましては、町道に関する要望が一番多く約 70 パーセント、農林道に係る要望が 8 パーセント、有害鳥獣と防犯・防災に関する要望がそれぞれ 7 パーセントとなっております。

これらの要望の進捗率ですが、約 52 パーセント、半分ちょっとが対応済みとなっております。残りの半分弱、48 パーセントの要望の中には、既に実施計画に位置づけをしてあったり、今後実施予定というふうになっている要望や、また実施に向けて協議を進めている、そういうような要望があります。それらの何らかの対応・方針が決まっている、もしくは今後進めていくという要望は合わせて約 77 パーセント、8 割弱について、何らかの対応が進んでいるという状況となっております。

次に、要望事項対応のための想定の前算の金額なんですけれども、こちらは要望が多岐にわたっていることや、漠然とした要望であったり、また町では対応できないというような要望、また町道などの改良や継続的に実施が必要な要望など、経費の積算が難しいものがあるために、全体の経費については積算ができずに、把握できていないというのが実際でございますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

今、3年分の要望をお話ししていただきましたけれども、この中で同じ内容で毎年提出されている要望事項というのはどのくらいあるのでしょうか。それは、あるとしたらどういった内容のもので、何件くらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 重なっている要望ということで毎年上がってきているのは、やはり有害鳥獣に対する要望が多くなっております。また、あとは農道、林道などの資材の支給の要望などが多くなっています。これは、単年度では全てが恐らく対応し切れないというようなことから、計画的に毎年要望を上げて実施をしているというようなことではないかと思えます。また、町道ののり面の整備であるとか、町道に張り出した樹木の伐採や撤去などといった要望も、毎年上がってきているものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 毎年上がってきているものというのは、町としてはどのように区にお返事を返していただいているのでしょうか。例えば、有害鳥獣ですとか樹木の伐採ですとかそういったものは、町はこういった回答を各区へしていただいているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） それでは建設課のほうから、建設課への要望に対してどのように応じているかということをお答えしたいと思います。

例えば樹木が出っ張っているとかがという要望に関しては、地主さんに話しまして、できないということであれば担当課で切っているの、毎年同じ要望が上がっているということは、違う箇所が上がっているということです。

それから、要望について3年分ということで、建設課のほうから要望箇所を申し上げますけれども、27年度のデータがないものですから、28年度までと29年度ということで報告させていただきます。

要望の土工事に関するもの、土砂の撤去ですとか盛り土、それが64件、材料支給、土のうとか砕石、合材の支給が25件、舗装修繕が74件、草刈りや伐採などが11件、安全施設、カーブミラーとかガードレールの設置が28件、排水施設、U字溝敷設などが43件、ほか倒木、溢水処理などが32件で、28年度までだと277件で、これは建設課に直接要望が来るものです。それと、区長さんからもありますけれども、地域の人から連絡が来たのも含まれて

います。それで 277 件で、完了しているのが、29 年度にやったものを含めまして 232 件、約 84 パーセントは終わっています。

29 年度に関しましては土工事が 29 件、材料支給ですね、合材とか砕石の支給が 7 件、舗装修繕が 21 件、草刈り、伐採等が 5 件、安全施設が 3 件、排水施設が 23 件、その他溢水、倒木というものが 11 件で、合計で 11 月の半ばまでで 99 件となっております、完了しているものが 83 件で、約 84 パーセントが完了しています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。ことしは台風などもありましたので、本当に多くの事業を手がけていただいたんだと思います。

その中でお聞きしたいのは、各区等から要望が出てもなかなか進まないと思っている部分というのがあると思います。それは多分、今残っている何パーセントのところなんだと思います。それはもしかすると、事業として大きいので、お金がかかるとか時期がかかるとか、また逆に言うと、小さな舗装の穴がたくさん残ってしまっていて、なかなか手が回らないのでできないというようなことがあるのかなと考えるんですけども、そういった中で、例えば一つとして、予算がかかるものに関しましては、平成 28 年度の決算などを見ますと、本当に担当課のご努力で不用額を生じさせていただいております。今回 4,000 万円ほど基金のほうへ積み立てていただいているわけですが、こういった基金を、全部使えとは言いません。一部使っていただきながら、少しでも各区から出ている要望に対して早目に着手をしていただくという、そういった考え方はできないものでしょうか。

また、防犯灯に関しましては各区から出てきていると思いますけれども、以前聞いたところ、年に 2 基とか決まってやっているというようなお話がございましたが、防犯対策というのは非常に大切なもので、ことしはこれだけで来年はこれだけというよりは、やれるのであれば早くやったほうが良いと思います。ここも、財政調整基金にやはりお金を積んでいただいておりますので、少しそちらを使っていただけて早く対応する、そういったことができないかと思います。

また、建設課におきましては、手が回らないという、そういった状況もあるかと思います。そういったときにおきまして、例えば道路の補修、農林のほうになるんですかね、農林とか建設課のほうの道路補修につきましては、材料を全額支給していただいて、町民の皆さんのお力をかりながら進める。一部負担ではなくて全額支給して、少しでも早く皆さんの不満を

軽減させてあげるといようなことができないのか。

また外注については、小さい仕事を幾つかまとめて外注をするといようなことができないのか。そういうふうにも感じますし、一番思うのは、町の維持係でやる事業と外注をする事業とは、どういった基準でどのように判断をしているのか、この辺がよくわからないという気がいたします。この辺はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） まず、要望を出してもなかなか終わらないということをおっしゃいましたが、平成 27 年まではデータとして持っていなかったもので、要望を見てやっていたので、去年からデータを始めて、去年もかなり、何年も前に要望したんだけどまだやっていないというのが結構あったんですね。それで 28 年度は結構件数が多いんですけども、そういうことで、去年から要望に対しては、いつ、どこで、どういうふうな工事内容で、いつ終わったといような、消していきますので、そういうことはないようにしています。

それで、緊急の場合はすぐやりますし、緊急でない場合は、地元と連絡をとりながらやっているような状況です。

維持係とか、外注をどういうふうに分けているかということなんですけれども、建設課の場合は重機が小さいということで、例えば土砂崩れの土量が多いといような場合なんかは外注しています。それから、例えば舗装で、面積がそんなに多くなくても、交差点で交通量が多いといような場合は、やっぱり人数が少ないので、そういうものも外注するようにしています。

それから、手が回らないということなんですけれども、緊急でやるべきものはやっていますので、さっきパーセントを言いましたが、8割強大体終わっているんですけども、急ぎでないものに関してはそれなりにやっていますので、緊急の場合はすぐにやっているといような状況で、手が回らないということではないと思います。

ですから、災害が起きて、災害のほうにかかっちゃうと、要望のほうが若干おくれるといような傾向があります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 防犯灯の関係でございますけれども、各区から要望のあったうちから、必要性、優先順位等をつけて実施しているところでございます。

これについては、年 2 基といようなのは、当初予算の段階では 2 基といようなお話をさせていただきました。9月の補正で若干増額させていただいて、今年度については 5 基、5 灯で

すね。設置する予定でございます。

ただ、いろいろなところから要望のあったもの全てを確認しております。そういう中で、学生等あるいは交通弱者の方が使う道路のほうを最優先に考えておりますので、現地を確認して、若干必要性に乏しいんじゃないかというようなところについては、後回しにさせていただくこともございます。それぞれの現場を見て、必要性に応じて実施しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 今、課長のほうからご答弁いただきまして、必要性、重要性を鑑みて、順位を決めてやっているということでもございました。その辺は、必要性、重要性というのはどなたがどういう感覚で決めていらっしゃるのか。また今言った、八十何パーセントの要望は対処できましたけれども、あと 20 パーセントちょっと残っているというものは、その要望があった年というか、1 年ぐらいの中で対応していくという考え方で処理をしているのかどうか、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） できればなるべく早くやりたいんですけども、やっぱり突発的な災害等が起きると遅くなっちゃうと。そういう中で、要望が来たらすぐ現場を確認して対応していると。急ぎであればすぐにやるんですけども、急ぎでない、町内を見て、これはどう見ても急がなくてもいいというのは、おくらせていますけれども、できれば1年以内にやりたいとは思っています。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 町では、防犯灯につきまして、設置基準というのを設けて基準にしております。その基準に基づいて判断しております。

また、中には、行政で非常に防犯灯がつけづらいような場所、例えば神社・仏閣とかです。ね、それに行くのにどうしても暗いからつけてくれというようなものについては、なかなか行政ではつけることができないというようなものもございます。そういうものを相対的に判断いたしまして、優先順位をつけて実施しておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。

全体的に、本当に最近行政も早くから行動していただいているというふうな感じは受けております。しかしながら、やはり町民の皆さんからは、頼んだものがなかなかできないと

か、やってもらえないというふうな、時間がかかるというんですか、年数がかかるというんでしょうか。そういう意識というはあるのかなと感じております。

その中で、行政から言われる声としては、金がないからやってくれない、時間がかかるというような、そういう感じの、お金がないということを言われるというのが一つ。それから、今言ったように、町としてはその必要な部分が低いというように感じているということがあられるようでございますけれども、各区長さんは、各区の住民の皆さんのいろいろな意見を聞いた中で、必要だと思うからお願いをしたいということで町に上げてきていると思うんですね。ですから、やはりそこというのはしっかりと尊重してあげていただきたいなと、このように思います。

私は先ほど、計画を立ててやっていただいているんだと思いますけれども、その中で先ほど、少し基金に積んでいるお金があるということであれば、それを前倒ししながらも、各区からの要望に応じてあげるということも大事なのではないかな、このように思います。

各区長も責任を持って、町へ住民の皆様のお声を届けていただいているわけですから、やはりそこは非常に気をもんでいるわけです。本当にできないのであれば、私はしようがないと思うんですけれども、それなりに基金を積んでいただいて、お金もそんなに高額なものばかりではないようでございますので、早い段階で住民の要望に応じてあげることが、役所としての考え方の一つとしてあってもいいのではないかと思いますので、この辺、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 特に防犯灯等というものを考えてみても、安心・安全というようなもので、これはお金がないからというようなわけにはなかなかいかないというのが現状だと思います。

ですから、今、町では、いろいろな要望がある中で、お金がないからできないというのは原則として考えておりません。ただ、限られた財源を有効に活用してやらなくてはならないというような観点から、どのように事業を実施していくかというようなものを常に職員一同で考えているところでございます。

そういう中で、おくられているところも中にはあろうかと思いますが、それはいろいろな用地の問題とかそういうものがあったりすれば、そういう要望であれば、なかなか進めたくても進められないというのも現状だと思います。

ですから、先ほど来お話ししているように、お金がないからではなくて、あくまでも一つ

の基準に基づいて、町内全て同じような形で整備をしていきたいというのが町の考えでございますので、ご理解していただければというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） それでは、時間もございますので、この質問はこれで終わらせていただきますが、町がそれだけ確認をとっているいろいろなものを、本当にできるだけ平均的に公平にということやっていたらいいと思いますが、やはり区長さんの背負っている責任というものもあると思います。住民の皆さんが日々困っていることが起こるとするのは、突発的に起こっていることも多いと思いますので、やはりここはしっかりと耳を傾けていただきながら対応していただいて、少しでも早い時期に、計画どおりだから計画どおりではなくて、前倒しでできるものは早くやっていただくということが、これは住民に対するサービスであるし、町が住民の皆様の声に寄り添っているということになるのではないかと私は考えますので、今後の行政の執行に対してよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

以上で山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願ひして、午後 1 時から会議を再開します。

(午前 11 時 54 分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 1 番野中眞弓です。

3 点質問事項がありますが、まずその 1 点目からお伺ひしていきたいと思ひます。

国民健康保険制度についてというタイトルですが、国民健康保険制度が来年度から大幅に変わります。大多喜町の現状、それから制度について、おさらいという意味も含めてまず伺ひていきたいと思ひます。

日本の医療制度は、全ての国民を公的医療保険に加入させ、必要な医療を保障することを原則としています。サラリーマンとその扶養家族は健康保険、略称健保、公務員とその扶養家族は共済組合、通称共済、そして、75歳以上と65歳から74歳の障害者は後期高齢者医療制度に加入させられます。

市町村が運営する国民健康保険は、これらの医療保険に入らない全ての国民を対象とする公的医療保険です。全国的には3,000万人、国民の4分の1が加入していると言われています。きのうかおとといの新聞を見ますと、この3,000万人を割り始めたという記事が載っておりました。健康保険で現役世代は健保や共済に入っていた方も、退職して年金生活になるとほとんどの方は国民健康保険に加入します。そうした点で、国民健康保険はほとんどの国民が一度はお世話になる医療制度と言えると思います。国保のことを言うと、俺たちは国保じゃないから関係ないというふうに、国保に税金を注ぐのが不公平だという声も町民の中から聞こえることがありますけれども、決してそうではありません。

そこで伺いますが、本町の国保への加入率、加入人口などはどういうふうになっていますか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 本町の国保の加入状況について、税務住民課のほうからお答えさせていただきます。

平成29年10月末現在の加入者につきましては2,776人で、加入率は29.5パーセントとなっています。また、加入世帯数につきましては1,659世帯で、43.3パーセントとなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

世帯数からすると、やはり50パーセント近くが現状で入っている。人数からすると3分の1弱が国保の加入者だと。やっぱり町としてしゃかりきに取り組むべき課題だと思います。

この国保の保険料が高過ぎるという悲鳴が上がってから随分になります。自営業や農林水産業に携わる方に加えて、今では退職者や非正規労働者、失業者など、社会的弱者の方々も多く入っておられます。

ここで伺いますが、国保加入者の平均所得、これだけだと高いか低いかわからないので、比較対象として町内の給与所得者の、要するに健保に入っていらっしゃる方々の平均給与額

というのはどのくらいなのでしょう。お願いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 町の平均所得及び国保加入者の平均所得ということでお答えさせていただきます。

町民全体の平均所得につきましては、平成 29 年度の住民税賦課時点の数値で回答させていただきます。所得の平均につきましては約 189 万 9,000 円となっております。国民健康保険加入者の平均所得につきましては、平成 29 年度国保税賦課時点で 97 万 5,000 円となっておりますけれども、この中には所得のないお子様が含まれていますので、その分を除きますと 106 万 5,000 円ということになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

国保加入者の所得というのは、現役の給与所得者に比べると 56 パーセント、半分強の所得だということでもいいですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） そのとおりです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） かなりの差があります。

給与所得者の加入している健保、共済、そして国保の保険料を教えてください。ただ単純に平均を出されても比較になりませんので、同一所得であったら、それぞれの健康保険で保険料が幾らになるかということをお願いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 各健康保険組合によって保険料が違うということですが、具体的な例をもってご説明させていただきます。

例えば、夫 40 歳、年収が 400 万円、所得が 266 万円、あと奥さんが 35 歳専業主婦、子供 2 人の家族のケースで試算しますと、国民健康保険の場合 46 万 6,900 円となります。健保の場合ですけれども、47 万 832 円となりますけれども、このうち事業主が半分負担することとなっていますので、実際の本人負担分は 23 万 5,416 円ということになります。また、共済組合の場合ですと 41 万 8,440 円ですけれども、こちらも事業主が約半分を負担するこ

とになっておりますので、個人の負担は 20 万 8,692 円となります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、年収 400 万円、所得 266 万円の人であれば、国保だったら収入の 17.5 パーセントが健康保険のお金にとられます。ところが、普通の健保や共済だったら 8 パーセント、7.8 パーセントと、国民健康保険の半分で済みます。逆に言うと、国民健康保険は、収入が同じであるならば国民健康保険以外の保険組合の 2 倍ということになります。こういうふうに見てみますと、町のいろんところで国保が高過ぎるという声が聞こえるけれども、本当にそうだと思うんです。

例えば、400 万のお金をもらっている家が国保保険料を 46 万 6,000 円とられたら、それこそボーナス分が健康保険に飛んでいくということになると思います。国民健康保険について何でこんなに高くなっているのか、生活を脅かすようになっているのかということが問題だと思えます。

この高過ぎる原因は国の負担削減にあります。国保が発足したのは 1960 年代ですけれども、そのときの政府は、無職者が加入し、事業主負担がない国保を保険制度として維持していくには相当額の国庫負担が必要であると宣言しています。そして久しい間、国保総会計に占める国庫支出の割合は 50 パーセントでした。

ところが 1984 年に国保法を改悪しました。国がお金を提供する割合、定率国庫負担といいますが、それを削減し始めました。それを皮切りに、事務費とか保険料軽減措置などに対する国庫負担まで縮小・廃止してきました。そして、その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1980 年代前半の 50 パーセントから、国保法を改悪する前ですね、そして 2015 年度レベルの数字ですが、20.3 パーセントまで国庫負担が下がっています。この 30 パーセントの削減の不足分は保険料の引き上げで賄っています。加入者負担増を国みずからやってきたわけです。

それと同時に、加入者にも大きな変化が生まれています。発足当時は、自営業者や農林水産業でしっかりお金を稼いでいる人たちが 8 割近くいましたけれども、今や長引く不況と規制緩和で、中小企業、農業の経営難や廃業が進んでいます。そして雇用破壊が起き、非正規労働者が大勢国保に入ってきました。このことも見逃すわけにはいきません。平均所得は、1990 年代は実は国保の方でも 279 万円あったと言われていました。ところが今は 130 万円台です。約半分に加入者の所得も減っています。

国の予算抑制と加入世帯の貧困化が同時進行する中で、国保1人当たりの保険料は、1980年代は3万から4万でした。1990年代、所得がほぼ280万ぐらいあるときで6万から7万、そして2000年以降、今も含めて所得が半分になっているのに保険料は上がり続けて、8万から9万となっています。本町では国保の1人当たりの保険料は幾らでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 今年度の平均の国保税につきましては、9万7,688円となります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。106万円の所得のうち、本町では9万7,688円の保険料が、1割弱の保険料がとられているということです。本当に住民の中から高過ぎるという反発が出るのは当然だと思います。106万円から9万7,000円も引けば残りは100万円切ります。これで生活もしていき、若い世代だったら子育てもしていきということは、大変国保世帯というのは経済的に厳しい状況にあるということです。

こういうところに、2015年、おとし、また国保を変えるという法律が成立しました。新しい制度についてはまた後で言いますけれども、新しい制度は、県と市町村が共同で国保財政を運営していくということです。そして、県は新制度を見込んで、9月になってようやく来年度の市町村別の保険料の試算を発表しました。

そして、国は法定外繰り入れはやるなということをやっているとずっと言ってきました。ですから、出された試案は、法定外繰り入れを入れない額で10万5,217円。ことしよりも3,368円安いよという印がついていましたが、大多喜町の場合、今年度分は法定外繰り入れで安くなっていますから、来年度に法定外繰り入れがなければ7,529円の大幅値上げになります。

先ほどから見てきましたように、国保加入者が置かれている苛酷な状況を鑑みれば、来年度以降も法定外繰り入れを継続しなければならないと私は考えますが、町としては法定外繰り入れを継続する考えはあるのかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 来年度の広域化後も法定外繰り入れを継続する考えはあるかというご質問ですけれども、先ほど野中議員さんのほうから言われておりますように、国民健康保険事業につきましてはかなり厳しい状況になっております。法定外繰り入れにつきましては、平成28年度に県内23団体が繰り入れを行っております。平成26年度から比較しま

すと4団体減少しています。

繰り入れにつきましては、赤字補填のものや保険税負担緩和のための繰入金などがあります。本来、国民健康保険事業につきましては、国や県などの負担金と加入者が負担する保険税で賄うべきものと考えますけれども、本町では、国民健康保険加入者の負担を軽減するために行っているのが現状となっております。

今後につきましては、国民健康保険特別会計の財務状況を勘案し、判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 繰り入れはしないで財政状況を勘案してということですが、2つ質問します。

1つは来年度はどうなるのか。それから、来年度以降も継続していくのか。伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 先ほど申しましたように、来年度につきましては、県のほうから言われている大多喜町から県に納める納付金の額等がまだ確定しておりませんので、来年度どうするというのは、ちょっとこの場ではコメントは差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 納付金の額が幾らであろうとも、これ以上は上げませんのでという考えを発表することはできると思うんですけども、ことし以上に上げるんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 来年度につきましては、町民の皆さん方に負担にならないように、少なくとも現状維持で保険税率などについては考えていくつもりであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 来年度については上げないと、だけれども再来年以降はどうなるのでしょうか。どういうつもりでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 再来年度以降につきましても、基本的に上げるということは

考えておりません。いずれにしましても、国民健康保険の特別会計の状況によりまして、少なくとも現状を維持するような方向で考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 現状維持ということは、ことしの保険料が9万7,688円、その線を大方守り続けるというふうを受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） そのとおり受け取っていただいて構いません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 欲張った質問をさらにさせていただきますが、県の発表した来年度のとりあえず試算ですけれども、夷隅郡市の中で大多喜町の額が多いんですよ。ほかのところ、例えば御宿なんかはことしよりも2万7,000円くらい低くなると。周辺の保険料がずっと下がっています。今の額でも皆さん、高い、しんどいと思っていらっしゃいます。最悪現状維持ということですが、さらに安くしようという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） さらに安くという考えはないかというご質問ですけれども、医療費の伸びがなかなか見込むことが難しいところがありますので、逆に下げた場合、医療費が伸びているのに保険料が下がって負担が厳しくなるという場合には、やはり保険料は下げた分またもとに戻さなきゃいけなくなりますので、その辺も踏まえて、さらに安くというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 上げないということにまず若干の希望を託したいと思います。

さて、来年から運営が変わるということをおっしゃっていただきました。過日、全員協議会で説明がありましたが、市町村による独立採算制から都道府県と市町村が共同で運営する制度になります。保険料を決めたり集めたりするのは市町村の仕事として残りますが、集められた保険料は全て県に集められ、医療費の支払いなど必要な費用を再び市町村に配分するという制度になります。保険料の水準、算定の仕方、集め方、医療給付費の水準などについて、指導したり意見を言うという権限が県に与えられます。100パーセント県から示された町の保険料は納付金として納めなければなりません。こういうやり方で、国は県を、先に

という言い方は語弊がありますが、県を矢面に立たせて市町村を締め上げていく魂胆です。

国保の都道府県化の目的は、社会保障費の削減、国民負担増と徴収強化にあると言われて
います。新しい制度のもとで保険料は100パーセント県に完納することになっています。滞
納対策が一層厳しくなることが推測されます。

今まで滞納対策として差し押さえが導入され、ほかの自治体では生活費まで差し押さえ、
加入者を死に追いやるといった事件すら起きました。本町は当面生活困難を来すようなやり方
は断じてしないという担当課を信じたいと思います。

もう一つの滞納対策に資格証明書の発行があります。通称資格証と呼ばせてください。こ
の資格証では、医療機関にかかった場合、窓口払いの割引が受けられず、医療費を全額窓口
で支払わなければなりません。医者にかかる前に役場に行って相談し、支払いの約束をして、
月単位有効の短期保険証を発行してもらおうという事例が多いということですが、その役場
に向かう足と気持ちの重さは推測に余りあります。資格証の発行について改善をお願いしたい
と思います。

まず1つ目の質問ですが、資格証発行の条件及びその発行数、どのくらい出しているのか
伺います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 資格者証の交付処理につきましては、大多喜町国民健康保険
税滞納者に対する取扱要領に基づき行っております。資格者証の交付要件ですけれども、納
付期限から1年を経過した保険税の滞納額を有する方、所得・資産がありながら、十分な負
担能力がありながら納付しない方、あと納税相談に応じない方などが交付の要件となってお
ります。平成29年10月末の交付件数は44件となっています。

資格者証を交付するまでのフローとしましては、保険証更新時に対象世帯に対し納付相談
通知書を送付します。納付相談期間を設けまして、役場に来庁していただきまして面談を実
施し、実情を聞き取りながら、納付計画を立ててもらうことにより短期保険証の発行をして
おります。しかしながら、通知しても相談に応じない方や連絡のとれない方、こういった方
については、やむを得ず資格証を発行している状況になります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 資格証を出さないで、やっぱりどんな方でも突発的に病気になる、け
がをするということはあると思うんです。医療が福祉であるなら、とりあえず短期証を発行

してもよろしいのではないか。例えば隣の長南町は、収納督促を含めて毎月1カ月の保険証と納付書を送り続けている。そして資格証は一枚も出していない。家族に出していない、世帯に出していないから、もちろん子供たちも、短期証じゃなくて1年のものをもらっているわけですが、それはできませんか。誰にでも保険証を出す。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 資格者証を発行しないで短期証に代替するという事でお答えさせていただきます。

資格者証を短期保険証に代替する考えにつきましては、資格者証の発行につきましては、国民健康保険法第9条に規定されていますので、資格者証交付対象者に短期証を代替で発行する考えはありません。しかしながら、長期にわたる滞納者、あと納税意識の欠ける者、そういった方については、面談する機会をふやしたり訪問するなど現状の把握に努めてまいりたいと思います。その上で短期証を発行するというような形をとりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 訪問して現状を把握するという活動はどのくらいしているんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 資格者証を発行している世帯について訪問している件数ですけども、ちょっと今ここでは数字は把握しておりませんので、後ほど回答させていただきますと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） よろしくお願ひします。

意図的に承知をして納めないような人たちに資格証を出しているというふうに取りました。それはそれとして、その資格証を出された中で、どうしても1年の保険証を出していただきたい年齢層があります。

1つは子供の資格証ですが、社会保障推進千葉県協議会という団体のアンケートによれば、大多喜町では、ずっと18歳までの高校生までの子供たちに6カ月の保険証を出しているということですが、子供に罪はありません。普通の1年の保険証を出してもらえないかということと、平成20年に後期高齢者医療制度が始まる前は老人保健制度でした。そこでは高齢者は、滞納があっても1年の保険証を出すということが行われていたと思います。今、75

歳以上の方は後期高齢者にいっています。高齢者の中でも65歳から74歳は国民健康保険に入っていらっしゃいます。この前期高齢者、65歳から74歳までの方にも1年の保険証を出して、そろそろ病気にかかりやすい時期になるわけですから、先ほど山田議員が胃がんのところで、本当に予防的に早期発見・早期治療という意味でも医療費が安くなっていくのだから、ぜひ予防的措置を強化してほしいという内容の一般質問をなさいましたが、前期高齢者に対しての保険証も、やはり早期発見・早期治療、医療費を軽減する一つの保障だと思うんです。その考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 前期高齢者の方への1年の保険証の発行につきましては、基本的に納税の相談に来ていただくということで話をした上で、私どものほうと折り合いがついているということであれば、短期の保険証ということで、納税の意識を高めるということで、1年ということではなくて、短い期間で保険証を更新するというので、こちらも現状把握に努めるということがありますので、今のところ、1年間の保険証を発行するというとは考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 3カ月とか4カ月とか、あるいは6カ月とか、1年未満の保険証を発行されて、それが切れるたびに、役場にいらっしゃい、納税相談をしたらまた次の保険証を出しますよというのは、理にかなっているように見えますけれども、経済的にしんどい滞納者にとっては、本当に鉛のわらじを履くような気持ちになって、なかなか役場に足が向かないのではないのでしょうか。幸せ感というのが遠のいていくんじゃないのでしょうか。そういうことを考えて、やはり前期高齢者の方には1年の保険証を発行していただきたいと思います。千葉県では1年証を出しているところは、うちが一つしかありません。でも、大多喜町は住みよいよという、定住化もにらんで先進的な取り組みをお願いします。

もう一つ要望したいことがあります。子供の均等割を廃止することです。この件については、平成24年第1回定例会の一般質問で要望しましたが、改めて要望いたします。

全国知事会も、国に対してことし7月に提出した提言の中で子供の均等割の軽減を組み込んでいます。国がやるまで待つわけにいきません。子供の医療費の無料化だって、今、全国ほとんどの自治体で、温度差はありますけれども取り組んでいます。国はまだ子供の医療費の無料化をやっておりません。国が取り組むのを待っていたらいつになるかわかりません。

国保の4つの課税項目のうちの一つの均等割は、家族がふえるごとに保険料が加算される仕組みです。子育て世帯など家族の多い世帯の保険料を高騰させる要因になっています。生まれたばかりの赤ちゃんにまで課税します。健保や共済にはありません。生まれたばかりの赤ちゃんが後期高齢者医療制度の支援金を出さなきゃいけない、こんな無法な制度って考えられないのではないのでしょうか。子育て支援への逆行という批判が当を射ています。

子供の医療費の無料化はほとんどの自治体が行っているのに、今申しましたように国は全面的に手をつけていません。この均等割廃止も国を待っていたらいつになるかわかりません。ぜひ本町でこそ先頭を切って実施していただきたいと思います。それで以下伺います。

実施に必要な額は幾らになるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 子供の均等割につきましては、今現在、18歳までの国民健康保険の加入者で、18歳未満の方につきましては237名となっております。法定軽減というものがありまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減とありますけれども、237名のうち、法定軽減を受けている者が123名となりまして、そのほかに軽減対象外の方が114名いらっしゃいます。今現在、この237名の方が賦課されている均等割の総額なんですけれども、599万8,680円となります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 599万8,680円までが、大多喜町の高校を卒業するまでの子供たちの均等割がただになるということですね。今まで3,500万ずつ法定外繰り入れをしていました。今、その法定外繰り入れについてはやらないと。599万円、ほぼ600万円で大多喜町の子供の均等割がなくなるとすれば、今までの1年分の法定外繰り入れで何と5年以上実施できるではありませんか。どうでしょうか。町長にと言いたいんですけれども、町長は今、微妙な時期ですので、どちらでも。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 子供の均等割につきまして廃止するかと、そういうことでお答えさせていただきます。

高校生までの均等割を廃止することにつきましては、先ほどから申し上げていますが、他の被用者保険と比較して加入者の年齢構成が高いと、あと所得水準が低いということなどから構造的な問題を抱えております。保険税の算定で資産割や加入者全員の均等割が課

されているということも含めまして、保険税の負担が重く感じる要因の一つと考えられます。

保険税の負担軽減を図るために、国民健康保険制度の中では、世帯の所得や加入者数に応じて均等割、平等割の軽減、あるいは軽減世帯の状況に応じて国・県から基盤安定負担金の交付を受けています。また、町でも保険税の負担軽減、財政安定化のために法定外繰入金を一般会計から繰り入れしておりますけれども、医療費の増加が国保財源を圧迫しているのが現状となっております。

そのような中で、高校生以下の均等割を廃止することは、子育て支援の一つとも考えられますけれども、廃止することにより、減収となる補填財源の問題、あるいはお子さんのいない世帯への減収分を転嫁した場合、そのような世帯の負担が増加することが懸念されます。また、国民健康保険制度の中で負担の公平性などを考慮しますと、高校生以下のお子さんがある世帯の均等割を廃止することは考えておりません。

しかしながら、先ほど野中議員さんがおっしゃられましたように、全国知事会等で申し入れがされていることから考えますと、国民健康保険制度の問題は本町だけの問題ではありませんので、今後、国・県の動向を見守るとともに情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ここでも、子供のいない世帯とのかかわり合いで不公平性だとかということが出ましたけれども、もともとの制度そのものが不公平な制度です。それと、うちは子供がいないから損だとか、おたくは得だとか、皆さんそう思われるのでしょうか。とにかく子供は個人のものじゃなくて社会のものだからこそ、今、少子化に対して何とかしなくちゃという気風が出てきているんじゃないですか。子供はその家の年寄りだけを面倒見ているわけじゃありません。社会全体を背負っています。ですから、次の世代を背負う子供たちが本当にもっとたくさん生まれて、育てやすいようにみんなで見ていく、それが社会保障制度だと思うんです。どうぞこれからは、子供がいるいない、年寄りがいるいない、病人がいるいないで、そういう人たちがいるところにお金をかけるのは不公平だというようなことは、行政の口からはおっしゃらないでいただきたいと思います。

本当に考えてください。赤ちゃんが1人生まれるたびに、29 年ベースだと3万 2,400 円のお金が保険料でふえていく。それだと、国保の家の経済状況が低いということがはっきりさっきしましたが、本当にしんどいと思うんです。本当に子供が産めないと思うんです。ぜひ均等割を私は最終的には廃止を目指していただきたいと思うし、段階的に廃止を目指す

ということで、例えば一律、来年度は1割削減しよう、その分は一般会計から出そうよと、そういうような形で、加入者の相互の負担がふえることは避けつつ、子供を育てやすい環境をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、5年前に私がやったときの町長の答弁です。読ませていただきます。本町の福祉や医療については、ほかの市町村から著しく劣っているわけではないので、均等割廃止を全くやらないということではございませんけれども、とりあえず今年度は考えておらないというお答えしか出せません。いろいろご意見をいただきましたことにつきましては、またいろいろ考えてまいりたいと思いますとお答えになりました。町長、5年たちました。どのように考えていただけたでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 国民健康保険制度というのは、基本的には、これは町のものではなく国の制度でございまして、今そのように自治体間で競争のような形でサービス合戦をやるといのが、非常に風潮としてはありますけれども、私どもは、国民健康保険制度というのは国の制度でございまして、これからも国のほうに、今おっしゃいますように、負担を感じていることもわかっておりますので、こういったことを国のほうに訴えてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 具体的には、知事会は出しました。町村会とかそういうのは出したんですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 全国町村長大会では、今回その問題については出ておりませんでした。またこれから機会のたびに、私も千葉県町村会の中でもお話ししてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 全体までいなくても部分的な軽減をするという、その考えはどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今私が答えましたように、国民健康保険制度というのはやはり国の制度でございまして、私ども、また千葉県の町村会のほうでもお話をしまして、国にやっていただけるように訴えてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 国が余りにもひど過ぎます。安倍さんは、小泉さんのときよりももっと社会保障を削ると意気揚々としています。小泉さんのときには社会保障の自然増を 2,200 億削りました。安倍さんは、自然増が 5,000 億を超えるんだけれども、3,500 億削るというふうに言っていたと思います。本当に自公政権は私は悪政そのものだと思います。

それに対して一番防波堤になるのは、住民に一番接している市町村だと思います。飯島町政になって、今までずっとお願いしていた法定外繰り入れも実現できました。子供の医療費の無料化も人並みになりました。給食費の無料化は先頭を走っております。思い起こせば、本当に社会保障の充実という点で成果、足跡があったと思いますが、国保は命の問題です。ですから、少しずつでも防波堤として前進していただきたい、心からそう思います。本当に子供の均等割は理に合わない制度です。来年度の予算でぜひ軽減が実現しますことを期待しております。

大きな 2 つ目にいきます。全部はできないと思いますので、要点だけお願いしたいと思います。

年々、国際機関が、この気候変動は温暖化の影響だということをはっきり打ち出しました、今までは、温暖化の影響かもしれないというような言い方だったんだけど。そして、ここの雨の多さ、季節外れの台風、10 月も末になって大型台風が襲ってくるなんて、今までにはほとんどなかったことだと思います。しかも、簡単に時間 100 ミリを超えてしまいました。その中で提案が 2 つあります、端的に言うと。

1 つは、道路の維持管理をきちんとして、道路に降った、あるいは周辺に降った水が側溝にきちんと入って、新たにのり面を洗い流すような状況を防いでいただきたい。町道は大変長くありますから、思いつきで、きょうはあそこ、あしたはここというわけにはいかないと、思うんです。時間がかかります。人を雇わなきゃいけないからお金もかかります。きちんと道路維持の計画を立てて取り組んでいただきたいと思います。そのほうが、医療と同じで予防的にお金を使ったほうが、道路の崩壊、崖の崩壊が起きてから復旧にお金をかけるよりも、住民の利便性及び復旧の経済性から考えても有効だと思います。側溝に水が入っていないという現実があらこちらであるんです。それが 1 つ目です。

2 つ目は、大雪のときもそうでした。個人宅の宅地が被害を受けたとき、お見舞金すら出ません。家を建てるとか、それからリフォームをするとかについては、町はお金を出さず制度があります。房総の小江戸も個人の家にお金を出します。それから、災害があったときもお

見舞金を出す制度があるということが、26年の災害のときにわかりました。

家を建てたりするのはお金の余裕がある人だと思うんですけども、そこには助成金を出す、だけれども急な事故のときには出さない。急な災害で被害を受けたときも、家なら出すけれども宅地には出さない。宅地があってそれで家が建てられるわけですから、家を建てる底のところの安全が保障されなければ、安心して住んでられません。宅地被害に対してもお見舞金なり助成金制度をつくっていただきたい。

その2つについて町の考えを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） それでは、建設課のほうからお答えさせていただきます。

1点目の排水溝の点検・補修整備計画を立て、早期に実施をする考えはあるかというご質問ですが、道路の側溝については、集落周辺は地域の人たちの協力もあり、比較的整備されていますが、主要幹線で山際を走る道路については、落ち葉や土砂などが堆積している箇所があり、清掃はしているものの全て行き届かないのが現実です。また、最近の傾向としては、側溝の掃除をしても、豪雨などがあるとすぐに枯れ葉や落ち葉がたまってしまう状況にあります。

計画を立て、早期に実施をする考えがあるかということですが、今後も引き続き、町内一円のパトロールを強化し、幹線道路につきましては、状況を把握しながら清掃を進めてまいりたいと考えます。また、集落内道路については、地域の人たちの協力を得ながら維持管理をしていきたいと考えております。

2点目の宅地の予防工事に対する補助制度の創設ということですが、宅地については個人所有の土地であるため、農地や山林のような補助制度は現在ありません。国は、公園や配水施設が異常な天然現象により被害を受けた場合、また市街地に多量の土砂が堆積した場合、宅地などに火山灰等が多量に積もった場合などに、地方公共団体に支援を行う制度はありますが、災害の予防工事や復旧工事で個人に対する補助事業はございません。

本町では、住宅については、定住化の促進、人口増対策として、住宅取得奨励金や住宅リフォーム奨励金の制度はありますが、宅地に関しては、あくまで個人所有の土地でありますので、土地所有者において管理をしてもらうということで、補助制度の創設は考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 時間ですので、速やかに終了してください。

○1番（野中眞弓君） はい。また次の機会でもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここで会議の途中でございますが、10分間休憩します。

（午後 2時00分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、大きな項目として2項目通告いたしました。それぞれ幾つかの小さな項目に分けて順次質問させていただきますので、明快なご答弁をお願いいたします。

それでは質問事項1、事務事業推進体制の充実・強化についてお伺いします。

どんなによい計画を立て、どんなによい政策を打っても、それだけでは住民は満足しません。実際にその実感がないと不平や批判につながる厳しい状況にあります。これはどこの行政機関でも同じだと感じています。サービスを提供する側としましては、一生懸命取り組んでいるのになぜなんだろうと思っている行政関係者は多いと思います。その解消策の1つに、推進体制の工夫、充実・強化があるのではないかと思うようになりました。

そこでお伺いします。ふえるばかりの事務量、ふえるばかりの事業量という状況のもと、本町においては限られた職員数で今後どのように乗り越えていくお考えか、方針をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 渡辺議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化、日々進展する社会経済情勢の変化など、多様化・複雑化する行政需要に対応し、健全財政を維持していくためには、行政組織のスリム化を図り、効率的かつ効果的な行財政運営を確立していくことが重要でございます。

これからの人口減少や、高齢化社会へ限られた職員数で対応するためには、事務事業等の見直し、機構改革の実施、短時間勤務の再任用職員や任期付き職員の採用、指定管理者制度の導入、住民やボランティア団体等との協働の推進、そして各種研修等を通じ職員の能力向上を図る方針でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

では、事務事業推進に当たり、政策やサービスを提供する側、それを受ける側が互いに充実感を実感できるよう、わかりやすく体制を整えていくことが大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 職員数の減少に加え、町民ニーズが高度化・多様化している現状におきまして、行政だけではきめ細かく対応することは難しくなるというふうに思います。全ての方が満足する政策やサービスというのは難しいかもしれませんが、少しでも多くの方に満足していただくことが大切だと考えております。

そのためには、政策やサービスの実施に当たり、専門業者へ委託することや、地域の住民、各種団体あるいは民間企業とともに連携し、協力して事務事業を推進することが必要だというふうに考えております。

住民の皆さんの笑顔や満足感が職員の充実感、達成感にもつながりますので、情報を共有し、町民の皆さんの貴重な意見に耳を傾け、政策をともに考え、実践するような体制づくりをすることは、非常に大切なことだと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございました。

それでは、次の小項目に移ります。

現状では、事務事業の計画に対する進捗度合いのチェックや効果測定をするだけの時間が十分に確保できていないのではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に対しまして、企画課のほうからお答えさせていただきます。

第3次総合計画に定められております事務事業の実施につきましては、前期基本計画の5年間のうち、初年度から策定いたしました3年間の実施計画を、毎年度、施策項目ごとに成

果指標の達成度により進捗を管理し、見直しをすることとしております。現状での進捗度合いのチェックや効果測定については、施策評価及び行政評価により、その事業ごとに効果を測定しております。

渡辺議員のご指摘でもあるように、全ての各担当において、評価に当たり必ずしも十分な時間が確保されているとは言えない状況が一部ではあるのではないかと思われますが、総体的に見まして確保されているものと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

直接住民に接する職務は、日々変化に遭遇し、多忙な毎日だと推測しております。ただ、そういう状況下であっても、次につながる質の高い行政サービスを実現させるためには、点検や評価が必要だと思いますし、何としてもそのための時間を確保すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 渡辺議員の言われるとおり、より高度な行政サービスを提供するためには、事業実施後の目的に対する成果等を十分精査し、その結果を生かし、事務事業の見直しを図っていくことが重要であると思っておりますので、評価のための時間の確保というものが必要であるというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございました。考える時間、策を練る時間は本当に重要だと思っています。ぜひ意識していただきたいと思っております。

それでは次に移ります。

重点事業の推進に当たり、担当課にとどまらず、横断的な班、チームとありますが、編成し、力強く推進する考えはないか伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状でのそれぞれの事業の推進に当たりましては、1つの課内では対応できない事業もあります。特に、大きな事業推進に当たりましては、関係課による推進会議等を実施いたしまして、情報の共有化を図り、横のつながりを持ち、事業の推進に当たっているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

一般的にありがちなことですが、大きな事業や特に重要な事業についても、小規模な自治体では、担当だけに大きな負担がかかっていることが多いと見受けられます。大きな事業や重要な事業は関係者全体のミッションと捉えて、重要性や真剣度が住民にも伝わるような体制づくりが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほど総務課長より答弁いたしました住民参加・協働という問題だと思います。事業にもよりますが、行政だけではなく、関係者と情報を共有し、貴重な意見に耳を傾け、政策をともに考え、ともに実践するような体制づくりは、関係者から見ると、その事業の重要性や真剣度が伝わるとは思いますし、そういう体制づくりは、渡辺議員がおっしゃるとおり必要なことであると思います。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございました。重要事業については、まず関係課で特命チームを編成し、事に当たっていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

事業によっては、事業設計や制度設計だけを執行部で行い、実施を外部、専門企業や関係団体など、いろいろとあると思いますが、そのような外部に委託する考えはないか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 事務規模の大きな事業や高度な設計技術を要する事業につきましては、現状でも専門的な知識を有する企業等への委託を実施しているところですが、委託となりますと当然費用も発生してまいりますので、今後も、実施事業の内容と実施体制等を協議し、対応において精査していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

確かに外部に委託すれば費用はかさみます。ただ、先ほど考える時間や検討する時間の確保についてお伺いいたしました。私は何事も段取りが重要だと思っています。節約するために、できるだけ職員で行おうとする考えは悪くはありませんが、その量には限界があると見えています。日々事務処理に追われて、じっくりと策を考える時間がないとか、新たな発想が出ないとなると、よい仕事はできないのではないのでしょうか。

事業の幅を持たせる、経済の循環を生み出すという意味で、その年度の事務事業の量に応

じて外部委託の比率をふやすお考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほどのご質問でもお答えいたしましたように、今後も、実施事業の内容と実施体制等を協議いたしまして、外部委託の有効性や効果等について、十分精査した上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

それでは次に移ります。

求められる行政が高度化・専門化する状況において、対応する職員の資質向上やメンタルヘルスについてどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 行政ニーズの高度化・専門化している状況に適切に対応するためには、職員一人一人が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや、効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが一層求められており、このため、時代の変化に対応する人材の育成を積極的に推進していくことが重要でございます。

町が着実な発展を遂げるためには、行政経営の担い手となる職員一人一人の確かな実務能力に加え、豊かな創造性や政策形成能力を備えた幅広い職務能力が求められ、さらに、それらを結集した活力ある組織力の向上が重要ですので、これらの研修等を重ねて、政策形成能力、創造的能力、法務能力等の一層の向上を図り、今後、自治体間の競争が激化する中で、勤労意欲のある職員の育成、実効ある行財政改革を推進するためにも、人材を育成する組織環境等を整え、職員の能力開発と資質の向上を目指したいと考えております。

次に、職員のメンタルヘルスについての考え方でございますが、ご存じのとおり、事業所のメンタルヘルス対策としてストレスチェックの実施が義務化となりました。メンタルヘルス不調の職員の発生は、職場において職務遂行能力の低下や休業による労働力の損失に加え、周囲の職員への負担増大という影響を及ぼし、公務能率の低下を招くものであり、効率的かつ効果的な行財政運営の確立に支障を来しかねない大きな問題でございます。

今後も、職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックやメンタルヘルスに関する研修などを通じて、職場環境等の評価や相談できる雰囲気醸成し、あわせてワークライフ

バランスの実現を図るためにも、職員が生き生きして業務を遂行できる体制づくりを整えたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

このことは前の質問と密接な関係が出てくると思っています。求められる行政サービスが多岐にわたり、業務もふえていることは明らかです。かといって従来事業の取捨選択も現実的には難しい。体調を崩す職員がふえても困ります。計画的に取り組むべきではないかと考えますが、いかがですか。町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡辺議員の質問に答えたいと思います。

前段で幾つか質問をしていただきまして、恐らく最終的には、こういうことでまとめてくださいと、そういう流れのような気がいたします。

私は常々進めてきているのは、財政の健全化、そしてそれを維持していく、またつくり上げていくのは人材であると、人であるということを申し上げております。そして、課題はやはり若い人の定住という、そういうことにかかっているわけでございます。その中で、そういうものを実現していくためには、やはり職場環境というのは非常に重要であると思っております。

あらゆるものを進めていく中で、人なくしてはできないものでございます。そういうことで、町も今、人口減少を含めまして、定員管理の中で、類似団体と比較して大多喜町は非常に多いと言われております。そういうことで、毎年、こうして定員管理の中で減少させているところでございます。

そう考えますと、これからも事務事業というのは減ることはなく、ふえることは間違いのないわけでございます。しかしその一方で、人が減るということになると、それは、どうやって、やっていくのかということになるわけでございます。

そういう中で、私は、3つの中の人材ということに1つあるわけでございますが、やはり資質を高めていくということが非常に重要であると思っております。そして、仕事の効率化を上げていかなければ、これは対応できないことも事実でございます。今まで1人で仕事をしてきた量をできるだけこなせるように資質の向上を図っていく、これは私の3つの重要な施策の中であるわけでございます。そして、そのことによって作業効率を上げていくということになるわけです。

ただ、さっきの前段の中でも質問がありましたように、全てがこの人材で賄えるということにはならないと思っています。やっぱりアウトソーシング、そういった外部委託等というものも十分考えていかなければならないし、また、再任用というものも活用していく必要があると思っています。そういうことをしっかりやりながら、これから進めてまいらなければならぬと思っています。

特に、今、質問にもありましたけれども、メンタルヘルスということがありますが、精神的な負担あるいは不調ということになるわけですが、これはやはり、今の現代社会の中で、本当に時代の変化の激しい中で、どんどん新しい事業量がふえます。ですから、そういう事業量をこなしていかなければいけないわけですが、ただ、さっき言いましたように、今までの事業の上にまた新しい事業というのは、これはやっていくことがかなわないわけですね。

ですから、従来の仕事は、時代の中で、もうこの事業についてはそろそろ仕分けをする必要があるであろうと、そういう選択をしながら、新しい事業を取り入れながら、効率を上げていく必要があるなと思っています。

そういうことで、一つ一つが職員の資質の向上につながってくるわけですが、そういう仕事の取捨選択をしながら、また、新しい時代に合わせた仕事を取り入れるということで、図っていかなければならないと思います。

そういう中で、特に職員がメンタルヘルスというか、メンタルな面で負担、不調というのは、これからさらに増大するわけですが、こういったことはこれから職場の環境として、町だけではなくて、これは日本の事業所全部に言えると思うんですが、こういったことはこれからどんどんふえてくるわけですので、町も今、ストレスチェックというのを義務化しておりますが、そのほかにも職員も、いろんな場で講義を受けたり、メンタルについての講義を受けたり、また研修等を積み重ねながら、常に皆さんの心のケアをしていくと、また十分それに耐え得る人材を育てていくということだと思っています。そういうことで、しっかりとした人材を育てながら、職場環境を整えていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 町長、丁寧なご答弁ありがとうございました。

なぜ私がこういったことを質問事項に入れたかといいますと、先ほどの答弁で、西郡総務課長、最後のほうで、生き生きとしてやる気のある職員だと、これがやっぱり基本だと思っています。めったに役所に行かない人たちが、町民が役所を訪れたときに、明るく元気に

「おはようございます」「こんにちは」という形のものが返ってくれば、やっぱり訪れた町民も、いろんなことが大変ということはわかっていると思うんですが、感じ方が違うと思うんです。

私の気のせいかわかりませんが、この数年、全体的に役場の職員の皆さんが暗くなったんじゃないかなというふうに感じております。それは仕事量も影響するでしょうし、それに対しての職員の削減というのもあると思うんですが、恐らくそういったことを感じている方が多いかと思います。それは、町長に対して失礼な質問だったかもわかりませんが、やはりその中のやりくりというか、仕組みをきちっと整えて、もう一度備えて、アウトソーシングも含めていろんな形で工夫していかなくてはいけないんじゃないかなというふうに感じたもので、ぜひその答弁のとおり前向きに考えていただきたいと思ひまして、以上で質問事項1の事務事業推進体制の充実・強化については終わりにして、次の質問事項2の里地・里山の保全整備等に係る活動支援についてお伺いします。

高齢化の進展や後継者難などの理由で、所有財産を自力では思うように維持管理できない世帯が増加している中で、各地で保全整備に向けてのボランティア活動が行われています。このような住民による自主的な活動は大変重要な地域活動と思いますが、どのように捉えているか。また、これまでにも支援してきたと思いますが、今後も引き続き支援していくお考えがあるかどうかを伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 渡辺議員からのご質問に産業振興課よりお答えさせていただきます。

地域におけます里地・里山の保全及び維持管理について、ボランティアの皆様が地域活動の一環としまして取り組んでいただいていることについて、感謝申し上げます。

大多喜町も、高齢化と少子化の進展によりまして、後継者がいないなどの理由により、里地・里山の維持管理ができない世帯がふえている状況でございます。現在、老川、西畑地区の山林や遊休農地でのボランティアの皆さんの行う里山の保全活動、それに対しまして、町としましては植栽用の桜、梅などの苗木、また水仙等の球根等を提供しておるところでございます。このことにより整備されました土地は、観光資源、また有害獣の被害防止対策に資するものと考えております。今後も、資材支給等につきまして継続して、指導してまいりたいと考えております。

また、町では、里山の保全活動、竹林や山林を活用した農業振興、地域資源を活用した新

たな特産品の発掘及び情報発信を活動内容としました地域おこし協力隊を現在募集しているところでありまして、今後の活躍に期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございました。

ややもすると行政に頼りがちな現状で、住民ができることはできるだけ自分たちで行おうとする、この動きや考え方は、もっと事例として紹介し、普及していくほうがよいと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今後の広報等でございますけれども、活動内容につきまして、活動事例を紹介させていただきまして、町内における地域活動としての普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

それでは次に移ります。

担当課は、その事業によってそれぞれ異なるかもしれませんが、現在も里地・里山の保全整備や管理などに対し支援が行われています。耕作放棄農地や山林の放置などの増加は有害鳥獣の進出とも関連してきます。現状を維持するだけでも大変だと思いますが、そのような状況を踏まえ、地域活動支援策拡充の可能性はあるかどうかお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 地域におけます里地・里山の保全・維持管理につきましては、竹林、山林や遊休農地を活用しました林業振興、観光振興や有害獣対策の一環としても重要であると考えております。

活動をお願いできる組織等がございますれば、活動内容や必要な支援について当団体と協議させていただきまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

何事にもタイミングが大事ではないかと思えます。各地で頑張っている団体やグループがモチベーションが下がらないうちに、活動を奨励できるような援助策、支援策をさらに手厚くしたほうがよいと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 団体やグループなどの皆様がどのような支援を必要とされているか、この部分につきまして各組織からの要望を聞き取りをさせていただきまして、今後の支援に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございました。

それでは次に移ります。

支援策拡充といっても、財源がなければ検討できません。自主財源には限りがあります。

そこで、国・県等の施策活用について積極的に取り組む考えがあるかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 里地・里山の維持管理に関する国の支援等でございますけれども、現在、大多喜町森林・山林多面的機能発揮対策事業といたしまして、町内で3団体の皆さんが活動を行っていただいているところでございます。

この事業につきましては、事務内容でございますけれども、地域住民、森林所有者、自伐林家などが協力し合いまして、集落周辺の里山林の維持、景観保全、整備活動、風倒木や枯損木の伐採・除去や利用の取り組み、高密度に侵入しました孟宗竹の伐採・除去や利用の取り組み、広葉樹等の森林資源を、木質バイオマス、炭焼き、シイタケ原木等、伝統工芸品原料に活用する樹木の伐採、間伐、搬出等の取り組みを行うことができるものでございまして、国からの事業費の割合でございますけれども、4分の3という定率補助でございますが、これはかなりの高率の補助でございます。そのような事業でございますので、今後、事業を実施する希望のある組織等への情報の提供にぜひ努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

現に市町村によっては、国・県、財団、企業などの政策や事業をうまく活用し、里地・里山の保全整備や管理などを行っているところが存在します。町内の団体でも直接かけ合い、活動費の一部を確保している例がございます。質問事項1ともリンクしてしまいますが、多忙な中で、財源確保のためにももう少し時間を裂くお考えがないか伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町内各地での里地・里山保全活動の取り組みを実施していた

だけの団体、グループがございましたら、どのような活動を実施希望しているのか調査させていただきまして、本年度、千葉県の担当部署でございますけれども、協議を行いまして、国・県、また民間等で助成を行っていただける組織がございましたら、どのような助成が可能になるか、その情報を提供していただきまして、支援に努めていきたいというふうに考えております。

また、町民の皆様方からさまざまな事業要望を現在いただいているところでございますけれども、国・県における各種の助成事業、これも調査しまして、財源の確保を行っているところでございますので、今後も積極的に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私がこういう形で質問してしまいますと、その担当課が直接自分たちがまたやらなくちゃいけないんじゃないかと感じてしまうかも知れませんが、いろんな制度、事業を紹介するだけでも、実際に活動されている皆さん方にとってはありがたいこと。今の時代ですから、ネットで検索すれば出てきますよという考えかも知れませんが、特に入り口のところでね、そういったちょっとした情報を提供することによって、行政と民間団体との関係も緊密になるというふうに感じております。その辺のところをぜひ、そういったところから入っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ぜひそのようにして検討も、それから組織への情報提供、これは当然町としてもやらなければならないことでございますので、そのような形で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 誠意ある各答弁、ありがとうございました。

まちづくりは、そこで暮らす住民とその町の将来像を共有することから始まると思っています。よく「協働のまちづくり」というフレーズを耳にしますが、その前提には、やはり自助努力をする、自助、またみんなで助け合う共助、そして公が手を差し伸べる公助の役割分担をバランスよく整えることだと私は思っております。

現状を正しく認識し、おのおのの課題が確実に解消されていくよう、一緒に考え、精査しながら邁進していくことを提案して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、渡辺善男君の一般質問を終了します。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時45分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、9番吉野一男君の一般質問を行います。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 9番吉野一男でございます。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

第1項目めは子育て支援の充実について、第2項目めは高校生まで医療費の無料化について、2項目についてお伺いいたします。

まず最初に、子育て支援の充実についてをお伺いいたします。

総合戦略は、持続可能なまちづくりに資するために、人口流失に歯どめをかけ、ひいては魅力あるまちづくりを目指すため、各方面から努力されている。中でも子育て支援については、大多喜町で子供を産み育てる環境の充実が必要です。働く世帯を応援し、かつ若い世代の経済的支援をさらに充実させることこそ、少子化対策、子育て支援につながると思います。

さて、きょうの新聞に、安倍内閣の看板政策として、人づくり革命実現に向けて、政府が8日に閣議決定される2兆円超の政策パッケージの全容が明らかになりました。幼児教育・保育の無償化に約8,000億円、ゼロ歳から2歳児までは当面住民税非課税世帯を対象とし無償化を進める。3歳から5歳児の全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園を無償化いたします。という閣議決定されたわけでございます。

そのことで、以下の質問についてお伺いいたします。

1番目といたしましては、保育料の負担軽減策及び無料化する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、保育料の負担軽減及び無料化する考えはないかという

ご質問について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

現在の保育料は、世帯の所得に応じた保育料金を定めております。保育料の免除または軽減措置についても、国の基準に沿った生活困窮世帯、町民税非課税のひとり親世帯、また在宅障害児世帯、入園児3人目等の世帯について無料化を実施しているところでございます。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、国のほうでも、2019年度、平成31年4月から幼児教育及び保育の無償化ということで、3歳から5歳までの子供と、ゼロ歳から2歳までは世帯の所得に応じて対象とするよう検討しておりますので、町としましては、その制度改正に合わせた対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） その関係につきましては、結局、31年4月からということで、国の方針に基づいてやるということでありまして、これは来年度予算はまだ決定していないと思うんですけれども、来年度予算から、30年度予算から、できれば無料化を推進していただければと思いますが、これは最後に言うんですけれども、それに向かって無料化すると、大体どのくらいの予算が必要になるか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 来年度からというご質問ですが、やはりこれを制度化するためにはちょっと準備が足りませんので、国の制度も来年度初めには示されると思いますので、それに合わせた制度改正をやっていきたいと思います。

また、経費でございますが、実際必要になる経費は、28年度決算では支出は2億1,664万5,850円、歳入で保育料等につきましては4,552万990円となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 平成28年度の支出であります、2億1,000万ということでありまして、金額はちょっと予算的にはなかなか難しいかと思えます。でも、これは国のほうのいろいろ基金も異動した中で対応していただければ、大変ありがたいと思うんですけれども、それでも財政的に苦しいということもあると思えますけれども、できれば、町長の公約じゃないんですけれども、来年町長選がありますけれども、そういうものに向かって、アピールではありませんが、そういうものも必要じゃないかと思えます。

だから、あくまでも住民の、生活困窮者とかそういうことじゃなくて、あくまでも若い世代が大多喜町に定住してもらえるということが一番大事でありますので、そのためには、若

い人たちがずっと定住してもらって、それにはやっぱり、保育料が高いということがありますので、できれば保育料を免除するという方向で、できれば軽減策を持って、全体的に無料じゃなくても、少しずつ減額するような形で持っていただければ、子育て世代の方まで、今、収入減等いろいろありますので、できればそういうものを含めた中で減額措置を行っていただいて、一気にじゃなくても少しずつでも、これは町長の権限である程度できるものですから、それは法改正しなければいけないと思うんですけども、そういうものの中で検討していただければありがたいと思いますので、そういう点でまたよろしくお願ひしたいと思います。これは町長に答弁。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員さんの切実な思いというのはよく伝わりました。しかしながら、今答弁がありましたように、もう既に国で新聞発表しちゃっているということで、方針がある程度決まってきちゃっていますので、そこで慌てて短期の中でやるというのは、なかなかやっぱり難しいものがあると思います。もう少し辛抱していただければと思います。国が動き出しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 町長からそういう意向でありましたので、発言するのもどうかと思うんですけども、国のほうも近々でそういうことやるということですので、その点は、それに任せてやっていただきたいと思います。

続いて、時間外保育料を無料化する考えはないかという質問なんですけれども、お伺ひしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 時間外保育料を無料化する考えはないかというご質問についてお答えさせていただきます。

時間外保育料につきましても、保育料と同じく、市町村民税非課税世帯については無料としているところがございます。それ以外の世帯は、毎月の時間外保育の時間を児童1人ごとに集計をいたしまして、通常保育児童との平等化を図るために、1時間当たり100円をいただいております。時間外保育の利用者と利用しない方の均衡を図るという平等性という観点からも、時間外保育料を無料化する考えはございません。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 時間外保育のことは、実際にみんな親が勤めていますよね。時間が遅い時間の人もいるし、早く帰ってくる人もいると思うんですけども、一般的にはそういう差もつけなきゃいけないと思うんですよ。やっぱりその差で云々ということになるんですけども、あくまでも子育てしている人が生活しやすいとか、そういうことでは、子供を迎えに行くというのは、やっぱり勤務が終わってから迎えに行くという形でやられたほうが、各事業所によっていろいろ時間が異なると思うんです。

だからそういう点で、一概にそういう形で非課税者でじゃなくて、これは人数もあるんでしょうけれども、1時間当たり100円ということでもありますので、予算的にはそんなに金額は押さないと思うんですよ、保育料と違いまして。これは即、来年度からでも即実行できるんだと思うんですけども、その点、時間当たり1時間100円ということで、何人くらい時間外保育を利用している方がいるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） この時間外保育料は、職員が児童一人一人、1時間単位ということではなくて、毎日の時間を分単位で集計をいたしまして、その利用される方の負担軽減を図っているところでございます。

ご質問のどのくらいの利用ということですが、28年度の実績で、その日によって使う場合と使わない場合がありますので、何人ということではちょっとお答えできませんが、延べで279人、月平均23人が利用されております。1人当たりの月平均額は443円ということでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 今の課長の答弁で、月に1人当たり443円ということでもあります。そういう点で、月23人いたとしても幾らでもないんですよ、金額的に言うと。これはどうですか、町長、30年度から実行可能かどうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご質問ですけども、金額そのものは、今おっしゃられたように、さほどのものではないんですが、ただ、やはり公平性という、平等性という中では、非常に問題がありますので、ここはなかなか無料化というのは難しいのかなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） できればそういう形で、公平性ということもあるかも知れませんが、けれども、やっぱり子育て支援が一番重要じゃないか、そういう点は、たかだか443円ほどありますけれども、そういうことじゃなくて、下から積み上げた中で、できるものからどんどんそういうものを改革していかないといけないと思うんです。

だから、金の問題ではありませんけれども、できることは速やかに実行してもらおうと、それは町政のやるべき課題だと思いますので、できればそういう方向で、来年度予算が1月に査定があると思いますので、その中で考えていただければと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それと、3番目に小学校の給食費についてなんですけど、これは平成30年度から無料化する考え方でよろしいと思うんですけども、予算でも組まれていると思います。この件については飯島町長の公約でもありますので、力強い言葉で再答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 小学校給食費を無料化する考えはというご質問ですが、現在、給食費については、中学生を対象に、ことしの1月から給食費を無料としているところでございます。ご質問の小学生の給食費の無料化については、大多喜町第3次総合計画、第2次実施計画に位置づけをして、子供たちの様々な教育活動に係る教育費の経済的負担を軽減し、また、家庭における子供たちの教育活動の拡充を図るために、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、平成30年度から小学生についても無料化するよう計画し、今、準備を進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。給食費に関しては質問事項になかったと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） この件ではそういうことで、来年度予算に計上するということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、学童保育を無料化する考えはないか伺いたしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 学童保育を無料化する考えはないかということで、お答えさせていただきます。

現在の利用者ですが、大多喜小学校学区内の放課後児童クラブたんぽぽ52人、また、西

小学校学校区内放課後児童クラブつくし 38 人と、町全体の小学生の人数からしますと、約 4 分 1 の小学生が利用しているところでございます。

放課後児童クラブの利用料は月額単位で定め、生活困窮世帯については免除するなどの配慮をしているところでございます。

そういうことから、やはり受益者負担という観点から、利用されている方に負担をしていただいて、利用されていない方との公平性を保つためにも、料金を無料化するという考えはございません。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 9 番吉野一男君。

○9 番（吉野一男君） これも先ほどと同じ形なんですけれども、若い世代が住みやすい環境づくりというのが一番大事だと思うんです。そういうことで、学童保育を無料化してもらって、人数的にもそんなに多くないと思うんです。学童保育をやられている方とやられていない方、いると思うんですけれども、そういうものを含めた中で、できれば学童保育の利用を、これは職員の関係もありますけれども、とりあえずそういう面で、できれば学童保育を無料にするということで、これも実際的にできればそういう方向で、今後、今すぐじゃなくてもよろしいですけれども、そういう方向で、国のほうもある程度、いろんな関係で無償化になっていますので、そういう部分を含めた中で、いっしょの形でできれば、無料化するように検討していただきたいと思っておりますけれども、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） これにつきましても国の動向を見て、その方針、制度改正に合わせた対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 9 番吉野一男君。

○9 番（吉野一男君） それと、その関係につきまして、無償化にすると予算的にどのくらいの金額になりますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 平成 28 年度の決算でいいますと、歳入でございますが、利用料金の総額が 524 万 5,500 円でございます。歳出につきましては 1,612 万 2,849 円でございます。

○議長（野村賢一君） 9 番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 実際的に支出が多くなるということでありましてけれども、この件についてもできれば無料化する方向に、今後課題としてぜひ町長、よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） さっきとやっぱり同じなんですよね。全員が全部入っているわけじゃなくて、平等という観点からなかなかそれは難しいなと思っています。町としてやるべきことは平等というのが第一でありますので、そこを乗り越えるということはなかなか難しいなと思っています。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） なかなか難しい点もあるようですし、質問して申しわけないですけども、これは実際的に必要なんですよね。国のほうが今、子育て等で、安倍さんがそういう方針でやられていますけれども、やっぱり町長は町長で、頭ですのでそういう方向で、こういうことであるんだということであればできると思うんですよ。そういう点も含めた中でぜひやっていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、2項目めは、高校生までの医療費の無料化についてお伺いします。

子ども医療費については、平成27年度から中学生まで入通院が無料となりましたが、千葉県下では、高校生ままで無料化している自治体が13市町村あります。夷隅郡市はいすみ市、御宿町が高校3年生までを対象に無料化しています。経済成長に明るい兆しが見えず、個人所得が伸び悩んでいる今こそ、子育て支援策の1つに、高校生までの医療費無料化について導入する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に対し健康福祉課からお答えいたします。

現在、町では、子ども医療費の助成ということで、子供の入院、通院に係る医療費の助成を実施しており、ご質問の趣旨は、この制度の助成の対象年齢を高校3年生まで拡充する考えはないかということとと思われますので、初めに、この制度の県内市町村及び当町の助成内容並びに県の助成内容について、ご説明させていただきたいと思っております。

現在、子ども医療費の助成制度は、市町村により助成が違うものの、県内54市町村全てで行われており、平成29年8月1日現在、助成対象年齢を入院、通院ともに高校3年生までとしている市町村が13団体、残り41団体は入院、通院ともに中学校3年生までを助成の対象としているところがあります。また、自己負担金を徴収している市町村は43団体、所

得制限を設けている市町村は7団体という状況でございます。

次に、当町の助成内容であります、自己負担金は徴収せず、所得制限も設けておりません。また、助成の対象年齢につきましては、平成27年4月から入院、通院ともに中学校3年生まで拡充したところでございます。

最後に、市町村が行う子ども医療費助成事業に対する県の助成内容でございますが、助成の対象年齢を、通院の場合、小学校3年生まで、入院の場合、中学校3年生までとしているところでございます。

以上が、県内の市町村や県が行っている子ども医療費に対する助成内容でございますが、当町の助成内容につきましては、県内市町村と比較しましても平均的なレベルであると考えており、また、県の助成基準以上の助成を行っていることから、現状の助成内容の継続に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 将来を見据えて、都市と農村、都市へのアクセスをよくし、通勤・通学の利便性を図るために、運行会社高速バスには多額の補助金を投資しているが、なかなかふえない状況にあります。人口がふえるには、町にそれなりの、ほかの市町村にはない特徴というか、魅力がなければ、子育て世代の人たちは移住しないと思います。

国においては、高校生の授業料無償化を具体的に議論し始めています。子供が減っていく中、子育てしやすい環境を整備することが魅力あるまちづくりの一つの施策でもあろうかと思えます。いすみ市でも御宿町でも実施している高校生までの入院・通院医療の無料化がなぜできないのか、再度お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 先ほども申し上げましたけれども、当町の助成内容につきましては、県内の他市町村と比べましても平均的なレベルと考えております。

なぜできないかということでございますが、国等の助成等が、今後、法律等が変わるといようなことであれば検討も必要となってくると思えますが、現状ではこの助成内容を継続するというところで考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） そうしますと、町内に高校1年から3年生まで何名くらいの生徒がいるか、お答え願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 町内の高校生的人数というご質問でございますけれども、高校は義務教育でないため、正確な人数はちょっと把握できませんが、高校生対象年齢となります15歳から18歳的人数ということでご回答させていただきたいと思います。11月30日現在で237人となっております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 237人ということですので、そうしますと、高校生になるともう大人ですので、そんなに病院にかかるということはほとんどないと思うんですね。乳幼児と違いまして、乳幼児だとすぐ熱が出たり何かしていますけれども、高校生の場合、大人ですので、そんなに病院にかかるということは恐らくないと思うんです。運動もしていますね。

そういう点から見ますと、医療費はそんなにかからないと思いますので、あえて予算を組んでもそんなにかからないと思いますので、ぜひこれは、高校生はすぐまた大学に行くような形になっちゃいますので、3年間しかありませんので、高校生の無料化はぜひ実現してもらいたいと思うんですね。あとは上に行っちゃいますので、だからこれは3年間の勝負であります。子育て世代に、やっぱりお願いするという形をとりますので、できればそういう形で医療費の無料化をぜひ進めてもらいたいと思います。これは町長のほうから答弁をよろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどお話ししましたように、県内としては平均レベルでございます。それともう一つは、中学生までは義務教育なんですよね。それで、高校生は義務教育を離れまして、全ての人が高校に行くとは限らないんですね。やっぱり就職される方もおるんですね。ですから、義務教育は全て学校に通いますので、そういうことを考えますと、これが私どもの町が比較的おくれているということであれば別ですが、県内平均レベルでございますので、これは現状をまず維持したいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 現状維持という町長の言葉なんですけれども、実際に現状維持でいいかどうかという形もあるわけです。これは町長の政治決断があるかどうかだと思うんですよ。無料化するということは、中学生まで無料化してありますので、これはやってもそんなに予算をかけなくても大丈夫だと思うんですよ。余りお金のことばかり言うのもなんですけれど

も、これは実際にそうだと思います。だから、できれば無料化して、ぜひこれもやっていたければありがたいと思うんですけども、きょうの町長の答弁だと現状維持ということでもありますけれども、これはやっぱりあくまでも……

(「議長、町長が回答を出しているんだから、ちょっとそれ、議事進行してよ」の声あり)

○9番(吉野一男君) 一応回答はありましたけれども、とりあえずそれだけ、ぜひまた再度お願いするわけでもありますけれども、今後とも、年度を変えてでも、ことしじゃなくても、次の年度においてもぜひそれはできたらお願いしたいと思います。

それともう1つ、きょうの新聞に、安倍内閣の看板であります人づくり革命ということで、8日に閣議決定される2兆円規模ということでもありますけれども、これも実際的には、その中には大学等の関係もあります。また、3歳から5歳については、幼稚園や認可保育所や認定こども園を無償化するということでもあります。これについても、2019年10月に予定される消費税10パーセントをもとにして、それを使うということでもありますので、その間は保育料無料化ということはないと思うんですけども、その間までにできるまで、保育料無料化をできれば進めていただければ大変ありがたいと思うんですけども、それも要望としてお願いしたいと思います。

そういうことで、私の関係につきましては無償化が大分多かったんですが、無償化が多いということは一番大事なことであります。生活困窮者を含めまして、若い世代が住みよいまちづくりに邁進していただきたいということで、子育て世代に対してお願いするということでもありますので、これからは住民が外に出ていかないという形になろうかと思っておりますので、ぜひそれをもとにして、なるべく援助してやるということが大事だと思います。これから人口減少もありますので、今後ともそういうことを踏まえた中でよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦勞さまでした。

以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

あす6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 2 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成29年12月6日(水)

午前10時00分開

議

出席議員(11名)

1番	野中眞弓君	3番	渡辺善男君
4番	根本年生君	5番	吉野僖一君
6番	麻生剛君	7番	渡邊泰宣君
8番	麻生勇君	9番	吉野一男君
10番	末吉昭男君	11番	山田久子君
12番	野村賢一君		

欠席議員(1名)

2番 志関武良夫君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	金杉孝枝
------	------	----	------

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第 57号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 58号 平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 5 議案第 59号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 6 議案第 60号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 61号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 62号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第 9 議案第 63号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 10 請願第 3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書
- 追加日程第 1 発議第 6号 重度心身障害者医療費助成制度に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

きのうの会議に引き続き、ご苦労さまでございます。また、きょうは大勢の傍聴者が来ております。議会を代表いたしまして、心から御礼申し上げる次第でございます。

2番志関議員から、所用のため、きょう欠席する旨の通知がありましたので、報告します。ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

本日は、町の有力な方の傍聴者が多いので大変緊張しております。本当に緊張していますので、皆さんよろしく願いいたします。

続きまして、質問に移ります。

私は今回、大多喜高校の永久存続について、品川行き的高速バスの赤字補填について、5年後の商店街の状況について、以上の点について行政側の意見を承りたいと思います。

まず初めに、大多喜高校の永久存続について。

現在千葉県では、平成29年8月に県立高校改革推進プランの一部改訂（素案）を、また、平成29年11月に第4次実施プログラム（案）を策定し、着々と再編計画を進めています。

少子化が著しい地区において統合を進めようとしております。夷隅地区のこのような少子化の厳しい中で、県立高校が2校あるというところはありません。南のほうへ行けば鴨川で長狭高校、その下に行くと館山高校です。これは何としても全力を尽くして大多喜高校を存続させなきゃなりません。大多喜高校がなくなった際の町の受けるダメージははかり知れません。以上の件について町の見解を伺いたいと思います。

まず、県の改革プランの中では、平成32年度に示される予定の千葉県の新総合計画策定の中に、普通科については、一層の特色づくりを推進する方針であるとの記述があるが、現在町が行っているスタディサプリ以外に、特色ある学校づくりのために町は何を行おうとしているのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） スタディサプリ以外に町は何を行おうとしているのかというご質問について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

ご質問いただいた特色ある学校づくりは、学校経営に係ることでありまして、現在、学校長の権限下において、大多喜高校全体で取り組まれているところでございます。その特色ある学校づくりを側面からの支援を行うために、町では大多喜高校が導入しているスタディサプリの経費の一部を助成するとともに、大多喜高校支援推進委員会において、スタディサプリ以外にも、高校と町内中学校の交流を深めるために、部活動を通じた交流や、教育委員会で進めている連続した英語教育を高校までつなげていくような体制づくり、また、地域と高校の結びつきを深めるために、高校の文化祭、明善祭に地域住民が参加する方法であったり、また就職支援等を協議しておりますので、町としましては、それらの意見をもとに、今後、高校の支援を側面から進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁を聞いていると、絶対に大多喜高校を残すんだという強い意思、熱意が感じられません。県は統合を進めているんです。県に幾ら、側面からというんですか、お願いしても、なかなか統合を阻止することはできません。誰が一生懸命やるのか。大多喜高校がなくなって一番困るのは大多喜町なんです。大多喜町民なんです。大多喜町が一生懸命熱意を持って当たらないと、高校がなくなってしまいます。

今、町では支援推進委員会というものを立ち上げています。しかし私は、これは存続に向けた推進委員会、存続するための委員会に改めるべきだと思っています。その中で、県は統

合を進めているわけですから、町は全ての政策、あらゆるものやっつけていかなければならないと思っています。その中で、町と高校が一体となる。高校の問題は町の問題、町の問題は高校の問題として捉えて、一生懸命ともに歩いていく、地域に愛される学校として歩いていく必要があると思っています。

そのために、私、前の議会でも発言しましたがけれども、せんだって鳥取の高校に行ったときに、鳥取のほうでは県立の高校の中に職員を派遣しています。なぜ派遣しているか。今、高校は何をやろうとしても、先生方は忙しい、事務の方も忙しい、何かやろうとしてもなかなかできないんです。高校の中に職員を派遣して高校の問題を町が積極的に解決する。町と高校のパイプ役を設けるなど、本当に真剣に取り組んでいかないといけないと思いますけれども、今後、町は積極的に取り組んでいく必要がありますか、今以上に。何が何でもという熱意がありますか。お伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今の件について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、根本議員の大多喜高校に寄せる熱い思いというのは、私も同じように持っております。そういった中で、今、特色がある学校づくりという話がありましたけれども、まず基本的に置かれている位置づけ、ちょっと考えてみたいと思いますけれども、千葉県立大多喜高等学校の設置者はあくまでもこれは千葉県であると。そして、当該校の学校経営につきましては、職員の服務監督、さらには教育課程、そして特色ある学校づくりも含めて、千葉県教育委員会が任命した学校長がこれを行うことになっております。

そういった中で、町としても、教育委員会としても、特色ある学校づくりを主体的に行うことは、これは県立高校ですからなかなかできませんけれども、そういった中で、今、議員のお話にもあったように、千葉県立大多喜高等学校支援推進委員会を設けて、そしてさまざまな協力を今行っておるわけですが、その中で、やはり特色ある学校づくり、これはあくまでも大多喜高校の校長が学校教育目標を持っておりますので、それを推進するに当たり、委員会としての、先ほど課長の答弁にもありましたように、その中で学習支援とか、さらにはことしからうちのほうも保育園を所管しておりますので、これこそ大きな特色の柱として、例えば保育園、小・中学校、そして県立高校の大多喜高校、これを踏まえて学びの連続性ということで、英語教育とか、そういったことについてこれから学校長とも相談しながら、かかわれる部分を強く推進していきたいと思います。

また、特色の中には、進学だけじゃなくて就職活動、いわゆるキャリア教育ですね、これ

も大きな柱として取り組む必要があるかなと私は思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の教育長さんのお答えで、非常に熱心に使っていただけるという思いが伝わってきました。おいおい次の質問の中でも、こういったことをしたほうがいいんじゃないかということを説明していきたいと思います。

続きまして、近隣の私立高校ですね、これについて、国は無償化をすると、きょうの新聞にも載っていましたが、私立高校の無償化をするという方針を打ち出しました。ほとんど確定のようです。

今、私立高校はなぜ敬遠されているかというと、授業料が高いということで敬遠されている部分があると思います。そのために、私立高校は無料のバスを走らせています。それで、授業料は高いけれども、交通費がただだよということの中でバランスをとりながら、人を集めている状況です。これが私立高校が無償化になると、今一番の問題は通学の問題ですから、この辺も、朝見てみると、同じように市原、君津のほうから高校の無料のバスが走っています。そうしたらどうですか。ますます大多喜高校は交通が不便だという思いがある中で、無料のバスを走らせていけば、みんな私立高校に行っちゃいますよ。ますます大多喜高校の生徒を募集することが難しくなっていきます。これは教育長が言ったように、一つ一つ教育の積み重ねということも非常に大事でしょうけれども、近々に課題を解決しないと、統合しちゃうんじゃないか、なくなってしまうんじゃないかという非常に危惧を感じています。

さらに、これも新聞報道、学校にも聞きましたけれども、今まで前期、後期と募集していたけれども、2020年度からは一本に絞ると、一次募集だけだと。去年なんかも前期では定員割れだったけれども、後期で何とか定員を満たしていました。これが一本化になれば、ますます大多喜高校に集まる人は少なくなってくるのは必然です。

今、大多喜高校には1学年160人、3学年で480人。地元から行っている子供たちは100人です。残りの約400人の方は、いすみ市が一番多いんですけども、いすみ市、茂原、勝浦から毎日400人もの生徒が大多喜高校に通って、大多喜町を好きになるということもその中で考えられるでしょう。何としても、全てのあらゆる行動を起こして学校の統合は阻止しなきゃなりません。

仮に大多喜に高校がなくなって、小学校、中学校はあるけれども、高校は茂原だといったら、みんな茂原に住んじやうじゃないですか。何としても全力でやるべきことは全てやって、

これを残さなければならないと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、現在、今年度、大多喜高校では、学校の魅力を広く周知するための新たな取り組みといたしまして、学校予算で指定校推薦枠を掲載しました学校案内を作成しまして、夷隅郡市、長生郡市、市原市の加茂・南総の各3年先生全員に配布したということ聞いております。

学校での取り組み以外に町としてできることは、先ほど教育長も申し上げたとおり、今まで実施してきました支援を継続していくとともに、やはりソフト面からの支援を進めていくことで、高校の魅力のアップの一助になればというふうに考えております。

また、現在、慶應義塾大学のご協力によりまして、昨年からは町活性化のためにお力添えをいただいております。大多喜高校で定期的にワークショップを開催しております。それについて高校と地域との結びつきを深めるための活動をしていただいております。今後も大学との連携を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） たくさんのことをやっておられるということですがけれども、さらに一歩進んでやっていただきたい。

それで、大多喜町が声を上げて、地域住民とともに、大多喜高校を存続する会というのを町民全体で立ち上げて、地域住民と町が一緒になって、大多喜高校を残すんだという行動を起こすべきだと思いますよ。県のホームページの中にも地域に愛される学校、地域の人々がより添い、一生懸命地域と協力している高校は、統合の対象から考慮するというのも書いてあるわけですから、存続に向けて町と町民が一体となって協力する態勢、そういった会を設けて、町と町民が一体となってやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今、根本議員のほうからも町と町民が一体となってというお話がありましたけれども、まずその前にですね、先ほど私のほうからも触れさせていただきましたけれども、やはり小・中・高、この学びの連続性、県も国も学びの連続性というものを非常にウエートを大きく持っております。その中で、これを我が町、教育委員会が主体となって、また大多喜高校に働きかけて、それこそこの学びの連続性を大きく推進させることが県への

大きなアピールになると思っております。例えば、先ほど言いましたように英語教育、さらにはキャリア教育、そしてまた部活動の面でも、ただいま順天堂大学の駅伝チームも来ていただいているとか、あるいは千葉工業大学のロボット工学とか、そういった高・大の連続性も含めて、これを大きな柱として推進させることが、まず一番大きなアピールポイントになると私は強く信じておりまして、これを深く推進したいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、今のことも十分やっていただきたいと思いますが、私はそれだけでは不十分だと思っているんです。私は、とれる、あらゆるものやっつけていかないと、大多喜高校はこれからどんどん地域の少子化が進む中、人数が少なくなっていくことは明らかなんです。あらゆること、全てのこと、考えられること、全てやっつけていかなければならないと思っています。

続きまして、次の設問にいきます。

平成28年10月に大多喜高校PTAが通学に関する実態調査を行いました。これは誰からも要請されたわけじゃなく、PTAの皆さんがやはり心配して通学に関するアンケート調査を行ったところなんです。回収率が97.5パーセントと高く、非常に関心があることがわかります。これが一番の問題であるということもPTAの方々は強く認識しているものと思われま

す。その中に示されている実情及び要望というものがここにあります。通学方法は何だ、どこから来ているのか、バスなのか鉄道なのか車なのか。その中に実情と要望という欄も書かれています。これをどのように受けとめているのか、また、通学問題解決のため、これまでどのようなことを行い、その結果どのような成果が上がったのか伺わせてください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） PTAが実施したアンケートについてどのように受けとめ、どのような行動をして成果が上がったかというご質問についてお答えさせていただきます。

昨年度実施されました実態調査の結果の中で、多くの意見として、鉄道・バスが実際の登下校の時間に合わないということと、また運賃が高い、また乗り継ぎが悪いということでありましたので、各事業者に対して、大多喜高校支援推進委員会といたしまして要望活動を実施しました。

その結果でございますが、その結果、運行時間の見直しをしていただいたり、イベント時

の増便をしていただいたところでございます。ただ、運賃の学生割引等については、各事業者ともに検討しますということでありましたが、いまだに変わっていないのが実情でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） このアンケート調査を見ると、自動車で送迎している方が約33パーセント、3人に1人は皆さん車で通学しているんです。この実態をどう思うか。今、夫婦はほとんど共働きなんです。なかなか送迎することも容易じゃないんじゃないですか。共働きのもし夫婦がいた場合に、大原高校や茂原のほうはみんな電車で行くから、親が送迎している人なんかほとんどないそうです。たまにはあるでしょうけれども。ということは、今後まちづくりにおいて、とにかく若い世代をふやさなくちゃいけない。大多喜高校に通ってもらわなくちゃいけない。その中で3人に1人が車で送迎している。このような状況を一刻も早く解決しないことには、定住化も進まないんじゃないんですか。やはり交通問題を真剣に考えてもらいたい。

この実態調査の中にも、本当に父兄の方、PTAの方が悩んでいる、何とかしてほしい、非常に訴えがあります。大多喜高校は素晴らしい学校だということは、PTAの多くの方々も非常に認識しています。今一番ネックなのは通学問題なんです。大多喜高校と大原高校がどちらか一つになるという案が出てきたときに、一番のネックは通学問題なんです。

県のホームページの中にも、統合によって父兄の負担をふやすというようなことはあってはならないし、そのような統合はしない、それは当然のことだと思います。一番多く来ているのはいすみ市、その次は茂原です。一宮からも来ています。勝浦からも来ています。もし大原高校に統合になったとすれば、大原高校に行けば、大原高校から大多喜までいすみ鉄道の運賃が月々1万1,600円ですか、3カ月だと3万3,000円とか3万4,000円ぐらいになるそうです。それを負担しなくていいわけですから。

今の情勢から見ると、大多喜高校は非常にいい学校だけれども、通学で非常に問題を抱えています。このことを早急に解決しないと統合されてしまいます。

ですから、父兄が車で送迎してくるわけですから、駐車場を整備して、安心して父兄がそこで送迎できる。大原中学校ですか、あそこは今、昔は自転車で通ってきた生徒が多かったので、そこをやめて、父兄の送迎用のスペースに、駐車場にしてしまいましたよね。万が一、今、路上で皆さん乗りおりしていますけれども、そこで交通事故とか何とかあれば、さらに

大多喜高校に来る人は少なくなってくると思います。

それと、定期代が高いということがありますので、これもできる範囲で、少しでも一刻も早く補助してあげる。特に、バスがこのところ便数が非常に減っています。茂原から大多喜に来るバス、通学に適している時間帯は1便しかありません。また、一宮からも1便。せんだって、一宮行きが夕方5時と6時があったんですけども、6月ごろですか、1便なくなって1つしかありません。

通学問題を早急に解決しないと統合されてしまいます。この通学問題については全力で取り組む。通学定期の補助ということを私は前回も言いましたけれども、地元の人なら補助できるけれども、いすみ市、茂原のほうから来た生徒には補助できないという考え方で答弁がありました。しかし、町の活性化を考えたときに、大多喜高校は絶対残さなくちゃいけないんです。ですから、あらゆることをやって残す。大多喜高校に3年間生徒が通ってくれば、大多喜町を好きになって、大多喜町に住んでくれることも可能なんです。高校が茂原なんかへ行ってしまったら、ますます大多喜に住む人は少なくなってしまう。通学問題を全力で何が何でも解決する、一步前進させる。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員の、大多喜町は非常に不便であると、交通が非常に問題であるということは、私どもも認識しております。ですから、これは学校に限らず、すべからく大多喜町の交通施策につきましては本当に不便であると。それが今、私どもの町の人口減少、また少子化、また若い方の定住化ということで、非常に問題になっているわけでございます。

そういう中で交通施策を進めているわけでございますけれども、いすみ鉄道につきましては、町が勝手に値段を下げられない。というのは補助金をもらっています。そういうことで、補助金をもらっている鉄道会社が値段を下げるというのは、国土交通省の許可が必要なんです。ですから、町で支援を出しますからという話ではないわけです。

また、スクールバスという、私立等も独自の学校でのバスを出しておりますが、公立高校というものにつきましては、スクールバスというのは公立高校というのは基本的には出せないんですね。これはやはり県の教育委員会の許可も必要です。基本的にはだからどこも出していないと思いますが、ただ、民間のバス事業者に何とかお願いをしながら、便利な方法でお願いしたいということは要請しておりますが、おっしゃいますように、交通施策というのは町にとって死活問題でございますので、これはいろんな形で、何かそういう規制の枠の外でできることはしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やはりこれから子供たちをふやさなくちゃいけない。大多喜町に住んでもらわなくちゃいけない。その中で、大多喜町はあらゆる面で交通が不便ですけれども、特に今回、西中学校も統合しました。やはり子供たちのことを第一に考えて活動すべきじゃないでしょうか。

先ほど、スクールバスはなかなか難しいと言ったけれども、それは高校生だけじゃなくて、町民も一緒に乗れるバスだったら、これはスクールバスじゃありませんので、父兄の方に聞いたところ、父兄の方々も多少の費用の負担、何も無料にしてくれとは言わないと。多少費用を負担してもいいので、子供たちが安心して通える学校にしてほしいという要望は強いと思います。

何としても高校は全力で、いろいろ規制もあるでしょうけれども、町と町民が一体となってそういった存続する会を設置して、一体となって協力してやっていく必要があると思います。

大多喜高校の件についてはこれで終わりにします。次に移りたいと思います。ぜひとも残してください。お願いします。

続きまして、品川行き的高速バスの赤字補填について。

品川行き的高速バスについては、利用客が計画より少なく、収支面では平成28年度6,346万円の赤字であり、これを全て町が負担しています。この件で伺いたいと思います。

平成30年度には1億5,000万の基金の大部分を使ってしまう可能性が非常に高いです。この件についていかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 品川行き的高速バスの赤字補填についてということで、企画課よりお答えさせていただきます。

高速バス運行事業の現状及び今後の対応につきましては、さきに開催されました全員協議会におきまして説明をさせていただきましたので、答弁に重複する部分が多いと思いますが、御了承いただきたいと思います。

先ほど、高速バスについては利用客が少なくて、収支面では赤字の全額を負担しているところのご指摘がございましたが、当初計画から、赤字部分については全額町のほうで補助するというような計画で進めてまいったものでございます。

初めに28年度の実績についてですが、利用客につきましては1万3,148人となりまして、

計画乗車人数 1 万 6,079 人に対しまして、81.8 パーセントの目標率の達成となりました。補助額につきましては 6,346 万 5,000 円となりまして、計画額の 6,332 万 5,000 円に対しまして、99.8 パーセントの目標達成率となったところです。

次に、平成 29 年度の見込みといたしましては、大多喜駅までの延伸による効果といたしまして、現在、10 月までの乗車人数では 2,819 人の増加があったところです。全体といたしましては 4,018 人の増加となり、約 1.5 倍の伸び率を示しておるところです。年度末の見込みといたしましては 2 万人を超える予定となります。計画乗車人数 2 万 9,584 人に対しての目標達成率は 68.4 パーセントとなる見込みです。

補助額につきましては、計画額 4,173 万 9,000 円に対しまして、実績として 5,045 万 9,000 円となる見込みで、計画に対する目標達成率は 82.7 パーセントとなる見込みです。このため、平成 29 年度末の基金残高の計画額 4,134 万 7,000 円に対し、実績見込みで 3,843 万 6,000 円の基金の残となる見込みです。

平成 30 年度以降の補助金の財源につきましては、さきの全員協議会でも説明させていただきまして、補助金の財源見直しを考えておりますので、平成 30 年度末の高速バス運行基金の残額は 2,908 万 2,000 円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） これは、当初 5 年間で 1 億 5,000 万の赤字を認めてくださいということで議会に諮られて、議会としても、5 年間 1 億 5,000 万で黒字にするということだったので了解したというふうに認識しております。それが、この 12 月で 2 年、来年入れてほぼ半分でその基金を使ってしまうような状況になっています。

私が言いたいのは、この赤字部分を補填するのを仮にやめたとして、それを介護とか福祉とか教育、子育て、耕作放棄地の解消とか山林の荒廃防止、特に困っている有害獣対策、市街地も商店街も空き家がふえています。これは地方に行ってもそうです。そのお金をそちらのほうに回したほうが、余計、町の活性化につながるのではないのでしょうかという認識から申し上げます。

特にここ何年か強く感じているのは、大多喜町に格差が生じている。以前はそんなことは余り関係なかったけれども、老川、西畑地区のところでは学校がなくなり、本当に不便になっています。今後、そこに定住化を図るためには、何らかの財政的支援が必要だと考えています。そういったところにもうちょっと手厚く財政面で支援してあげて、学校がなくなる

ということは地域にとって大変なことですから、町場の人たちは10分、15分で歩いて学校に行ける。老川の人たちはバス、鉄道を乗り継ぐでしょうけれども、1時間かけて往復2時間、本当に格差が広がっています。大多喜町の中の人たちは、歩いている人はそんなにいない、大変かもわからないけれども、それでも車がなくても何とか生活できる状況にあると思いますけれども、老川、西畑の人たちにとってはそういったこともままなりません。

公共交通政策もやっています。これも予算の面でなかなか厳しい面があるのではなかろうかと思っていますので、そういった方面にこの予算を割り当てれば、そのほうが町の活性化につながるんじゃないんですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 交通政策というのは、先ほどの高校の問題もそうですが、やはり一番町にとって重要なものと考えております。

そういう中で、今、人口減少をどうとめていくか。少子化の中で最大の原因は、若い方がこの地域を離れると、これが最大の課題であります。それで、私は常に3つの柱を話ししております。財政の健全化、そして人材の育成、そして若い方々が、最大の課題はこの地から離れるということ、このことをやはりとめていかなければならないということでございます。

高速バスの状況につきましては、今、担当のほうからもお話をしました。地域公共交通というのは、今、大多喜町、地域内も走っています。また、いすみ鉄道もあります。そして今、高速バスもあるんですが、なかなか黒字になるというのが難しいところで、地域内の交通も全部今補助を出しているところなんです。特に国・県の補助金をいただきながら、負担部分を町の財源として出しております。いすみ鉄道につきましても、第三セクターになりましてから約30年になります。もう既に財源としては50億を超えた金を投資しているわけでございます。そういうことで、なかなか交通政策の黒字というのは難しいわけでございます。

ただ、高速バスにつきましては、そういう中で、私どもが町の財源でやるのはなかなか厳しいだろうということの中で、ある議員が私にちょっと質問されたことがありますのは、ふるさと納税をなぜやるんだと。実は私がやらないと言ったときに、その次に今度はやりますと言ったときに、ある議員から質問されました。そのときに、やはり交通政策の中で、町の財源ではなかなか難しい、だから、ふるさと納税の寄附を仰ぎながらこういったものを実現していきたいということでお話をしました。

今、ふるさと納税も既に始めてから25億近くになります。返礼品もありますが、町には7億円を超える財源としては入っています。そういう中で、今、高速バスにその一部をお願い

いしているわけですが、ふるさと納税をするときに、ふるさと納税をした方に聞いていることがあるんです。これは遊歩道に寄附をする、あるいは高速バスに寄附をする、あるいは町長の政策に寄附すると、こういう項目の中でお願いしてあります。そういうことで、この1億5,000万の基金を積み上げているのは、寄附者の高速バス運行に賛同するというところでいただいたものでございます。また町長の政策ということでございます。

そういうことで走らせているわけですが、先ほど担当から説明がありましたように、この1億5,000万で、じゃ果たしていくかとなると、なかなか厳しいところがありますので、ただ唯一、国あるいは県の補助金を使っていないのは高速バスなんです。ですから、今回、いわゆる過疎債、大多喜町は過疎指定をされておりますので、過疎債がソフト分で使えるということでございますので、やはり国の補助金を使ったらどうだということでのお願いで、これで何とか基金の中で完成をしよう。それで事業採算に乗せるようにしよう。過疎債というのは、もう既にご承知のように全体の7割が交付金で国からもらえます。そして3割を負担するというところでございますので、私どもがその3割を基金の中で出して、そしてその中で最終的には事業採算に乗せるようにしていきたいということでございます。それで、70パーセントの交付金につきましては、将来にツケを残すことのないように、これは過疎基金に積んでもいいと思うんです。そういう形で最終的な事業採算に向けてこれから進めていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 国道バイパス沿いを見ると新しい店舗もふえました。鶴舞のインターチェンジができて車も大変多くなりました。本当に大多喜町はすばらしい町だな、高速バスも走っています、発展してすばらしい町だなと思う方も多いでしょう、遠くのほうに来て、通るだけであればですね。

しかし、一歩中に入ってみてください。大多喜町の市街地、あと農村部に行って、私も前々回の一般質問の中で、人口が、今、老川地区は何人いて、子供がどのくらいいてとかと、いろいろな調査をさせていただくために、老川地区の小さな部落、1軒1軒歩きました。本当に子供たちがもう、30年、40年、中には50年もういないと、このままでは5年、6年たったらどうなっちゃうんだろうと。町場の部落というんですか、区とかに聞いても、親御さんはいるけれども、子供たちは東京とかにうちを建ててしまっただけで夫婦2人しかいない。中には独居老人。本当にこれからで介護、福祉、子育て、教育、そちらにお金がかかるんです。

ですから、私は一つの提案として、第三者委員会なるべきものを立ち上げて、これはしが

らみのない、行政側がつくるのであれば当然行政側の都合のいいようにつくるでしょう。ちょっと待ったという方向の人がつくればそのようになるでしょう。そういったことではなくてですね、しがらみのない第三者に検証してもらって、このまま高速バスを全額赤字補填して走らせることが町の活性化につながるのか、それともそれをやめて、介護、福祉、教育、子育て、有害獣の問題、先ほど言いましたが格差の解消、そちらのほうに向けたほうが町の活性化になるんだよということであれば、そちらに向けるべきではないですか。

多くの方々は、もう少し中の、バイパスとか大型事業じゃなくて、もうちょっと中の政策に目を向けて、目玉のある政策をやっていたらうれしいなという声は多数聞きます。今の件で第三者委員会を立ち上げて検討してみる考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） とりあえず、今ご質問の第三者委員会はどうかということでございますけれども、そこは考えておりませんが、今、福祉につきましても、子育てにつきましても、それぞれの部署で、今それぞれ政策を諮問しているところでございますので、それぞれの中ですとします。

ただ、今お話ししましたようにですね、大多喜町に限らず、本当に地方の市町村は、今の現状は全体的にそういう、本当に人口減少の中で厳しい状況にあることは間違いありません。既に数年前に発表されましたように、消滅の市、町ということで発表されております。これは最大の原因は人口減少ということになるんです。

ただ、大多喜町だけということではなくて、日本の国自体がもう全体的に人口減少に入っています。先般、自治法 70 周年記念式典の中で、私も出席しまして、この中で出ておりましたのが、2015 年から日本の人口というのはつるべ落としのように落ちていきます。2100 年で日本の人口、今 1 億 2,000 万人いますが、4,700 万人という数字が、この間、総務省から出されました。これは一市町村でできるすべのものではないんです。これは国の政策の中に入ってくるわけですね。

ですから、これはまた国のほうにもこれから訴え続けながらしていかなければいけません。これはいろいろな方法があると思いますが、その中で、今言いましたように、いろいろお話が出ました。福祉施策につきまして、介護とかそういったものは、基本的には国の制度の中でやっています、町が単独でやれるというのはある程度上乘せの補助でございまして、町がそれほどほかの市町村から見劣っているかということ、私は普通であると思っております。また、子育てに対する手当てにつきましては、出産祝い金 1 子 2 子 10 万円、3 子 30 万円、

これは全国的にも恐らく大多喜町だけではないかと思えます。こういう形で、決してそういうものの施策については劣っているわけではないわけでございます。

また、農地につきましても、これは国の施策が基本的にありまして、そこに我々が補填的なものを行っているわけでございます。また、山林等の再生ということの中で今言われていますが、実はことしの全国町村長大会ということが先々週ありました。その中で8つの決議事項があります。その中で、もう1点は重要決議事項ということで、これが今年度の重要事項ですよということで、森林環境税導入実現ということが今回採択されました。そういうことで、やはり森林とか農地につきましても、自然保護というものにつきましても、なかなか一市町村の財源でできるものではない。だから、国がそういう税を投じて、そこに投じようということで、今回、全国町村長大会の中でもこれを重要決議として採択されたところでございます。

そういったことで、一つ一つそれぞれの部門ではそれぞれの諮問の中でご意見をいただきながら進めていきますので、決してその数字が足りないから入れるという話ではなくて、それぞれ個々に進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 確かに大多喜町だけで全部やることはできないでしょう。県・国の補助、そういうものも非常に大切なものだと思います。それは強く私も思っています。

しかし仮にですよ、高速バスの赤字補填の額、すぐやめられるとは思わないけれども、この額を地方に回してもらったら、先ほど町長が言ったような農業の問題とか、農業の後継者もいません。本当に介護、福祉、有害獣、これから空き家問題も大変な問題になってくるでしょう。そのお金があれば、町独自でそういったことを待たずに何らかの政策はできるんじゃないんですか。恐らくこのままの状態ですら、あと5年後、10年後、どうなってしまうのか。集落としての機能が果たせないところもかなり出てきます。今頑張らないでいつ頑張るんでしょうか。

私、各地区を回っている中で、多くの方々は、頑張っている方は65歳から70歳過ぎの方です。60歳以下でも頑張っている方はたくさんいます。しかし、多くの地域ではその年代の方々が頑張っているんです。その方々があと5年たって後期高齢者とかそういった形になってくると、申しわけないけれども、今より地域の活動、そういったものが薄れてくるんじゃないんでしょうか。

今、行政だけでは何もやることができない、町民の力をかりなければ何もできないという

ことは、もう皆さんもご存じだと思います。職員の数は減る、お金はないですから、いかに住民と協力して諸問題を解決していくか、そのことが非常に大切だと思っていますので、ぜひ第三者委員会を立ち上げて、どうしたほうが町の活性化につながるのか。

28年度6,000万、今年度も5,000万という赤字が予想されています。これが黒字になる見込みはなかなか難しい。また、来年度以降、借金だということで、過疎債ということですから、その大部分は返ってくるんでしょうけれども、借金は借金なんです。その借金をして走らせるということは、後世、子供たちの時代にその借金を背負わすことになるんです。少子化がどんどん進む中で、子供たちに借金を背負わすようなことが妥当でしょうか。

ですから、本当に今真摯に受けとめて、もう一度見直して、この赤字の額のお金をどうするべきか、みんなで真摯に話し合うべきときに来ていると思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどもご説明いたしましたけれども、今回のバスの基金につきましては、ふるさと納税で目的を持って皆さんに寄附してもらっています。ですから、例えば赤字だから、このお金を、高速バスで使ってくださいと言われたお金を無断でそちらに持っていくということは、逆に言えば寄附した方々に対して、実はあなたが寄附してくれたお金を目的外に使いたいということです。道義的にもやはり問わなければいけない話なんです。そう簡単な話じゃないわけでございます。ですから、そこはやっぱりやっていかなきゃ、しっかりとその考え方は道義的にも考えていかなければいけないと思います。

そして、今、後世に残す借金という話をしましたが、先ほど申しましたようにですね、過疎債をやったときに70パーセント交付金で国から来るんです。ですから、その金を使ってしまったらそうなりますが、逆に言えば、過疎債の基金に積み上げておくということで、後世にツケを残さないように、そして負担の分を基金の中で出すということで今申し上げましたけれども、そういう中で全力でまた進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、本当に今、バイパスを除いて、ちょっと一歩入れば、先ほど言いましたけれども、非常に困っている。本当に高齢化になって子供がいない地区がふえてきている。そこにもう少し手厚い何らかの補填をしてあげることが必要であると。

行政側の答弁になると、やりたいんだけど、財政的に無理だよという答弁をいただくことがしばしばありますので、じゃ財源はどうするんだということをししばしば私も聞かれますので、それだったら、高速バスの赤字補填の分をそれに回したらどうでしょうかという考

えで言っております。ぜひ本当に地域にもう少し目を向けてもらって、いろいろなもので介護、福祉、これから本当に大変な時期になるんです。特にさっき言いましたように格差が本当に広がっているんです。その解消に向けて一生懸命やっていただければという思いでいっぱいでございます。

続きまして、最後の設問にいきます。5年後の商店街の状況について。

商店街は、これは大多喜だけではありません。中野も老川もそうだと思いますけれども、大変厳しい状況に置かれています。5年後の商店街の状況を見るとですね、空き家がふえ、空き地が広がり、観光地として古い町並みの存続も危惧されています。特に最近、大多喜の市街地では、有名な老舗のお店が次々とシャッターを閉めて、あといつ壊そうかという段階に来ています。早急に、第1次と言っては申しわけないけれども、平成12年から22年までですか、街なみ環境整備事業という事業計画をつくって、これも大変苦労して国から補助金をいただくことができたということを知っています。あれから約10年たつわけですから、もう一度計画をつくって、これは大多喜だけじゃない、中野も老川も全てのところで計画をつくって、町民と一緒に歩むようなものをつくっていかないといけない。

私は、第一義的には町が責任を持って行う。だから私は新しい条例等をつくってもいいと思っています。町が責任を持って町並み整備、市街地の整備に当たるんだと。しかし、町だけでできないということも重々わかっています。当然、地域住民の協力を得なければなりません。このまま放っておいたら、5年先、本当にこれで観光客の方が来て喜んでもらえるのかなということを非常に危惧しております。早急に第2次といった街なみ環境整備事業の計画書をつくって、国から補助金をもらうような段取りを一生懸命やって、町並み整備に向けてやらないといけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 根本議員のご質問に産業振興課からお答えさせていただきます。

まず、現状でございますけれども、町内外の大型店への顧客の流出、また少子化、消費者ニーズの多様化・高度化などの問題が進んでいるためというふうに考えております。

町の商工会にも確認したところでございますけれども、半数近くの商店で後継者がいない、未婚の後継者で営業している状況とのことでございました。そして、町内商店の多数が5名以下の従業員で経営している小規模事業者ということで、この経営課題といたしまして、やはり後継者問題が多数を占めていることが挙げられ、町商工会としましても、後継者問題を

解決しなければ、商店街の存続が続かなくなるという危機感を持っておるということでございました。

町といたしましても商工会と同じ認識でございまして、行政だけでは解決できない問題もあると考えます。今後は商工会と一緒にこの問題に取り組んでいくために、情報交換、また勉強会を行いまして、対応策を見出したいというふうに考えておるところでございます。

そして、本町につきましては、観光面でございますけれども、大多喜城に代表されます歴史的な町並み等を有しております。この町並みを目的に訪れていただける観光客も多数というところがございますので、平成12年度から平成20年度まで、国の国庫補助事業によりまして街なみ環境整備事業、これを行ったところがございます。また、この事業終了後、21年度からにつきましては、現在までに久保の町営駐車場、この利用料金でございますが、これを活用しまして、町独自の街なみ整備事業、これによりまして一般住宅の外観、修景並びに商店街の環境整備を行うということで、地域全体の魅力の向上を目指しているところがございます。

商店街におけるまちづくり計画の策定と実行とのことでございますが、商店街全体の土地利用の長期的にわたる状況を考慮することも必要であろうかと思っております。また、土地・建物所有者の方々の権利等もございまして、一概に町だけの判断ではなかなか進まないことも想定されております。今後は慎重な対応をしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから町並み整備、非常に観光客もふえているし、町並みを活性化するには観光地としてもっと広げていかなければならないと強く思っています。そのためにはですね、私は条例をつくって、誰が責任を持って町並み整備をやるんだと、それは町しかないと思うんですよ。条例をつくることによって地域住民も縛ることになるわけです。地域住民も町並み整備については協力しなければならない。建物を改築とか取り壊し、何か建てる時とか、今の要綱でもあるでしょうけれども、それを条例に改めて、責任を持ってやるという姿勢をつくっていかないと、このままでは本当に5年後、10年後、観光地として薄れていっちゃうんじゃないんでしょうか。

これは全ての面に言えると思います。第一義的には町が責任を持って行う。これは商店街だけではありません。あらゆる全ての面において町が責任を持って行うということを明確に打ち出して、それについては地域住民も協力しなければならないという姿勢をつくって、町

と住民が一生懸命、ともに手を携え合ってやっていく形をつくっていかないと、なかなか町の活性化は図られないんじゃないんでしょうか。

それには、ふだんの町民とのつき合いも非常に大切だと思います。いきなり何か一緒にやってくれといってもなかなか難しい。これは常に職員の方々が、町も含めて、町民の中に入って行って、いろんなことを一緒にやることによって信頼関係を築いて、今、ボランティア団体とか一生懸命地域のためにやっている方々がたくさんいます。そのほかにもたくさんいると思います。その方々の中に積極的に入って行って、町民と行政の信頼関係を築いて、それで町と町民が一体となって全ての面を改革していかないと、本当に大変なことになるなということを強く認識しています。

それで、やっぱり予算の面を常に言われますので、その予算の面については、それで全てできるかどうかかわからないけれども、もし高速バスの件がですね、そちらに使うより地域に使ったほうが有効であると考えるのであれば、そのお金を回してやるべきじゃないかと強く思っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 商店街の活性化ということでご質問でございますけれども、この街なみ整備につきましては、10年10億ということで実施して、補助金でやっています。そして、7割は補助で、3億円が町の負担ということでございます。これでこの事業が10年10億で完成しているところでございます。それで、これは同じ事業というものは補助金はもうございませんので、2度も3度もそういう補助をいただくことはできませんので、それで、さっき説明がありましたように、町の単独としてどうかということになりまして、駐車場整備をしながら、その収入を修景事業に充てようということでやってきたところでございます。ですから、なかなか町の財源で全てできるということではなくて、やはり10年10億をかけてきたということでございます。ですから、あとは駐車場の収入をもって進めていくということでございます。

そして、もう一つは修景事業をやるときに、ご存じであるかどうかわかりませんが、これは個人の所有権、権利を縛るということとはできないんですね。ですから、これは本当に地域の皆さんが協力して、修景事業に賛同していただいたからできたんです。だけれども、基本的には個人の所有権を縛ることはできないんです。ですから、こういうものをつくって、その権利を縛って、それを実行するということとはできませんので、あくまでも個人の権利というものはありますのでね。皆さんの気持ちでできるものでございますので、役所

が優先的に皆さんの権利を縛るということはありません。

そういうことで、地域の皆さんとやはり協力して進めていくことは重要でございますので、そういったことはこれからもあらゆるところで協働のまちづくりの中で進めてまいりたいと思っています。

○4番（根本年生君） ですから、もう少し地域のほうに根差した政策をやっていただければ、非常に助かると思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

以上で根本年生君の一般質問を終了します。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間の休憩をしたいと思います。

（午前11時01分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 議長から一般質問の許可を得ましたので、今回の最後の一般質問ということでよろしくお願いします。傍聴の方がいっぱい見えているので、ちょっと緊張しております。

初めに城見ヶ丘住宅の今後と横山宮原住宅地の整備についてと、2つ目がマイナンバーカードの推進状況についてお伺いしたいと思います。

初めに、城見ヶ丘住宅と今後の横山宮原住宅地についてお伺いします。

この件につきましては過去に一般質問したことがございます。そのときは、13区画が売れ残っていて、20年近くもそのままの状態、ある知人からですね、専門の、14代目の本多平学さんという方が毎年お墓参りに来るということで、そうして大多喜のことを知っているとか、不動産屋さんということでアドバイスを受けて、大多喜の今までの経過を見てくれまして、やはり現代はネット社会で、ネットで不動産サイトを見て、土日に現場を見に来るとというのが、一般の不動産を買う、反対の身になれば確かにそのとおりだと。土日

に現場を見に来る。それが大多喜町を見ましたら、土日は役場の職員が休みだから、それは対応できないだろうということで、でしたら地元の不動産屋さんとか、ヤフーとか不動産サイトがいっぱいあるんですけども、リクルートとか、そういうところと契約したほうがいいんじゃないですかというアドバイスを受けました。その結果、町長さんも平成 26 年 12 月 17 日ですか、千葉県宅地建物取引業協会南総支部と協定を結びました。この点についてお伺いします。

その後の城見ヶ丘団地の販売経過状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 今、2 点の質問でよろしいですか。

○5 番（吉野僖一君） そうですね。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 千葉県宅地建物取引業協会の南総支部との協定と、城見ヶ丘団地の販売状況についてということで、建設課のほうからお答えさせていただきます。

千葉県宅地建物取引業協会南総支部との協定については、分譲地の販売促進を図るべく、民間事業者が購入希望者に分譲地の情報を提供し、引き渡しに至った場合は手数料を支払うという協定です。平成 26 年 12 月に協定を交わしまして、今年度までに城見ヶ丘団地で 3 件、横山分譲地で 1 件契約が成立しております。また、城見ヶ丘団地の販売状況につきましては、平成 27 年度当初 10 区画残っておりましたが、平成 27 年度 1 区画、平成 28 年度 1 区画、本年度が 2 区画販売の運びとなりまして、残りは 6 区画となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 建設課長に申し上げます。もう少しゆっくりとわかるように言ってくれますか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） それで、地元の不動産業者というのは、建設課長、名前を挙げて大丈夫ですかね。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 名前を挙げることはちょっと控えさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） そうですか。わかりました。

調べてみますと、千葉県宅地建物取引業協会南総支部の組合員数は 320 社あるそうです。これは、千葉県宅地建物取引業協会南総支部ということで、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、

富津市、鋸南町、南房総市、館山市、鴨川市、勝浦市、御宿町、いすみ市、大多喜町の9市3町、これでホームページにこういう、町長さんと出まして、地元2社、いすみ市は2社ですか、業務協定というか、結ばれたということで、もっとこれ、町のフェイスブックとかです、やはりネット社会で、それを見てちょっと売り込みをして、そういう高速バスの絡みもあるし、補助金も今どのくらい出ておりましたっけ。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 補助金は、城見ヶ丘団地は500万円です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） それで、一番上の高いところは、当初、細切れにして、若い人も住みやすいようなあれでということで議会でやったんですが、川崎病院さんのほうでああいう施設をつくってくれたということで、非常に活性化になったと思うんですが、今後のそういう物件、一般企業でこれだけ売れ残りがあつたらちょっと問題だなと思うんですよね。やっぱり町がやっているから、何とかああいう形に残っていると思うんですが、たまたまあその城見ヶ丘は赤線、青線がいっぱいあって、普通の不動産屋さんでは開発できなかったということを専門家から聞いておりますので、それが町所有の土地で、ああいう開発、団地ということをやったわけです。

ただ、今あそこは、高齢化になってあの坂がちょっと、東のほうは大分、今、うちが建っているけれども、あそこを売るというのはなかなかこれから大変だと思うんですよね。やはりそれだけの、500万という補助金が今出ていますけれども、当時の一番不動産の高いときの開発だから、初めの売値が高かったから、それで売れ残ったというふうに私は解釈しております。その補助金は妥当なあれだと思うんですが、今後、ネットをうまく使って、フェイスブック、結構皆さん見ているので、その辺の利用はどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 城見ヶ丘の分譲についてご心配をさせていただいておまして、大変ありがたいことでございます。

城見ヶ丘につきましては、いろいろな施策を通じて何とか完売に向けて努力しているところでございます。特に、一番上の事業目的の土地がなかなか難しかったんですが、あれが売れたことで、あと残り、今申しましたように、そんなに上のほうではなくて、中段のところでございますので、そんなに難しくはないかなと思います。

ただ、千葉県宅地建物取引業協会南総支部との協定によりまして、やはりその方たちにご

紹介していただいていることで、もう結構売れてきていることも事実です。あとネット社会ということで、私ども町はホームページの中で常に発表しています。補助金の500万というのも出しておりますので、またさらにいろんな機会を通じて、ネットを通じて、確かにそういう効果があると思いますので、進めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。町長さんがやはり先頭を切って、できるだけ早くうちが建って人口増につながればということで思っております。

続きまして、今後の横山宮原住宅ですか、胡蝶蘭の従業員の宿舎ということで6戸分ですか、当初は1Kだったのが、地元の業者、大工さん、工務店を入れて、1週間でやれというのはちょっと骨だったみたいで、たまたまタマホームさんが新聞折り込みに出て、それに参加するというので入って、1Kよりも1LDKということで、そういう結果でああいう形になったと思うんですが、あそこの奥の空き地ですね、その辺の今後の計画はどうなっているかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 住宅建設の全体計画というような位置づけから、企画課のほうからお答えさせていただきます。

横山宮原住宅につきましては、町内への定住化の促進を図ることを目的といたしまして、町内企業等の就業者の方々への居住の促進を図るため、企業向け住宅建設を計画してきたところでございます。

第1期工事として昨年11月から住宅建設が進められ、今年度5月に6戸が完成いたしまして、現在、全戸を町内企業の方にご利用いただいているところでございます。

この後の計画につきましては、町内への定住化の促進をさらに進めるために、大多喜町企業連絡協議会や町内に事業所を有する法人等からの入居希望調査等を実施いたしました。その結果、現段階では当初計画と同等の利用戸数の要望等がございましたので、この調査結果をもとに、昨年度建設した住宅については全戸単身者向けというような住宅でございましたけれども、今後の建設につきましては、単身者及び夫婦世帯向け住宅を予定し、現在、建設に向けた具体的な内容を検討しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今後あそこの空き地は、じゃ土地だけ分譲して、建てるのは個人が建てるという感じで、町が従業員のための宿舎とかそういうあれじゃなくて、その辺はどうな

んですか。個人的に販売、企業的に販売、どっちか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この方法につきましては、今ある6戸と同じで、住宅までつくってそこに居住してもらおうと。

（「企業というか、アパートみたいな従業員宿舎」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） そうですね。今と同じような形でやることになります。

（「なるほど。じゃ、それをあと20戸というか、そういう感じですか」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） 当初20戸ですので、残り14戸というようなことで考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 一般質問には出ていなかったんですけども、ミヤコさんの跡地ですか、あれは町が今所有、それとも県が所有ですか。その辺だけちょっと。

○議長（野村賢一君） ただいまの質問に関しては通告がありませんので、よろしくお願ひします。

○5番（吉野僖一君） 了解。

続きまして、2番目のマイナンバーカードの推進状況についてお伺いします。

マイナンバーカードですね、これは丸2年経過していると思うんですが、町のほうの普及率というか、その辺はどの程度になっておるかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） マイナンバーカードの普及状況について、税務住民課のほうからお答えさせていただきます。

平成27年10月以降にマイナンバー通知カードが皆さんのお手元に郵送されていることと思ひますけれども、マイナンバーカードの普及状況につきましては、10月末現在の交付件数につきましては759件となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 759件ということは何パーセントですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 全体で約8パーセントということになっております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） マイナンバーの本格運用ということで、11月20日の千葉日報に出ておったんですが、マイナンバー本格運用、15市町でネット申請、県内個人カード普及率11パーセント。町が8パーセントということですか。これがどのような手続でやっていいか、そこら辺がみんな忘れちゃったみたいなので、ちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。丁寧に答弁してください。

○税務住民課長（和泉陽一君） カードの発行の手続なんですけれども、マイナンバーの通知カードが送られてきたときに、一緒に申請書がついているんですけれども、そちらの申請書に写真を張って、直接、地方公共団体情報システム機構のほうに申請するというような流れになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 最近のニュースによりますとですね、マイナンバー制度により、全国の自治体の窓口などで手続をする際の提出書類を少なくする、ペーパーレスというんですか、そういうことで国はやっておるといことなんです。情報連携の本格的運用が始まった。個人向けサイト、マイナポータルの活用も開始。県内では千葉市や酒々井町など準備が整った15市町で、母子手帳の交付や保育所入所など、最大14種類の申請がインターネットでできるが、マイナポータルの利用に必要な個人番号カードの普及率が11パーセントということで今なっておりますね。

主な提出書類に利用できるということで、児童手当、課税証明書、奨学金、生活保護受給証明書、介護休業給付金、住民票の写し、生活保護、課税証明書、障害福祉サービス、介護保険料の減免、公営住宅の入居に対しては住民票の写し、課税証明書をマイナンバーでできるということで、国はペーパーレスということでやっておるんですが、なかなか末端まで普及していないのが現況だと思います。

提出書類の一部が省略できるのは、児童手当や生活保護の受給申請、公営住宅の入居申し込みなど計853の手続。本人確認ができる書類と個人番号カードがあれば、住民票の写しや課税証明書などが不要となる。行政の効率化と住民の負担軽減が目的で、国や自治体、ハローワークや日本学生支援機構など、約5,000の機関を専用ネットワークで結ぶ。7月から試験運用で大きな問題はないと確認された。政府は、将来的に各分野を合計すると1,872の手続で書類提出を簡略化するとしている。ただ、今回その4割近くを占める公的年金に関係

する手続は、日本年金機構の個人情報流出が影響して延期となったということで、この辺はちょっとセキュリティーの問題があるんですね。健康保険や高校就学支援金もシステムの不備で先送りされたということで、ちょっとありましたね。マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービス、各種行政手続がワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届く。県などによると、現況は 15 市町で対応。全市町で導入予定。このうち、流山市や神崎町の 9 市町は妊娠の届出と母子手帳の交付が、市川市、松戸市、野田市、我孫子市、いすみ市の 5 市は保育所などの利用申し込みが可能。我孫子市といすみ市は全 14 市に対応している。千葉市は保育の必要性の認定に対応。担当者は子育て世代……

○議長（野村賢一君） 吉野議員、そろそろ質問のほうに。

○5 番（吉野僖一君） もう少し、ちょっと待ってください。

○議長（野村賢一君） いやいや、それはもう今までわかっていることですから、ここに質問がある今後の課題と問題等に移っていただければと思います。

○5 番（吉野僖一君） わかりました。そういうことで載っておりました。

それですね、これ、たしか法人マイナンバーとか個人のやつとか、いろいろあるんですね。うちも手続していなかったので早速やりたいと思いますが、今後の課題と問題について町民にどのように周知して普及するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 今後の課題と問題についてですけれども、カードの取得自体につきましては、個人の希望によるところが大きいと思いますけれども、制度開始当初は広報紙やホームページのほうで掲載させていただきました。現在もホームページ上で情報を提供しておりますけれども、制度開始から時間も経過しましたので、今後の国の動向を注視しながら、改めて広報紙等を活用して周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） できるだけ、やっぱりいいことはあるみたいなので、実際に使ってみないから私もわからないんですが、町民の声というか、普及促進ということで一般質問させていただきました。本当に私の勉強不足で申しわけなかった。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦ということで説明をしたいと思います。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は大多喜町大田代486番地、氏名は野口久徳氏です。生年月日は昭和29年8月30日生まれ、現在63歳でございます。

提案理由でございますが、現在、老川地区の人権擁護委員として加曾利敏之委員をお願いをしております。加曾利委員におかれましては、平成30年3月31日をもちまして任期満了となり、再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願いするものであります。

候補者の野口久徳氏につきましては、約40年間民間の企業にお勤めされ、平成26年9月に定年退職されました。人格識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方であるので、ぜひ議員皆様のご承認を賜りたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、諮問第3号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第57号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案つづり3ページをお開きください。

議案第57号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、提案理由をご説明いたします。

平成29年7月1日に施行されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法第214条第3項中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改める改正が行われたことから、この条文の規定に基づき、規定されている介護保険条例第23条につきましても同様の改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、町が行う被保険者の資格や保険料等に対する質問調査に被保険者等が応じなかった場合の罰則の対象者を、これまで1号被保険者の配偶者や世帯員等としていたものを、被保険者の配偶者や世帯員等としようとするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第57号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

◎日程の順序の変更

○議長（野村賢一君） お諮りします。

議事の都合により、日程の順序を変更し、日程第 9、議案第 63 号 損害賠償の額を定めることについてを先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第 9、議案第 63 号 損害賠償の額を定めることについてを先に審議することに決定しました。

◎議案第 63 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 9、議案第 63 号 損害賠償の額を定めることについてを議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それでは、議案第 63 号 損害賠償の額を定めることについて、81 ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

平成 29 年 10 月 23 日に、台風 21 号が関東地方を早朝に通過いたしました。この台風に伴いまして、強風が大多喜町にも吹き荒れたところでございます。この強風を受けまして、観光本陣裏の木の塀でございますが、高さ 1.2 メートル、延長 17 メートルが隣接の個人住宅へ倒壊いたしまして、個人住宅の屋根に当たり、瓦 3 枚並びに桁木口飾、銅板でございますけれども、1 カ所を破損してしまいました。このため、瓦及び桁木口飾の修理費用を損害賠償するために提案をさせていただくものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり台風 21 号に伴う町有建物による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

1、相手方 大多喜町久保在住 所有者男性。

2、事故の概要 平成 29 年 10 月 23 日月曜日の午前 5 時ごろ、大多喜町観光本陣の木塀が、台風 21 号の強風を受けて飛ばされ、隣接の個人住宅の屋根に当たり、瓦と桁木口飾を破損させた。

3、損害賠償額 2 万 8,555 円。

以上で損害賠償の額を定めることについての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 今、壊れたという箇所はどのような状況になって、まだ工事等は行われていないというような記憶になってはいますが、現在どのような状況になっていて、それで、そこに人が近づけないような、進入禁止とか何か、そういった対策がとられているのかどうか。私もちょっと見たとき、ロープか何かでちょっとやっていたような気がしたん

ですけれども、あれで十分なのかなというようなことで、何かあそこに近づけないような処置とか、危険防止のことをやらないといけないんじゃないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員さんのご指摘のとおり、非常に高いブロック積みの上部にその塀がございまして、やはり入館者の方々に不安を与えないような形ですね、簡易な防止柵、これを設置しなければいけないところがございますが、現在、「危険 立入り」という形で表示だけさせていただいて、ロープで現況は実施しておるところでございます。しかしながら、危険でございますので、早急にですね、直ちに進入防止するような形で、堅固な仮設のものを実施したいと思っております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 63 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 4、議案第 58 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第 58 号の説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,919 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 2,198 万 2,000 円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは次に、事項別明細書の 2 歳入及び 3 歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

2、歳入。

款 12 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金 76 万 7,000 円の増額補正は、障害者外出支援サービス及び老人保護施設サービス利用者の負担金でございます。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金 1,038 万 5,000 円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う国庫負担金の増額と、過年度に係る児童手当交付金の科目の訂正による減でございます。

項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金 285 万円の増額補正は、平成 28 年度に実施した経済対策臨時福祉給付金の実績による追加交付でございます。

款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金 641 万 8,000 円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う県負担金の増額と、過年度に係る児童手当交付金の科目の訂正による増でございます。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金 122 万 3,000 円の増額補正は、障害者福祉事業の重度心身障害者医療費の増額に伴う県補助金の増額でございます。

目 4 農林水産業費県補助金 12 万円の増額補正は、農地を経営転換により千葉県農地中間管理機構へ貸し付けることによる協力金でございます。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、目 5 高速バス運行基金繰入金 293 万 1,000 円の増額補正は、高速バス運行補助金へ充当するものでございます。

目 6 福祉基金繰入金 33 万 1,000 円の減額補正は、老人ホーム施設措置及び障害者福祉事業の事業費の変更等による基金からの充当額の増減でございます。

款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 2,409 万 6,000 円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入 73 万 2,000 円の増額補正は、千代田健康開発事業団の地域保健推進賞の受賞による助成金と、台風 21 号による公有建物被害に対する共済金でございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

14、15 ページをお開きください。

3、歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費 8 万 8,000 円の増額補正は、2 月に予定している三重県四日市市の過熱蒸気式炭化装置視察に係る旅費でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 59 万 7,000 円の増額補正は、特別養護老人ホーム介護士職候補者として、外国人技能実習制度に伴い、インドネシア現地面接に係る旅費、負担金と行政連絡員研修費補助金の実績による減額、需用費はコピー用紙等印刷用の消耗品、備品購入費は役場庁舎の事務机、椅子等の購入費でございます。

目 5 財産管理費 121 万 9,000 円の増額補正は、台風 21 号により破損した旧老川小学校体育館の外壁の修繕、公用車両の保険料、旧薬草園施設の不要物の撤去廃棄委託料、役場本庁舎の浄化槽に係る消耗品の交換でございます。

目 6 企画費 304 万 3,000 円の増額補正は、郵便料、コピー料の不足見込み額の増額、移住促進パンフレットの印刷費、高速バス運行補助金でございます。

目 8 諸費 248 万 1,000 円の増額補正は、平成 27、28 年度の臨時福祉給付金国庫補助金及び平成 28 年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金の実績による返還金でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 2,539 万 2,000 円の増額補正は、障害者福祉事業の医師意見書作成手数料、外出支援サービス委託料、重度心身障害者医療費補助金及び介護給付費の今後の支出見込みによる不足分の増額と、次のページをお願いします。国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計の歳入で、国民健康保険制度関係業務準備事業補助金の増額による一般会計繰出金の減額と、少子化対策事業は、出産見込み数の増による出産祝い金の増額でございます。

目 3 老人福祉費 10 万 1,000 円の増額補正は、老人ホーム措置費の増による不足分でございます。

目 5 介護保険事業費 63 万円の増額補正は、パソコンの更新に伴う地域包括システムの設

定手数料及びシステムの使用料、介護保険特別会計繰出金は、制度改正による介護保険システム改修費用に係る事務費繰出金でございます。

項 2 児童福祉費、目 4 児童福祉施設費 104 万 1,000 円の増額補正は、保育園関係職員の時間外勤務手当、みつば保育園の畳表のかえ、つぐみの森保育園の食器洗浄機の購入、児童クラブで使用している旧上瀑小学校の火災報知機設備及び浄化槽ポンプの修繕でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 17 万 3,000 円の増額補正は、衛生関係職員の時間外勤務手当でございます。

目 2 予防費 40 万円の増額補正は、雑入で受け入れる千代田地域保健推進賞の助成金を充て、ボランティア用の被服と活動に必要なスクリーン、放送機器を購入しようとするものでございます。

目 3 環境衛生費 10 万 3,000 円の増額補正は、毎年 5 月に実施しているごみゼロ運動時の収集袋の購入費でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費 11 万 8,000 円の増額補正は、2 月に予定している三重県四日市市の過熱蒸気式炭化装置視察に係る 5 名分の旅費でございます。

目 2 塵芥処理費 105 万 6,000 円の増額補正は、環境センターのフォークリフト、ショベルローダーのタイヤ交換、ペットボトル圧縮包装機の修繕費用でございます。

次のページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費 12 万円の増額補正は、歳入で説明しました、農地を経営転換により千葉県農地中間管理機構へ貸し付けた協力金の所有者への交付金でございます。

目 5 農地費 30 万 1,000 円の増額補正は、基幹農道平沢地先の水路のスクリーンの補修及び台風 21 号により被災した農道 1 カ所及び水路 2 カ所の補修用材料でございます。

目 6 農業施設費 26 万 2,000 円の増額補正は、味の研修館のガス給湯器の修繕でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費 62 万 8,000 円の増額補正は、有害鳥獣駆除で捕獲数が多くなっている小動物捕獲報償金でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費 122 万 9,000 円の増額補正は、公用車の更新費用で、自動車学校の民営化により不要となった教習用の車を産業振興課、建設課、生涯学習課で 1 台ずつ計 3 台使用していましたが、初年度登録より 18 年が経過し、走行距離も多く、修繕も多くなってきているため、平成 30 年 4 月に車検が満了することから、これを機に 3

台全て更新するものでございます。予定している軽自動車の車種タイプは、ワンボックスタイプを予定しています。

目3 観光費 28万3,000円の増額補正は、観光案内看板、台風21号による観光本陣の雨どいの修繕、栗又町営駐車場の区画線補修工事、及び先ほど議決いただいた観光本陣の塀が台風21号の強風により飛ばされ、隣地の住宅の屋根等を破損させたことによる賠償金でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費 43万7,000円の増額補正は、土木関係職員5名分の時間外勤務手当でございます。

目2 登記費 176万6,000円の増額補正は、商工費と同様の理由で更新する公用車の更新費用でございます。こちらは軽自動車のワンボックスで四輪駆動の車を予定しています。

次のページをお願いします。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費 62万6,000円の増額補正は、法定外公共物補修用の材料として、横山区、紙敷区の排水整備に係る資材支給でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費 36万9,000円の増額補正は、台風21号により被害を受けた町営住宅田丁団地の屋根瓦等の修繕でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費 25万5,000円の増額補正は、消防団員の出動等に対する費用弁償で、上半期の実績と下半期の支出見込みによる不足額分の増額及び県大会出場補助金の実績による減額でございます。

目4 災害対策費 46万4,000円の増額補正は、地域防災対策事業で紺屋区への支給予定の防災用資材・機材の購入経費と、移動系防災無線のバッテリーの修繕料及び防災無線戸別受信機設置取り付け手数料でございます。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費 39万2,000円の増額補正は、台風21号で破損した大多喜小学校体育館の外壁の修繕、西小学校の女子トイレ2台と大多喜小学校男子小便器1台のフラッシュバルブの修繕、区画線工事は、平成30年4月より西小学校の裏の駐車場に児童・生徒の送迎用のバス及び路線バスが乗り入れるために、バスの駐停車の位置など、裏の駐車場の位置や乗車待機場所などの白線を引くものでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費 51万9,000円の増額補正は、西中学校校舎の採光窓の開閉のためのワイヤーが切れてしまったために修繕するものです。

目2 教育振興費 65万2,000円の増額補正は、西中学校・大多喜中学校合同で出場した千葉県新人野球大会と大多喜中学校の千葉県中学校駅伝大会、柔道部、卓球部の千葉県新人大

会の生徒派遣に係る補助金でございます。

次のページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費 7万円の増額補正は、社会教育関係職員3名分の時間外勤務手当でございます。

目2 公民館費 318万5,000円の増額補正は、公民館ホール舞台の照明設備、舞台フットライトガラス破損の修繕及び商工費と同様の理由で更新する公用車の更新費用でございます。

項5 保健体育費、目2 体育施設費 204万7,000円の増額補正は、台風21号により被害を受けた野球場のバックスクリーンと、海洋センター入り口の照明灯及びテニスコート脇の駐輪場の屋根の修繕費用、上瀑ふれあいセンターと海洋センター体育館の雨漏りの修繕費用及び海洋センター武道場の屋根の防水改修工事設計業務委託でございます。

目3 学校給食費 17万1,000円の増額補正は、公用車と給食センターの給湯循環ポンプ、調理室の殺菌保管庫排水管の修繕でございます。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金 84万1,000円の増額補正は、平成18年度に借り入れた臨時財政対策債及び減税補てん債の利率見直しによるものです。利率の見直しにより、平成29年度から当初の借り入れ利率1.6パーセント、1.7パーセントであったものが、0.01パーセントに変更になったことにより、元金が増額したものでございます。

目23 利子 186万8,000円の減額補正は、利率見直しによるものと、平成28年度の借入額が確定したことにより減額するものでございます。

次の24ページから31ページまでの給与費明細書につきましては、人件費、時間外勤務手当の補正に伴う一般職に係る給与費明細書となりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

以上で平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 会議の途中ですが、ここでしばらく休憩したいと思います。この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時02分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（野村賢一君） 議案第 58 号の説明が終わっています。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11 番山田久子君。

なお、ページ数を言ってくればありがたいなと思います。

○11番（山田久子君） すみません、ちょっとページ数があれなんですけれども、今回、備品購入費で公用車の更新が3つの課から出されていると思うんですけれども、職員の安全運転に向けた意識づけと、あと動く防犯カメラの防災対策を兼ねて、今後、車両の更新に合わせてドライブレコーダーの設置をしていく考えはないでしょうか。当然、価格は安いものということなんですけれども、ドライブレコーダーの設置を検討してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 公用車の更新に合わせてドライブレコーダーの設置をということですが、今回更新する公用車3台、そのうち、商工観光課の分と建設課の分については、主に町内での活用というか、使用が多くなることで、ドライブレコーダーは予定しておりませんが、公民館のほうで更新する車両につきましては、県内もしくは県外に出ることも考えられるということで、乗用車のワンボックスタイプの購入の予定で、その車にはドライブレコーダーを設置する予定でいます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、今後、ドライブレコーダーの設置というのは、町内を走る公用車にはつける考えはないということなんでしょうか。それとも、何かこれから普及に向けて考えていく方向性というのは、ある形になりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 今後もですね、その利用方法等を勘案しまして、できれば全部につけるほうがいいのではないかというふうには考えますけれども、そのときの状況によって検討していきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 15 ページ、公共交通政策事業、品川行きバスの件ですけれども、今

回の 293 万 1,000 円というのは基金の範囲の中から出されているので、このことについては行政の流れの中の一つの措置だとは思いますが、来年度以降、過疎債をつぎ込むと。純然たる、5年間で1億5,000万以上は使いませんと明言されていたにもかかわらず過疎債をつぎ込む。町の財政からは出ない計算にはなっているけれども、税金をつぎ込むということについては、やはり大きな問題だと思うんです。交付税、国税といえども、町税が出なければいいということではありません。出ていく先が違うだけで、私たちの国民の懐から出たものです。

そういう意味で、私は先ほどの根本議員のように、品川行きバスについては運行を見直すべきだと、大幅に見直すべきだと。私は2年前でも、赤字が見込まれる段階で、できるだけ早く、損害が少なくなるように撤退も考えるべきだという反対討論をした覚えがあります。

品川行きバスについては、東京行きの路線バスがなければ、本当に何とかしてつながりたいという気持ちはわかるのですが、東京行きがある中で、並行して走っているものがある中で、東京行きのバスについては、町は一円も出していなくても東京まで運んでもらえている。片方は、本当にこれから先、幾らの赤字が積み重なるか不明だ、その中でとりあえず5年間だけ、いただいた書類の中には赤字補填計画がありましたけれども、5年過ぎてからはどうなるのでしょうか。運行するかどうかです。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今回のこの議案につきましては、あくまでも29年度分ですね、今予算に計上させていただいております補助金に不足が生ずるということで、今回補正を上げさせていただいてございます。

今の質問の件につきましては、今後のということでしょうか。

○議長（野村賢一君） できれば、これ補正だから、5年後の意見を言っていますけれども、反対討論でそれをやってもらえばいいんだけど、じゃやってください。

○企画課長（米本和弘君） わかりました。

この件につきましては、平成28年の6月会議において高速バスの運行基金の条例を制定させていただいたときにですね、いろいろな議論があったわけです。その中で、今後、基金を超えるような運行経費が発生するような場合については、事前に議会に報告と協議をしていただきたいというような、議員さんのほうからそういう提案がございました。そういったこともございまして、先日の全員協議会においてですね、今後の考え方、方針を説明させていただいたところなんです。内容についてはこの間説明させていただいたとおりとなっております。

す。

(「6年目以降はどうするの」の声あり)

○企画課長(米本和弘君) だから、この間の説明の中でもですね、現在の基金と過疎債と併用しながら運行していくという考え方を説明させていただいたつもりであります。

○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) いただいた資料では、過疎債は3年分の起債に対しての返済計画だったように思いますが、違うんですか。いただいた資料のナンバー5です。だから、これを見ると、私は単純に、3年目で起債しないんだから、もうこれで運行は停止するのねと思っていました。

というのは、もう一つは、バスを走らせる、走らせないという説明があったときに、町長は、バス会社としては初めの二、三年は赤字なので、そこを補填してもらえばとバス会社は言っているというような発言を町長はなさったように覚えています。だから、二、三年の赤字補填期間が過ぎれば、あとはバス会社が全てやってくれるというのであれば走らせてもいいけれども、補填をずっと町が、赤字補填を町が続けなければならないようであれば、私は問題ではないかと思っているんですね。6年目以降の赤字補填についてはどうふうに考えているんでしょうか。

○議長(野村賢一君) 企画課長。

○企画課長(米本和弘君) 30年度以降の補填の財源について、先日の中でですね、過疎債のほうを充てていきたいというようなことで説明させていただきました。運行についても引き続き運行するというようなことで、確かにお渡しさせていただきました書類の中にはですね、当面5年の数字しか入れさせていただいていないんですけれども、当面の5年間についてはこういう形でいきますけれども、その後の収支についてですね、補填が生ずるようであれば、同じような形で引き続いて過疎債のほうから充てていくような形で、現時点では考えております。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 6番、麻生剛です。

やはり今、野中議員のですね……

○議長(野村賢一君) 何ページですか。

○6番(麻生 剛君) 15ページです。私、これだけ先に言っておきます。私は予算は人質

にとりませんので、このことに関して私は賛成いたします。

しかし、ここから先が執行部の皆さん重要であります。まず、町長に対しては、この路線、大変だったと思います。よくつなぎましたよ。これは偉い。そして、その後の運営ね、これは、今度は執行部、町長を含めて課長さん、課長さんも新しくなって直接はタッチしていないかもしれないけれども、まず、今後、過疎債などという借金をやるということはやめてもらいたい。借金より先に、町長ね、やることはあるんですよ。

私は私鉄関係者の諸君とよく話しましたけれども、まず営業努力です。営業努力をしなくて、足りないから運転資金を借りるとか事業資金を借りるとか、そういうような発想でやってはいけません。

特に、私は飯島町長、民間の感覚を持っている方だから尊敬しております。そして、これだけの路線バスを引っ張ってくる、高速バスを引っ張ってくる、この努力は高く評価します。しかしながらちょっと間違っている。今後だめであれば過疎債も導入するとか、そういう借金より先にやること、営業努力。この営業努力については、今までの営業努力が、担当課長、恐らくちょっと足りなかったんじゃないかなと思うんです。町長、これ足りなかったんですよ。その営業努力をまずこれから2年間やると、そうしていけばできるんだと。そのためには、先ほど来、根本議員も野中議員も言っているように、皆さん意識改革してもらいたい。一番皆さんのいけない点、これだけ言います。親方日の丸なんだよ、やっぱり。それじゃだめだ。

○議長（野村賢一君） 麻生君、演説はいいから質疑してください。

○6番（麻生 剛君） だから、一つは営業努力の方法、これをちょっと教えていただきたい。どのようにやるのか、今後ね。

それからもう一つ、議長からまたお叱りを受けるといけないから、一つの例として、私鉄はこういうことなんだよ。いわゆる路線の点から点を結ぶ、線になる、そして面になる。例えば東武は東京スカイツリーをつくることにより、日光江戸村ともつながる、そこに訪日外国人が大量に行ける。今回の高速バスはどうだろうか。通勤のあれだけではなくて、観光的な面も含めて呼び込める、それには国際的な訪日外国人を引きつけるだけのものを持っていく、そういう施策を執行部も町長も検討する。そこに営業努力が必要なんだよ。ですから、そのことに関してどのような営業努力をしていって、死にもの狂いでやるのか、それを執行部と町長に聞きたい。必ず借金より先にやる必要があるはずだから、その件についてお答えいただきたい。これが第1点です。

○議長（野村賢一君） 今のは質疑ですか。反対討論みたいな、賛成討論みたいな、よくわかりません、正直言いました。これに沿って、じゃ今後のことを聞けばいいですね、今言った質問ね。そういうことなんですか、よろしいですか。

○6番（麻生 剛君） よろしいです。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先日の全員協議会で説明させていただいた中でも、今いただいたようなご意見をいただきました。

当然、議員の皆さんもいろいろなお考えをお持ちだと思いますので、そこら辺の意見も参考にしながらやっていきたいと思っておりますが、今現在、課のほうとして、今後やっていくような考え方を説明させていただきたいと思っておりますけれども、周知がまだまだ足りないのではないかなというような部分があります。そういった面ですね、バスにまず乗っていただくような体験といいますか、そういった部分で町民の皆さんの体験リポーターというか、そういったのを募集しまして、まず乗ってもらって、こういういい部分があるんだよというような、そういうものをホームページとかフェイスブックで知らしめていこうというようなことがまず1点です。

それから、町の公民館バスの関係も今年度いっぱいというような話もございます。今までバスを使って、東京都内とか出かけていった団体の皆さんもいると思います。そういった団体の皆様にもですね、今後、公民館バスにかわる足として高速バスをご利用いただくような形で進めさせていただきたいと。

それからあとは、やはり旅行者ですね、旅行者の方にツアー等の企画をもう少し組んでいただくような、今言われましたように営業ですね、そういった形で回って行って、ツアー等の企画をぜひお願いするような形を考えております。

今のところ課のほうとしてはそういうような考え方を持っておりますので、そのほかまた議員の皆さんから、こういうほうが良いというようなご意見がございましたら、また参考にさせていただいて、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 議員の皆さんに申し上げます。議題に沿って質疑するようお願いいたします。

ほかに。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 課長答弁、いろいろとありがとうございました。これから汗を流し、そして足を使っていくという、そのご姿勢は高く評価しますので、頑張りましょう。

それでは、私、常日ごろ言っております。この議案に沿って言います。いろんなバス会社等のあれで弊害があると思います。これ町長に聞きたい。そして、担当課長、もし答えられたら聞きたい。

これからですね、いわゆる観光的な面でもPRしたいということであれば、高速バス自身に現在、下のことを言って恐縮だけれども、トイレの設置がない状況だと思います。こういう問題も含めて、なかなか厳しいかもしれませんが、バス会社にトイレ設置等の要求も含めて積極的にアプローチを図っていただきたい。これはひとえに、これから路線が、今でこそ非常に速い部分で行きますけれども、土日は非常に混むときもありますので、そのときに下の件というのは非常に厳しい状況になりますので、その辺の要望、町長、そして担当課長が積極的にやっていただきたい。その件についてのご答弁を一言お願いしたいと思いません。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 議題とはちょっと違うような気がいたしますけれども、ただ、今の路線は確かにトイレはついていませんが、パーキングに寄るようになっていきます。ですから、どうしてもトイレという場合が出たときには、ボタンがありますので、それでパーキングに寄れるようになっていきます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長、その答弁はあくまでも議会答弁では100点かもしれない。しかし、私が言いたかったことは、よそよりも先に私どものほうのバスにはこういうものを設置したという実績づくり。私は、かつて尊敬する掛川の市長だった榛村さんが積極的に当時の運輸省に行って新幹線をとめさせた。恐らく町長にも同じように、品川行きバスを死守するという基本姿勢であるならば、ほかにはない付加価値サービスをつける、そのために、それはピーと押せばとまってくれる、これはいいよ、それはそれで。しかし、それをしなくても、乗りおりしなくてもできる。なかなか気を遣って言えないんだよ、年をとった方は。そんなことも踏まえたからあえて言ったわけです。

これからは、執行部の皆さん、ひとつ聞く耳を持ち、そして行動してもらいたい。私は非常に皆さん方は議会答弁はうまいと思う。しかしそうではなくて、ひとつ聞いてください。聞いた上でそれを実行に移せるようにお互いに協力しようじゃないですか。今の町長の答弁

は議会答弁としては立派です。しかし、町民の声を聞いた私ども最前線の議員の声に耳を傾けていく、その姿勢があればもっと立派になると思います。これに対して答弁は、できたらしていただきたいし、できなかつたらしくなくてもいいです。

以上です。

○議長（野村賢一君） じゃ、答弁なしで。

ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 17 ページの老人福祉費です。老人ホーム施設措置事業で、老人保護措置費というのが計上されていますが、この件について説明してください。そして、これを受けていらっしゃる方は何人くらいいらっしゃるのか、それもあわせて教えていただけたら。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問ですけれども、この措置を受けている方は、去年の9月から措置を受けるようになりまして、1名でございます。今、老人ホームのほうにこの方1名入った関係で、7カ月分の老人ホームの措置について、当初の予算措置で約69万3,000円措置してあったんですけれども、今回、不足分として10万1,000円、措置費として計上させてもらったものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） すみません、老人保護措置という、その中身がわからないんです。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 老人保護措置の内容ということでございますけれども、老人福祉法の第11条で、やむを得ない事由により、老人ホームに町のほうで入所させる措置を必要とする方について行うもので、やむを得ない理由としては、例えば認知症等で本人が判断できない、あるいは家族等の支援が受けられないというような方に対して、町が入所措置を行うものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 15 ページの上から4行目ぐらいですね、外国人技能実習生面接負担金、これは何日ぐらいで何人の方が行くのか。それと、外国人を仮に採用するとなるとです

ね、今後も外国のほうへまた行くようになるのか、それともこれは1回行けばそれで採用が満たされるものなのか。また、実習生を採用するに当たって、今後どのくらいの費用の発生とかですね、これに伴って費用の発生というのは、あとどの程度かかるものと予想しているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 外国人技能実習生の面接の負担金ですけれども、一般会計では2名分の予算措置をしております。それと、もう1名につきましては、特別養護老人ホーム、企業会計になっていきますので、そちらのほうでの措置ということで、3名で行くというふうに計上させていただきました。日数については4日間ぐらいを考えております。

それと、毎回かというようなご質問でございますけれども、これについては、1回行って、どういう方かをその中で面接して決めるということですので、また来年度実施するのであれば、それもまた必要になってくるのかなというふうには思います。

経費についてはですね、特別養護老人ホームの企業会計のほうの関係になりますので、そちらについてはまた後でということよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 経費ということですが、今参考にいただいている事業者からのものですが、こちらにつきまして、組合ということになりますので、出資金、こちらが出資1口につき1万円ということがございます。これは退会の際に返却されます。そのほかに組合費、こちらは組合によって多少違うとは思いますが、今参考にいただいているところだと月額1万円となります。そのほかに研修生の入国渡航経費、こちらは研修生を受け入れるとき1回、こちらですね、業者あるいはその時期によって渡航経費が変わるというふうに聞いておりますが、この業者ですと6万5,000円から8万5,000円の間ということで、大まかそのくらいだと聞いております。

続きまして講習経費、こちらにつきましては、入国してからですね、最低、原則として2カ月程度の講習が必要ということになっておりますので、その経費としまして13万程度と聞いております。そのほかに講習手当、その講習を受けているときにですね、雇用関係はありませんが、そのときの支給ということで7万円程度と聞いております。

あとは、JITCOという団体がございますが、こちらにつきましては、もし決定した場合、2年目からこちらの会に賛助会費というものが発生してくるということで、年額5万円ということで聞いております。

あと、組合によって多少金額が違うということでありましてけれども、組合の管理費、こちらにつきまして1名月額5万程度が必要と聞いております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 細かい説明ありがとうございました。

そうすると、この方、2名ぐらいという予定だということでしたかね。

（「3名です」の声あり）

○4番（根本年生君） 3名。それに伴って、3人としたときに費用は合計でどのくらいかかるのか。これは日本人を採用する場合には、今言われている経費が、何十万かわかりませんが、それはかからないということによろしいのか。外国人を雇うからそれだけ余計にかかるよということによろしいですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 組合関係につきましては、人数にかかわらず1年目は12万円程度となります。研修生に関する金額ですが、こちらにつきましては、1人入国費用としまして、入国時1回ですね、こちらにつきましては29万円程度かかるということになります。そのほかに組合管理費、こちらにつきましては1人につき年間66万円かかります。日本人の職員を雇った場合、こちらがかかるのかということですが、これはかかりません。しかしながら、現在募集しておりますが、日本人の方については応募がないという状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 一番最後の経費のところなんですけれども、1人1年間、組合に66万円とおっしゃいましたけれども、本人への手当もこの中には含まれているんですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 本人への賃金は含まれておりません。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それでしたら、本人への賃金は1年間どのくらいになるんですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 仮に1名の方が月20日出勤していただいたと仮

定しまして、1人につき172万8,000円の賃金額となります。

(「1年ですね」の声あり)

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) はい。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 19ページ、農業費の中の土地改良関係団体事業の原材料費の支給があります。道路補修用材料です。その次のページ、土木費の道路橋梁費の中の町道維持管理事業で、法定外公共物補修用材料があります。これはともに、農林道とそれから赤道、青道の地元修理に対する原材料の支給ということで理解させていただいていますが、それによろしいでしょうかというのが1点、まずそこをお願いします。

○議長(野村賢一君) 建設課長。

○建設課長(野村一夫君) 農林道も建設課の赤道、青道についても、資材の支給ということで、資材の80パーセントを町のほうで見るという支給の要綱によってやっております。

以上です。

○議長(野村賢一君) 1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 資材は8割引きで地元に入っても、例えばその資材が大きかったり、あるいは広い面積だったりすると、機械を使わなければならないような事態が起きたとき、その機械の使用料というかリース料というか、そういうものに対する補助金というのは今あるんですか。もしないとしたら、そういうものも支給費の中に考えられませんか。

○議長(野村賢一君) 建設課長。

○建設課長(野村一夫君) あくまでも資材支給ということで、資材の80パーセントということで、例えばですね、工事が比較的軽微なものが多いということで、工事に対しては地元で、地域の人たちでやってもらうというようなことで、そういう考えはありません。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) 15ページ、高速バスの件でちょっと確認です。

今まで私、初めから鶴舞と、金田は既存のやつを使っているということで、バスターミナルということで、志関議員からそれはもう無理だということでは言われたんですけども、実際に県とか国のほうですね、そういうところに要望とか陳情とか何回かやったかやらないか、ちょっと教えていただけますか。企業努力したかどうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） バスターミナル自体の管理についてはですね、国・県ではなくて、例えば袖ヶ浦であれば袖ヶ浦市、木更津金田につきましては木更津市で管理していますので、それぞれの市が管理していることと思います。そこに入れるか入れないかというのはですね、バス事業者のほうがそういったターミナルに入る、いろいろか権利といいますかですね、そういう部分を持っていると思いますので、直接こちらのほうからそういった交渉はこれまではないです。バス会社を通してあくまでもやっているような形です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今話を聞くとちょっとがっかりしますね。だったら、町が言えないのであれば、バス会社から逆に、やっぱり共同体だと思うんですよね。利用者の利便性を兼ねてああいうバスターミナルをつくってあるんだし、まして大多喜も人口増とかいろいろ、住民サービスでやっている、多額の金を出しているんだしたら、やっぱりバス会社とよく協議して、入れるか入れないかって、ただ独断で、もう入れないよと一言で言わないで、それ確認なんですよ。努力してくださいよ、バス会社と一緒に。そうしたらもっとふえるか、継続してできるかもしれないし、空気を運んだって、それは営業にならないんだから、やっぱり皆さんね、自分らができないんだしたらバス会社をうまく使って、そこへ袖ヶ浦市と交渉して入れるようにしてくださいよ。それが住民サービスでしょう。そう思いませんか。

○議長（野村賢一君） これは議題外だから、申しわけないけれども、吉野僖一君、後でこの件は担当課に行って話していただけますか。

○5番（吉野僖一君） やっぱりみんなでこれ共有して……

○議長（野村賢一君） それはわかるけれども、今議題外です。正直言いまして。

ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 19 ページです。農林水産業費、真ん中辺です。有害鳥獣駆除対策事業が62万8,000円増額になっておりますが、この増額の内容についてお願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 増額の内容ということでございます。これにつきましては小動物でございますけれども、小動物の内訳がアライグマ、タヌキ、キョン、ハクビシン、この4種が小動物の対象になっております。

そして、今年度の10月末現在での4種の捕獲頭数でございますけれども、現在308頭を

捕獲させていただきました。当初の見込みで350頭を予定しておったところでございますが、このような形で捕獲が進んでおります。ですので、今後の見込みが600頭を超えるだろうと、そういう予測がございますので、不足部分につきましての計上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、今回の補正予算に反対の立場から簡単に討論させていただきます。

お金の使い方がおかしいのではないかとということではなくて、反対の一番の最も大きな理由は、15 ページの公共交通政策事業、品川直行バスの今後の運営について、やはり余りにも安直ではないか。税金の使い方に対して安直ではないか。

さっきも申し上げましたけれども、もしも東京行きのバスがなければ、何らかの形で継続してほしいと願ったかもしれません。でも、東京行きのバスが品川行きのバスよりも早くに開通しており、そして私たちが見る限り、やはりいつでも満車というわけではありません。東京行きのバスの会社は日東と小湊鉄道で、地元のバス会社からしてみれば中小に当たる会社が経営しています。その会社は、房総地域においては生活路線を赤字で走ってくれているバス会社です。そういうバス会社に挑戦状を突きつけるような形で品川行きバスを乗り込ませました。先日いただいた資料によれば、東京行きバスの乗車数と、それから品川行きバスの乗車数がこの1年間拮抗している数になっております。もし品川行きのバスがなければ、地元のバス会社の経営のバス路線がふえている可能性はあります。

品川行きバスが乗客を獲得していることについては、担当課の努力は認めないわけではありませんが、その努力をしても赤字だという路線を、これから当初の約束の5年間を過ぎても税金で補填しながら走らせ続ける。そのことは税金の使い方として真っ当な使い方

ではないだろうと思います。計画したほうとしては、意地でも走らせたいという気持ちはあるかもしれませんが、お金の、税金の真つ当な使い方、地域の民間会社の経営、それから住民の利便性、全体を考えたときに、今回、このところですかと赤字のふえたのを計上、反省もないままというのは申しわけない言い方ですけども、対策を多少聞きましたけれども、走らせ続けるという前提のもとで予算計上していくという、そういう姿勢をよしと認めるわけにはいきません。

それをもちまして私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 私は、今回のこの予算については賛成の立場で討論いたします。

本補正予算は、各事務事業の中で必要な費用について計上されているものと判断いたします。このうち、高速バス運行補助金についてですが、過日、議会全員協議会で配付された資料を見ますと、乗車人員及び収入額が当初計画された数値を下回っているものの、前年同期と比較すると着実に増加しております。

また、先ほどの根本議員の一般質問の中でも出ていましたが、平成28年度の実績について、利用客数は計画乗車人数に対してまだ足りておりませんが、81.8パーセントの目標達成率となっており、補助額については99.8パーセントの目標達成となっていました。また、平成29年度の見込みとしては、大多喜駅までの延伸による効果があり、計画乗車人数に対する目標達成率は68.4パーセント、補助額は、計画額に対して目標達成率は82.7パーセントとなる見込みとのことです。

この高速バス運行補助金は、平成28年度後期及び平成29年度前期の既に運行した実績に応じて補助するものであります。また、この経費について支出しないと、契約相手の事業者には多大な損失を与えるばかりでなく、町としての信用にもかかわるものと思います。

また、乗車人員については、当初の計画実績が四、五百人だったところを、先ほど言いましたけれども、スタートの場所変更、要は大多喜駅からの始発に変更しまして、従来の既存のバスとほぼ同等の乗車人員になっております。

また、先ほど麻生議員が言っていましたけれども、努力が足りないとかと言ってありますが、まだ乗車人員をふやす努力ができるものと思っています。それは、今は大多喜駅から始発で出ていますが、道の駅からとか違うところからの変更で、まだまだ伸びる要素は持っていると思います。

したがいまして、本一般会計補正予算については賛成するものいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 5、議案第 59 号 平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 議案第 59 号のご説明をさせていただきます。

33 ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,058 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 6,006 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、38、39 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 国民健康保険制度関係準備事業費補助金、補正額

32万4,000円でございます。こちらにつきましては、国保広域化に伴うシステム改修の補助金でございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額32万4,000円の減額補正になりますけれども、制度改正に伴うシステム改修経費について、国の補助金が見込まれることとなったため、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額2,058万1,000円の増額補正ですけれども、保険給付費の高額療養費、人間ドック利用補助金の財源として、前年度繰越金を充てるものでございます。

引き続き歳出でございますが、次のページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、財源内訳が変更となるものでございますので、補正額はありません。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,934万円の増額補正は、一般被保険者の高額療養費の実績増により予算に不足が見込まれることとなったものでございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者関係事務費拠出金1,000円の増額補正は、前期高齢者納付金の額の確定によるものでございます。

款8保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費124万円の増額補正は、人間ドック利用者の増加により、補助金の予算不足が見込まれることによるものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 6、議案第 60 号 平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第 60 号のご説明をさせていただきます。

43 ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,135 万 6,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、48 ページ、49 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明いたします。

款 5 諸収入、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、補正額 4 万 1,000 円は、歳出で計上いたします還付金の補正財源として、千葉県後期高齢者広域連合からの諸収入を充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金4万1,000円の増額補正は、保険料の変更等に伴う保険料還付金の予算不足が見込まれることによるものでございます。

以上で平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決をされました。

会議中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時58分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時08分）

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第61号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 議案第 61 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

議案つづり 53 ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,831 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、58 ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款の 4 国庫支出金、項の 2 国庫補助金、目の 4 介護保険事業費補助金 30 万 2,000 円及び次の款の 7 繰入金、項の 1 他会計繰入金、目の 1 一般会計繰入金 30 万 3,000 円の増額補正は、介護保険の制度改正に伴うシステム改修に係る国の補助金と一般会計の負担金でございます。なお、国の補助金の補助率は 2 分の 1 となっております。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

60 ページをお開きください。

款の 1 総務費、項の 1 総務管理費、目の 1 一般管理費 60 万 5,000 円の増額補正は、歳入でもご説明いたしました介護保険の制度改正に伴うシステム改修に係る委託料でございます。

以上で平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第 61 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第 8、議案第 62 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) 議案第 62 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第 2 号)について説明させていただきます。

63 ページをお開きください。

本文に入らせていただきます。

総則。第 1 条、平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。科目、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額 111 万 8,000 円の増、計 2 億 7,645 万 9,000 円。科目、第 1 項営業費用、補正予定額 111 万 8,000 円の増、計 2 億 7,545 万 8,000 円。

資本的収入及び支出。第 3 条、予算第 4 条本文括弧中「585 万 3,000 円」を「714 万 7,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。科目、第1款資本的支出、補正予定額129万4,000円の増、計714万7,000円。科目、第1項建設改良費、補正予定額129万4,000円の増、計714万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第7条中「1億9,823万2,000円」を「1億9,919万9,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算資料により説明をさせていただきます。

66ページ、67ページをお開きください。

第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額111万8,000円の増額。第1節報酬1万4,000円の増、第3節手当95万3,000円の増、第6節旅費1万6,000円の増、第17節負担金13万5,000円の増。

補正の理由ですが、第1節報酬につきましては、運営委員会開催回数の増に伴う増額でございます。第3節手当につきましては、時間外手当の増による増額でございます。第6節旅費及び第17節負担金につきましては、外国人実習生の現地面接時日当及び現地面接に係る往復運賃等の負担金として支払うものでございます。1名分でございます。

続きまして、70ページ、71ページをお開きください。

第1款第1項第1目設備整備費、補正予定額129万4,000円の増額。これは、自動火災報知設備改修経費及びスプリンクラーヘッドの増設に伴う工事費98万円と、敷地内に存在する倉庫4棟のうち2棟が老朽化し、屋根の一部が強風により剥がれている等から、危険なため撤去解体処理をする工事費31万4,000円で、合わせて129万4,000円の増額補正をするものでございます。

72ページから79ページまでの給与費明細書は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上で大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 67ページの時間外手当に伴う増、この内訳というんですかね。これはこの間の全員協議会のときに、退職者が12月に1名出て、また3月に出るようなお話で、それに伴って、今現在勤務している方々の時間外が発生するおそれがあるということで増に

なるものなのか、それとも、もう既に支払わなくちゃいけないものでまだ支払っていない分のものなのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） この時間外手当でございますが、平成 29 年 3 月末で、過去からの代休が 1 人当たり 3 日から 10 日、多い方で 15 日程度蓄積されておりました。その代休につきまして、1 人当たり 3 日程度を時間外手当として処理をさせていただきます。今回、時間外手当が不足しておるものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） そうしますと、今回、12 月にまた 1 人やめて、人員が減ることによる時間外手当ではなくて、過去の代休の処理に充てるというものの増ということで、人員が減れば既存の職員の方が当然余計に働くようになると思うんだけど、その辺は時間外手当とかじゃなくて、勤務時間内でうまく調整が図れて、既存の従業員の方々には負担はないという考えでよろしいということですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それにつきましては、現在、この時間外につきましては処理をさせていただきます。今回補正をさせていただきますのは、人が足りない分を見越して増額をさせていただいてあります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 67 ページの 6 番と 7 番、一緒に質問させてください。

外国人実習生の現地面接時における日当は 1 人幾らですか。

それから、17 の負担金、外国人実習生における往復運賃及び宿泊費とあるんですけども、意味がわかりません。外国人実習生の往復運賃なのか、あるいは先ほど一般会計のところ、面接に行くときの負担金が 2 人分で、1 名は老人ホームのほうから出るとかと言っていたような気がするの、それのお金なのか、その辺がこの表現ではわかりません。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 先ほどの一般会計から 2 名分出ているもののほかに、特別会計のほうから 1 名分出すものでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） じゃ、これは職員の実習生獲得のための旅費ということですね。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） そのとおりでございます。

（「日当」の声あり）

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 日当は1日当たり3,800円となります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 69 ページ、建設改良費とありますが、この中身は理解できています、消防とそれから物置を壊すという。そのほかに実習生を受け入れるための宿泊施設、あいている1階フロアを充てるというふうに全員協議会でおっしゃったと思うんですけども、その改築とかというのはないんですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それに伴いましては今後発生してくるものと思われませんが、現時点ではまだ未定でございますので、今回の補正には計上してございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎請願第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 10、請願第 3 号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書を議題とします。

請願内容について紹介議員の説明を求めます。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 請願第 3 号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書。

請願団体、事務局。住所、いすみ市岬町中滝 2806-2。団体名、一般社団法人岬やよい会、夷隅精神障害者家族会やよい会会長、池田敏代さんよりの請願でございます。

理由といたしまして、現在、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度の対象者は、（1）身体障害者手帳 1 級・2 級の身体障害者、（2）療育手帳 O A から A の 2 までの知的障害者となっており、精神障害者は対象外です。

日本も国連で採択された障害者権利条約を批准し、平成 28 年 4 月 1 日には、障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、差別と評価されてしかるべきものです。精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。千葉県精神障害者家族会連合会が、昨年行った当事者・家族へのアンケート調査結果においても、手帳の等級にかかわらず、ぎりぎりの生活を強いられており、一般医療の受診を控えている実態が明らかになっております。

よって、障害の種別を問わず、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすべきであります。

つきましては、貴議会において、精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象となる意見書を、千葉県に提出してくださるよう請願いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願については質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま、渡邊泰宣君外4名から、重度心身障害者医療費助成制度に関する意見書の提出について、発議案が提出されました。

この発議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、発議第6号 重度心身障害者医療費助成制度に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（吉野正展君） それでは、発議案を朗読させていただきます。

発議第6号。

平成29年12月6日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、渡邊泰宣、賛成者、同、山田久子、賛成者、同、野中眞弓、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、末吉昭男。

重度心身障害者医療費助成制度に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

次のページをお開きください。

重度心身障害者医療費助成制度に関する意見書。

日本国憲法第14条は、「法の下での平等」をうたい、国連の障害者の権利に関する条約第4条では、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。」と明記している。

平成23年に改正された障害者基本法では、精神障害者も「障害者」と定義され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目指している。

このような状況の中、千葉県重度心身障害者医療費助成制度は、身体・知的障害者に適用されているが、精神障害者はその対象から除外されている。

よって、千葉県においては、精神障害者も身体・知的障害者と同等に重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするために、必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 日

千葉県夷隅郡大多喜町議会

千葉県知事あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 発議第 6 号について提案理由の説明を申し上げます。

このことにつきましては、平成 29 年 11 月 16 日付で大多喜町議会議長宛てに、精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書が提出され、先ほど採択されました。

このことから、今、事務局長の朗読のとおり、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度について、精神障害者も身体・知的障害者と同等に制度の適用対象とするための措置を講じるよう、千葉県知事宛てに意見書を提出するものであります。

どうか可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま、町長から、議案第 64 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

議案につきましては、既に配付をしています。

議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第 2、議案第 64 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第 64 号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由について説明させていただきます。

本年 10 月の長雨などにより発生した中央公民館ホールの雨漏りの補修について、業者による屋上の状況の確認や提案をいただき、防水工事方法の検討や事業費の積算等を進めていました。その結果、議会 12 月会議に間に合いましたので、急遽補正予算を上程させていただいたものです。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,424万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,623万1,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,424万9,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出を説明させていただきますので、次のページをお開きください。

3、歳出。

款9教育費、項4社会教育費、目2公民館費2,424万9,000円の増額補正は、公民館屋上防水工事に係る施工監理、設計業務委託料と屋根の改修工事費でございます。

以上で平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 公民館ホールの屋根ということですが、聞くとところによると、海洋センターのほうも何か雨漏りがしているということを知っていますけれども、そちらの処理はどのようになっているのでしょうか。それはまずいですか。

○議長（野村賢一君） 根本さん、ちょっとそれは議題外じゃないですか。

○4番（根本年生君） じゃ、いいです。

○議長（野村賢一君） また、あったときにはぜひ。

ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 9ページですね。屋根改修工事、こちらはどのような方法で業者選定するのか、簡単に教えてください。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） これから設計をするわけですが、工事のことですよね。

（「そうです」の声あり）

○生涯学習課長（宮原幸男君） 工事につきましては入札を行う予定でございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 一応ですね、その方法がある面で公平だというふうに思うかもしれませんが、どうでしょうか、町内業者でできるところ、弱小かもしれないけれども、そういう方々が連合体を組んでもしやるのであれば、そういうところも考慮に入れながら、また検討していただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 入札の約款等がございますので、それに基づいて進めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 私は思います。政治というのは弱い人に光を当てなくちゃいけない。恐らく入札資格業者というのは、ある程度のレベルがないとなかなかいけない。その中でどうでしょうか、地元で納税し、そして地元でそこを使っているという業者がおれば、何とか技術的に可能であれば、そういう業者にも特例としてやることも、これ政治ではないかなと思います。その辺、もし課長答弁を超えるようでしたら、町長あたりから答弁いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問でございますけれども、今、生涯学習課長が答えたとおりで、建設業法の約款がございまして、それを超えて発注というのはなかなか難しいわけでございます。そして、もう一つはですね、指名参加に上程されない事業者がそれができるかという、なかなか、だからこそ指名参加ができない状態なんですね、技術者がいない、そういうことだと思います。ですから、やはり建設業法にのっとった形でなければ、なかなかこういう事業は難しいと考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 大分前かどのくらいか忘れちゃったんですけども、公民館は大規模

改修をやったと思うんですが、そのときには屋根の雨漏りとかそういうのはやらなかったんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 6年前に耐震をやっておりますが、そのときは耐震工事のみでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これはホールと研修棟と全部の屋根ですか。ホールのほうだけ。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ホール棟でございまして、玄関から入りまして左側の部分全般になります。傾斜屋根の部分と1階部分、平家の屋根の部分があるんですけども、その部分全体と。

（「つなぐところ」の声あり）

○生涯学習課長（宮原幸男君） はい、そうでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす7日から会期末の平成30年1月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす7日から会期末の平成30年1月31日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成30年2月6日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 根 本 年 生

署 名 議 員 吉 野 僖 一